

(案)

恵那市歴史的風致維持向上計画

第二期

令和2年 月
岐阜県 恵那市

恵那市歴史的風致維持向上計画

目 次

はじめに	3
(1) 2期計画策定の背景と目的	3
(2) 計画の位置付けと策定の流れ	4
(3) 計画策定の経緯	5
(4) 恵那市歴史的風致維持向上計画協議会	6
1 歴史的風致形成の背景	7
(1) 自然環境及び社会的環境	7
(2) 歴史的環境	18
(3) 指定等文化財の分布状況	36
2 維持及び向上すべき歴史的風致	63
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	113
(1) これまでの取組み	113
(2) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	115
(3) 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け	116
(4) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	119
(5) 計画実現のための体制	121
4 重点区域の位置及び区域	123
(1) 重点区域の位置及び区域	123
(2) 重点区域の範囲	124
(3) 重点区域指定の歴史的風致の維持及び向上の効果	130
(4) 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	130
5 文化財の保存又は活用に関する事項	137
(1) 恵那市全体に関する事項	137
(2) 重点区域に関する事項	141
6 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	149
(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する考え方	149
7 歴史的風致形成建造物の指定の方針	163
8 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	169

はじめに

計画の名称 : 恵那市歴史的風致維持向上計画
主 体 : 恵那市
計画期間 : 令和2年度から令和 11 年度

(1) 2期計画策定の背景と目的

恵那市は、中山道四十六番目の宿場「大井宿」、恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区及び岐阜県指定史跡「岩村城跡」等の歴史的建造物が存するほか、^{なかのほう}中野方町の坂折棚田や富田地区の田園風景等の美しい景観に恵まれている。また、恵那峡や日本大正村（明智町）等の自然や歴史を活かした多数の観光資源にも恵まれている。

しかし、近年、地域住民の景観に対する意識が高まり、町並み保存が行われる一方で、旧家の建て替えなどに伴う文化資産の散逸・滅失がみられる。

特に、中山道の宿場町として発展してきた「大井宿」は、江戸時代後半は美濃 16 宿の中で最も繁栄し、本陣、脇本陣が各 1 軒、旅籠 40 軒余が集まる宿泊施設の多い宿場町であった。また、6ヶ所もの枡形を持っていることも他の宿場町にない特徴であった。しかし、最近、道路整備、新築住宅の建築、屋外広告物の設置等が行われ、地域の歴史的風情、情緒、佇まいといった良好な環境が失われてきている。重要伝統的建造物群保存地区がある岩村町においても同様に、良好な環境が失われる恐れがある。

一方、地域には、人々が地域の歴史や伝統を体感し、地域に参加する場として、伝統行事や祭りなどがある。岩村町秋祭行事（県指定重要無形民俗文化財）での「雅楽」は、神輿渡御行列に加わって妙なる雅楽を奏し、渡御を一段と荘重なものにする。しかし、こういった伝統芸能も、継承者の高齢化や後継者不足により、かつての活気がなくなってきている。

こうした状況のなか、平成 20 年（2008）5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）が制定された。この歴史まちづくり法第 1 条では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、その維持及び向上を図ることを目的としている。

恵那市では、歴史まちづくり法第 4 条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条の規定による歴史的風致維持向上計画として「恵那市歴史的風致維持向上計画」を策定し、恵那市固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、地域活性化を推進することとした。また、景観計画や都市計画マスタープランなどの計画も含めて、総合的かつ一体的に施策を推進していくことにより、より実効性の高い計画とした。

1 期計画については、主に岩村町の重要伝統的建造物群保存地区内の電線地中化工事を行い、江戸時代の景観に近づける取り組みがなされ、観光客についても頭上に電線のない良好な空と、遠くに岩村城のある城山を見通せることが可能となった。

また、ポケットパークの整備も行いトイレ問題の解消を行うこともできた。

大井宿については、中山道を明示するために道路美装化を行い、観光客などを誘導できる

ことにつながった。

1 期ではこうしたハード面について、良好な整備を行うことができ恵那市の歴史的風致の向上を図ることができた。

2 期計画では、中山道の歴史的建造物の民間活用とさらなる観光客の誘致を行うために、明治天皇大井行在所の改修や市指定文化財の長屋門の移設を行う。

またソフト面についても、観光案内の看板など見やすい環境を整え、人々に恵那市の歴史を体感できる歴史まちづくりを行うことを目標とする。

(2) 計画の位置付けと策定の流れ

本計画の位置付け及び策定の体制を下図に示す。

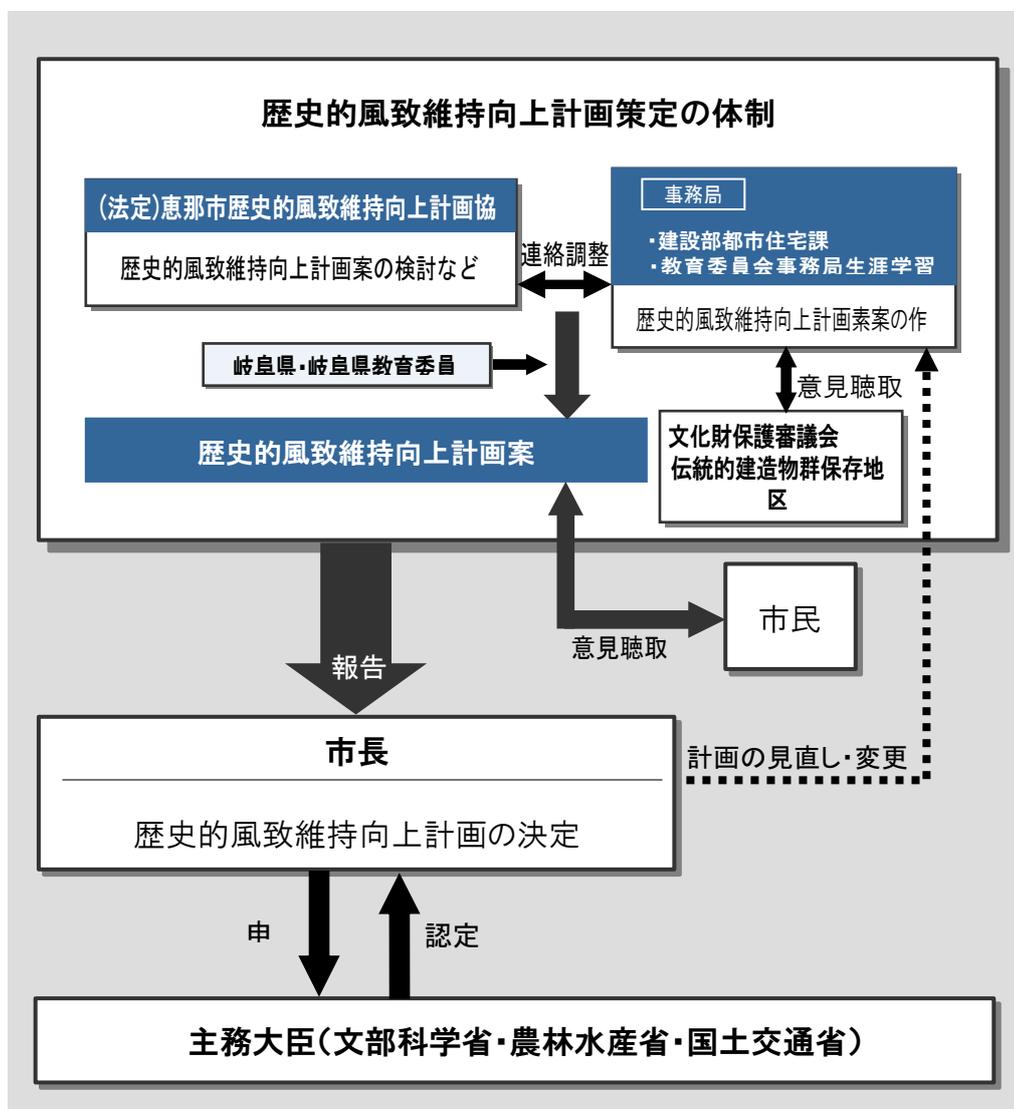


図 本計画の策定の流れ

(3) 計画策定の経緯

本計画は、以下に示す経緯で策定した。

第1期計画

平成23年 2月 3日	恵那市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成23年 2月 23日	恵那市歴史的風致維持向上計画の認定
平成24年 3月 13日	計画の変更認定申請
平成24年 3月 30日	計画の変更認定
平成26年 3月 20日	計画の変更認定申請
平成26年 3月 31日	計画の変更認定
平成28年 3月 16日	計画の変更認定申請
平成28年 3月 31日	計画の変更認定
平成29年 3月 23日	計画の軽微な変更の届出
平成30年 3月 29日	計画の軽微な変更の届出

第2期計画

令和元年 8月 26日	第17回 恵那市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）
令和元年 12月 10日	第18回 恵那市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）
令和元年 12月 16日	パブリックコメント（令和2年1月17日まで）

(4) 恵那市歴史的風致維持向上計画協議会

表 恵那市歴史的風致維持向上計画協議会の構成

委 員
岐阜大学特任教授 宮城俊彦
恵那市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員（建築） 長谷川良夫
恵那市文化財保護審議会委員 宮崎光雄
恵那市岩村町地域自治区
恵那市大井町地域自治区
岐阜県恵那土木事務所長
岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課長
恵那市教育委員会事務局長
恵那市建設部長

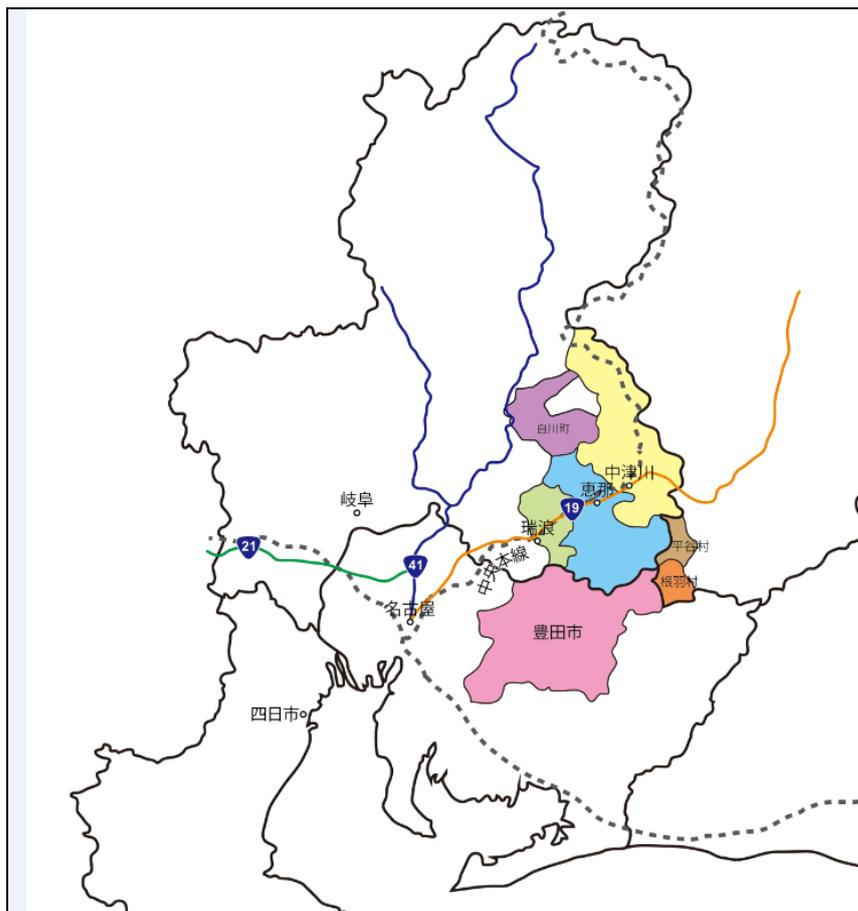
第1章 歴史的風致形成の背景

(1) 自然環境及び社会的環境

① 自然環境

ア. 位置

本市は、岐阜県の南東に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は加茂郡八百津町、白川町に接している。市域は、東西 32.0km、南北 36.0km、面積は 504.24k m²となっている。



イ. 地勢

本市は、岐阜県東濃地方の山間部に位置している。市の東部から長野県にかけては、木曾山脈が連なっており、他にも北部に笠置山等^{かさぎやま}を有する美濃飛騨山地、南東部に焼山等を有する恵那山地、南部に三河高原、西部に東濃丘陵と標高 800m～1,200m前後の山々が連なった地形となっている。

また、市街地については恵那盆地、その南に岩村盆地が形成されている。



笠置山

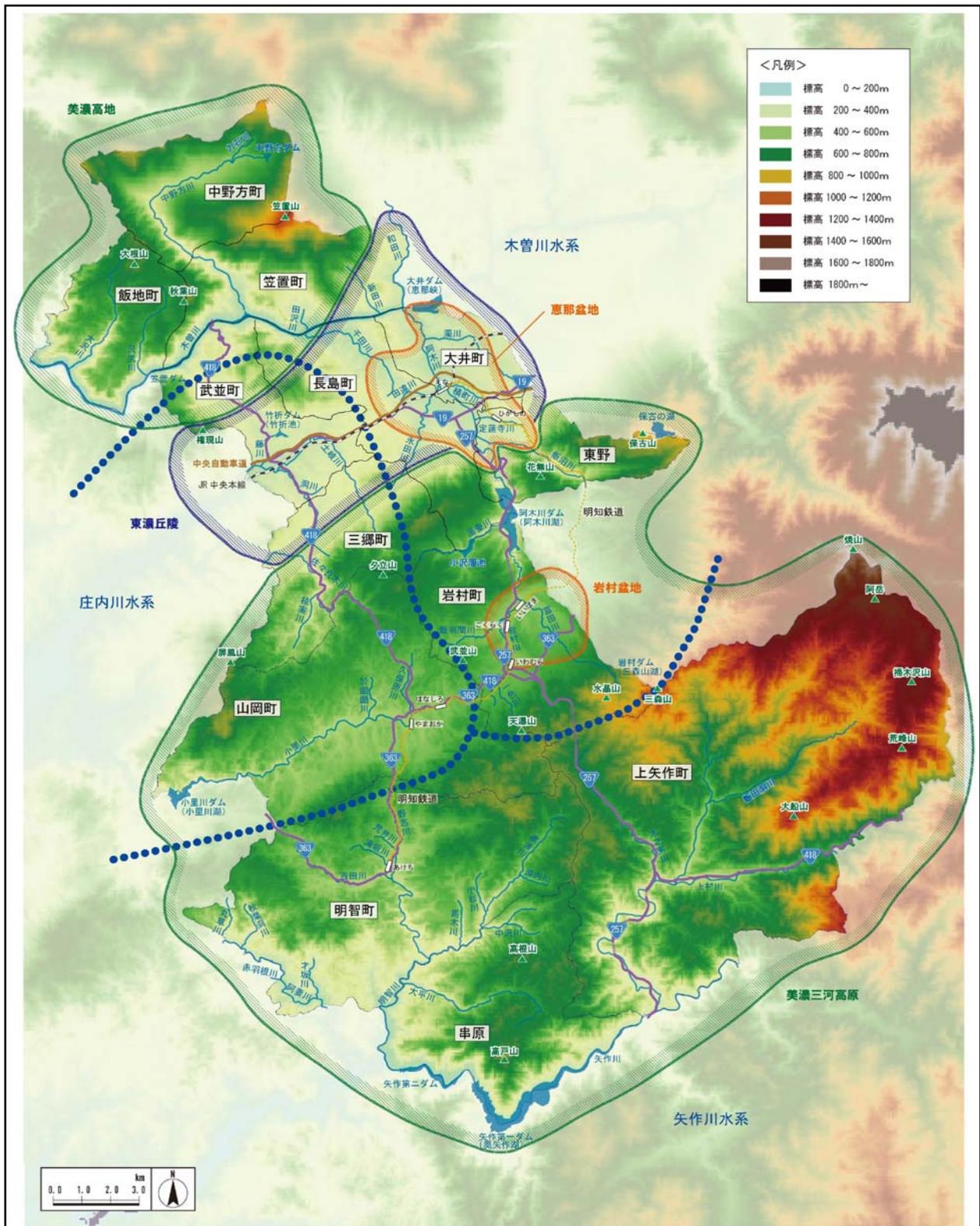


図 恵那市の地形

ウ. 山地・森林

本市は、市域の面積の約8割が森林となっており、北部に位置する標高約1,100mの笠置山、南東部に位置する標高1,709mの焼山（山頂は中津川市）をはじめとした標高800m～1,700m前後の山々が連なる緑に恵まれた地域となっている。

また、根の上湖と保古の湖の2つの湖を中心に標高900m前後の高原に広がる自然公園として^{えなさん}胞山県立自然公園が指定されている。



胞山県立自然公園

エ. 河川

市内の水系は、市内を東西に横断する木曾川をはじめとした阿木川、和田川、中野方川等からなる木曾川水系、土岐川、小里川等からなる庄内川水系、愛知県との県境をなしている^{やはぎ}矢作川や^{かみむら}明智川、上村川等からなる矢作川水系の3つの水系を構成している。

恵那峡は、大正13年に大井ダムの建設により誕生したダム湖となっており、県立自然公園の指定を受け、広く市内外の人々に親しまれている。



木曾川

オ. 気候

本市の気候は、太平洋気候の影響を受ける準内陸型の気候であり、夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しく、降水量は少ない。年間を通して安定した気候となっている。

月別平均気温・日最高気温・日最低気温と月別降水量の平年値（平成21年（2009）から平成30年（2018）まで）では、年間の平均気温は14.0℃、日最高気温は8月の32.3℃、日最低気温は1月の-3.7℃であり、年間降水量は1,922.0mmであり、7月から9月まで降水量が200mmを超え、7月が最も多く266.25mmである。



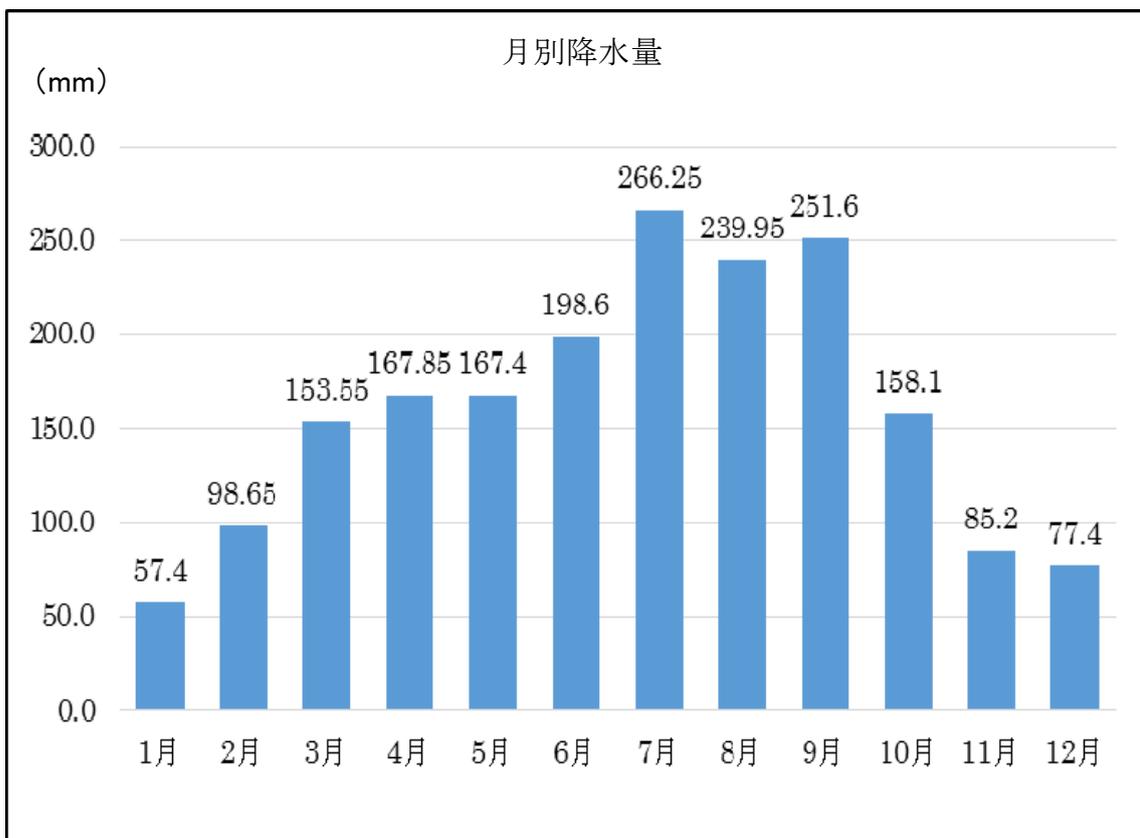
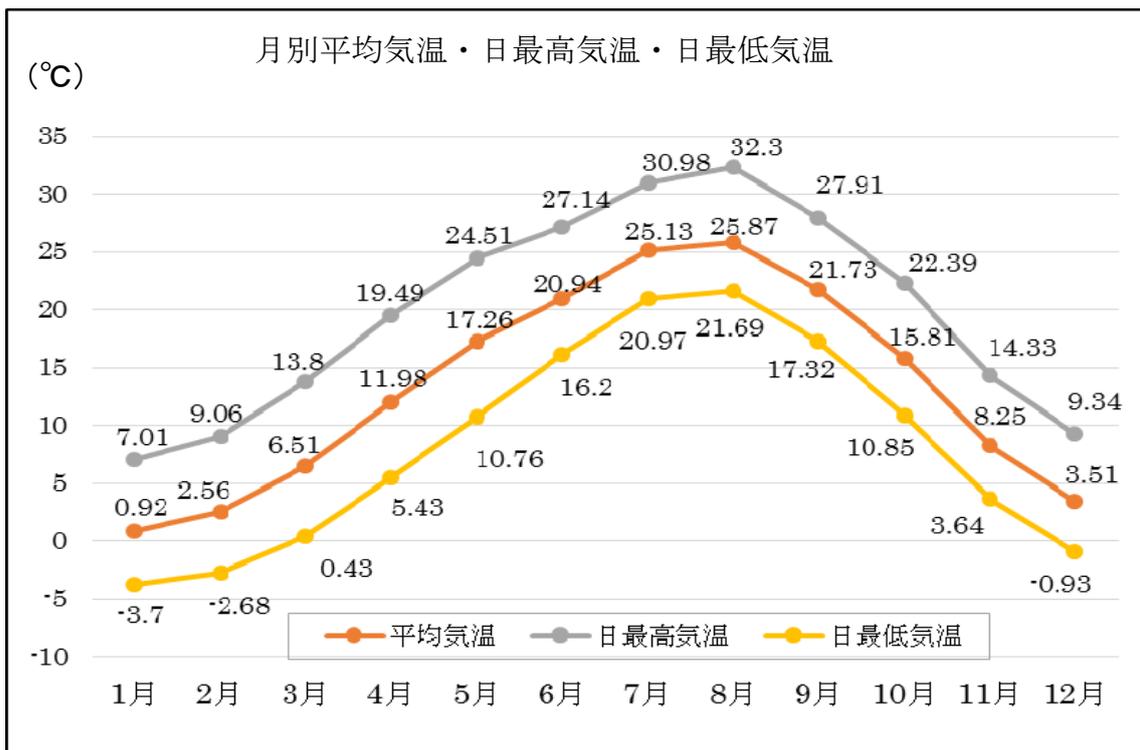
恵那峡(大井ダム)



坂折棚田



富田地区の農村景観



月別平均気温・日最高気温・日最低気温

月別降水量 (H21 から H30 まで)

(資料：気象庁)

②社会的環境

ア. 市域の変遷

恵那地域は、明治22年の町村施行後、明治の大合併を経て、昭和28年の「町村合併促進法」により、昭和29年に8町村（大井町、^{おさしま}長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村）が合併し「恵那市」が誕生した。恵那市の南部地域では、明知町と^{しずなみ}静波村、三濃村の一部及び吉田村が合併し明智町に、岩村町と本郷村が合併し岩村町に、遠山村と鶴岡村が合併し山岡町に、上村と下原田村が合併し上矢作町となり、恵那地域は、恵那市、中津川市、恵那郡（11町村）となった。

その後、平成16年10月25日に恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の6市町村による新設合併による「恵那市」が誕生した。



図 市域の変遷

イ. 交通

名古屋からは1時間の距離にあり、市内には中央自動車道の恵那インターチェンジが位置し中京・関西方面と結ばれている。基幹道路としては、国道19号、257号、363号、418号などが通っており、鉄道はJR中央本線、第3セクター経営の明知鉄道が通っている。

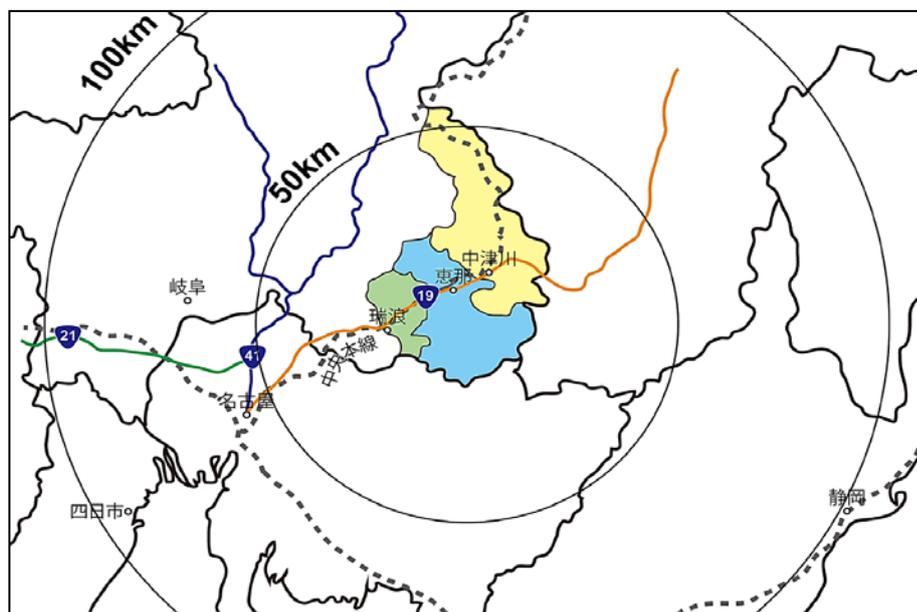


図 恵那市の位置

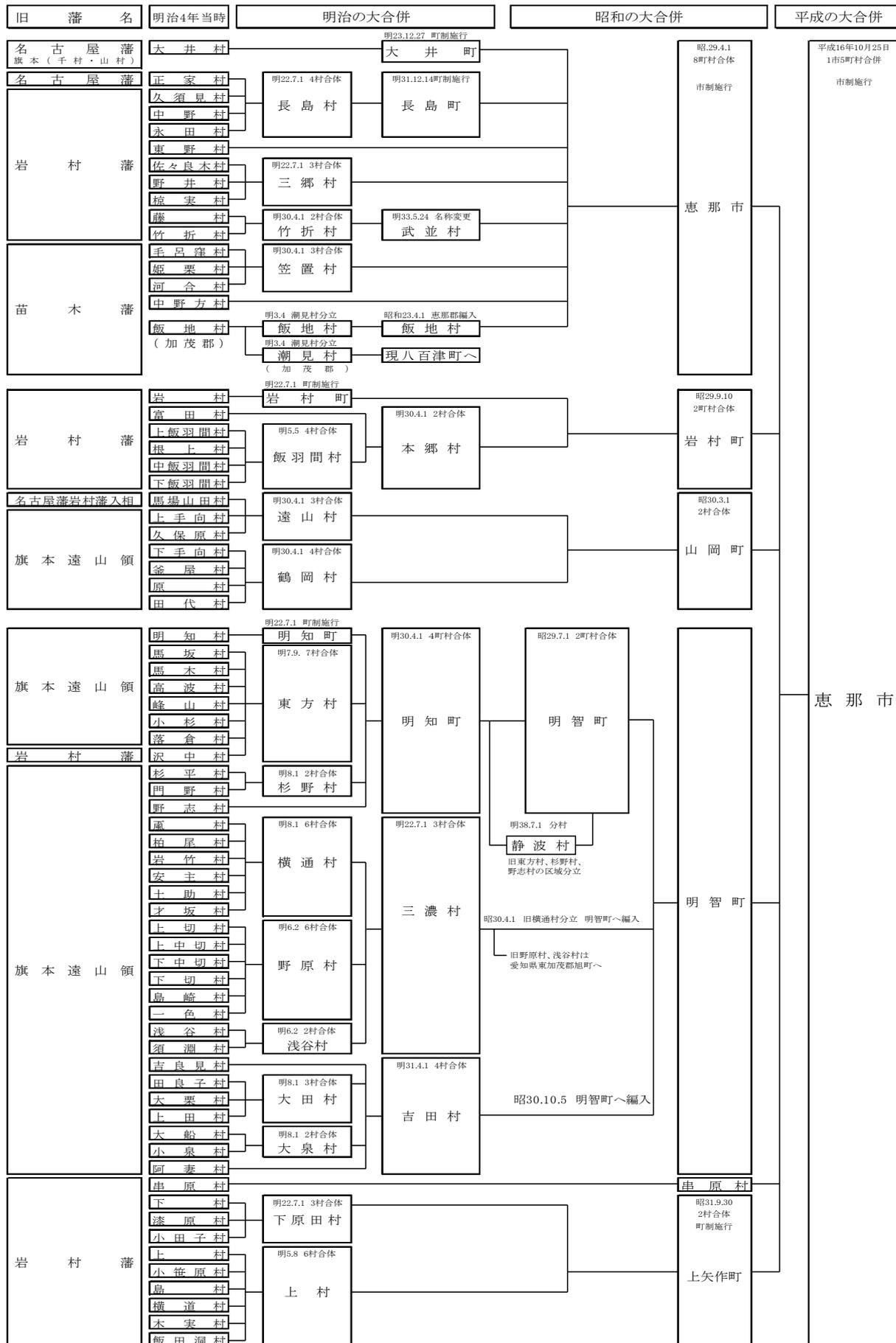
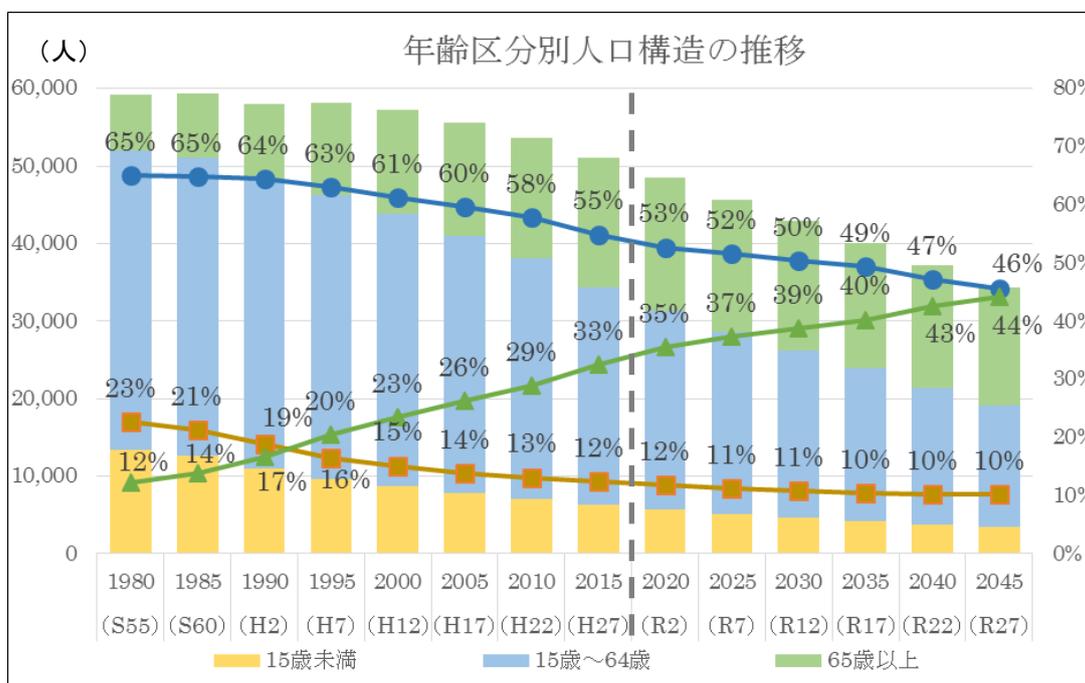
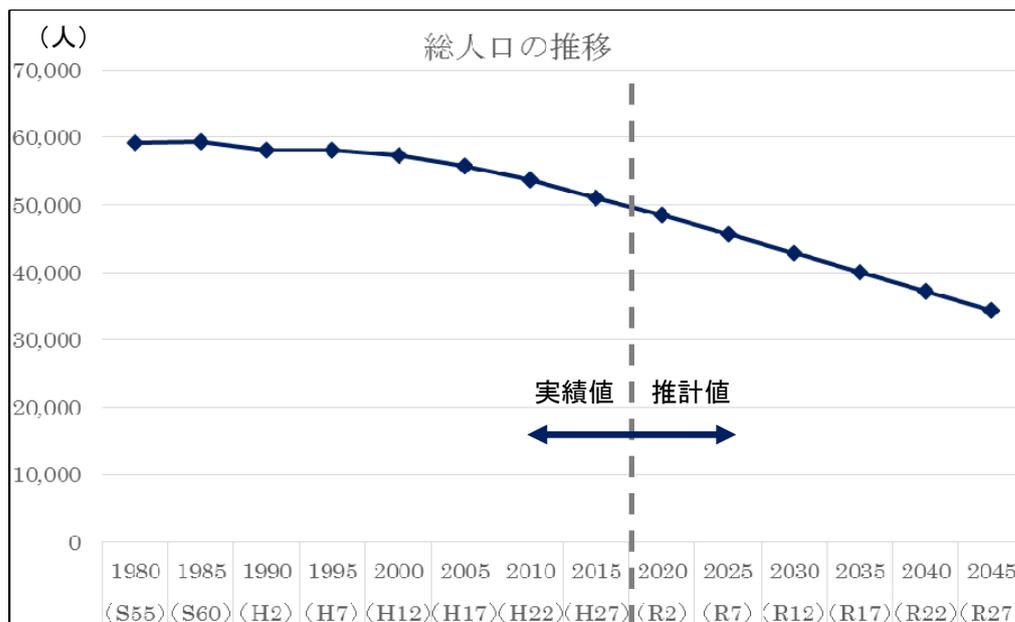


図 恵那市の変遷

エ. 人口動態

平成27年国勢調査による恵那市の人口は 51,073 人であり、人口は 1985 年をピークに減少に転じ、生産年齢人口と総人口は減少傾向にある。また 15 歳未満(年少人口)及び 15 歳から 64 歳(生産年齢人口)の人口割合は、1980 年から減少傾向にあり、2020 年以降の推計においても減少すると推計している。一方で 65 歳以上老年人口の割合は、1980 年から 2020 年までは増加しており、2025 年以降においても増加すると推計している。これらのことから少子高齢化が進行していることがうかがえる。



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成 30 年 3 月公表)に基づく推計値。

オ. 土地利用

本市の土地利用は、市の面積 50,424ha のうち、森林が 38,678ha(76.7%)となっており大部分を占めている。他の面積は、農地が 3,362ha(6.7%)、道路が 1,768ha(3.5%)、宅地が 1,561ha(3.1%)等となっている。また、市街地の面積は 167ha(0.3%)となっており、市全域に対する宅地、市街地の占める割合は非常に少なくなっている。

表 土地利用別の構成

土地利用	農地	森林	原野等	道路	宅地	その他	合計
面積(ha)	3,354	38,701	296	1,773	1,575	4,725	50,424
割合(%)	6.7	76.7	0.6	3.5	3.1	9.4	100.0

(岐阜県市町村別地目別面積 2014 年)

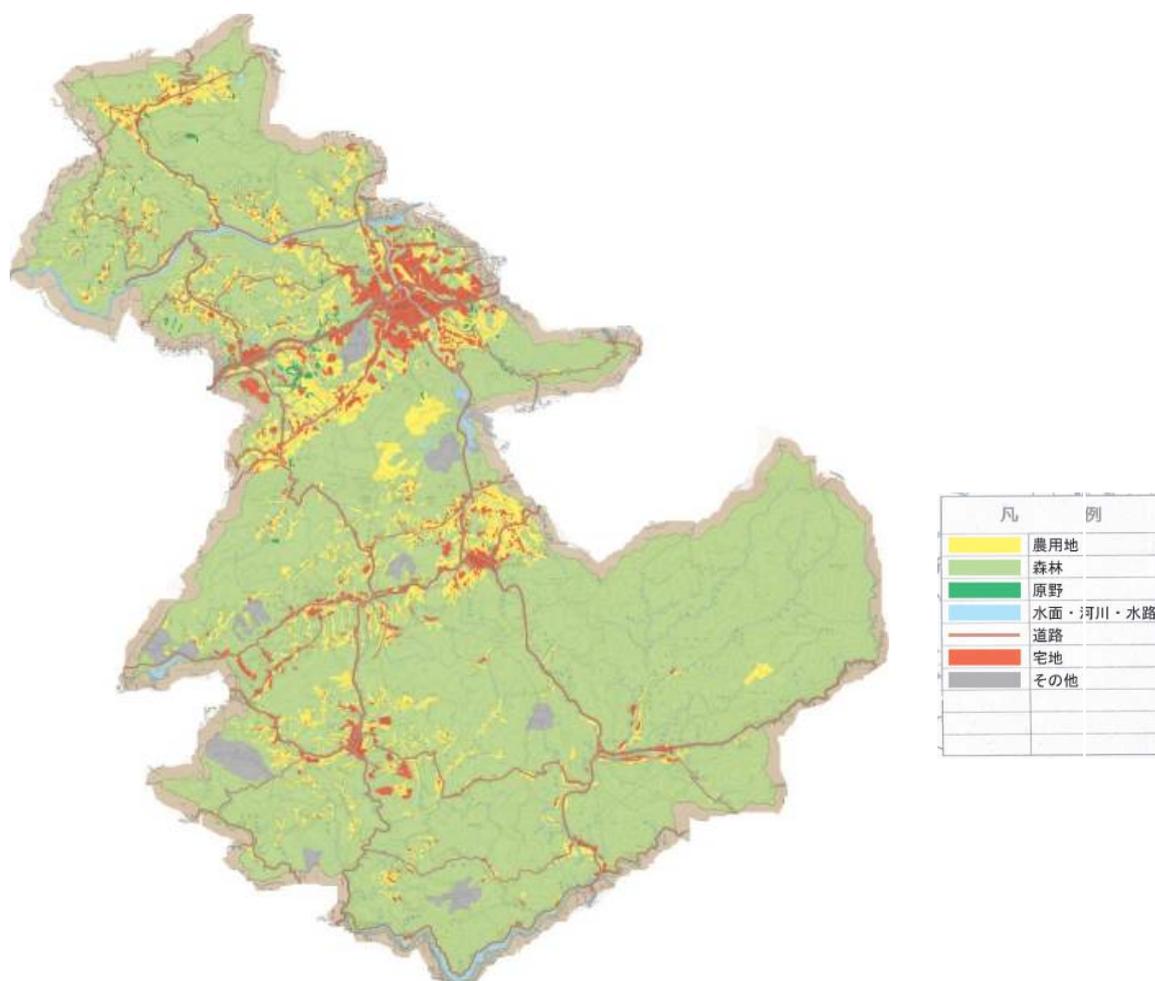
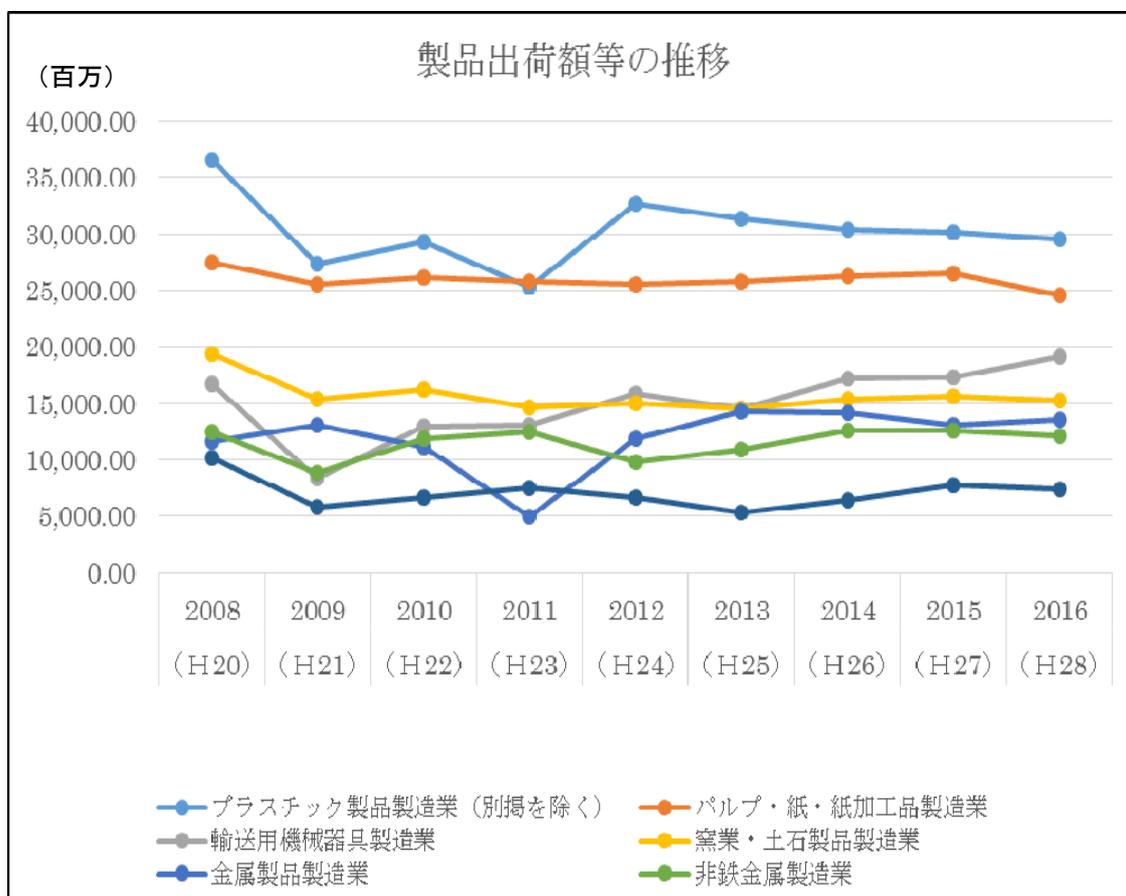


図 恵那市土地利用計画概略図構想図(H27 年)(出典:恵那市都市計画マスタープラン/H30 年)

カ. 産業

本市の農業は、稲作を主体とし、畑では園芸作物や工芸作物、果樹、^{かき}花卉等の栽培が行われており、近年は転作を機に大豆、黒大豆、そば、飼料作物等の栽培が伸びている。木曾川以北の水田は、見事な棚田を形成しており、中でも坂折棚田は農林水産省による「日本の棚田百選」に認定されている。

また、産業については、かつては、林業や養蚕業が盛んな時期もあったが、パルプの原料である木材に恵まれていたことから、紙産業が発展してきた。また、本市がある岐阜県の東濃地方は良質な粘土に恵まれていたことから、窯業が栄え、現在はその技術を生かし、セラミックス製造分野に発展し市の基幹産業の一つとなっている。近年では、交通インフラの整備や工業団地の整備により、自動車部品メーカーを中心に、多様な加工技術を持つ企業の集積がされている。



(RESAS 地域経済分析システム)

～観光地別年間入込み客数の推移～

平成 30 年度の主な観光地別年間入込み客数の合計は約 286 万人となっており、平成 23 年度と比較すると 6.8%の増となっているものこの数年は横ばいから減少傾向にある。主な観光地別では、平成 30 年度「岩村城下町」が約 33 万人で平成 23 年度と比較すると約 5 倍となっており、歴史的風致維持向上計画の効果とテレビの撮影によるものと考えられる。このほかにも「中山道広重美術館」が約 1.4 倍、「日本大正村」が 1.8 倍以上となっており、大幅な増加傾向が見られる。

表 主な観光地別の入込客数の推移

単位:人, %

	H22 年	H23 年	H27 年	H23 年比	H28 年	H23 年比	H29 年	H23 年比	H30 年	H23 年比
	恵那峡	525,885	479,101	481,321	100.5	497,749	103.9	440,900	92.0	468,725
阿木川ダム	—	17,312	7,045	40.7	6,125	35.4	5,117	29.6	8,402	48.5
保古の湖	35,652	40,884	28,065	68.6	13,464	32.9	13,523	33.1	16,455	40.2
笠置山	—	10,686	10,485	98.1	17,742	166.0	13,528	126.6	12,741	119.2
恵那峡カントリー	49,627	47,394	52,526	110.8	53,796	113.5	52,934	111.7	54,365	114.7
山菜園	132,600	132,848	132,217	99.5	120,427	90.7	73,431	55.3	81,068	61.0
七日福市	50,000	50,000	50,000	100.0	48,000	96.0	50,000	100.0	50,000	100.0
みのじのみ祭り	80,000	80,000	80,000	100.0	90,000	112.5	90,000	112.5	100,000	125.0
中山道広重美術館	—	15,236	18,115	118.9	17,012	111.7	18,825	123.6	21,521	141.3
道の駅らっせいみさと	678,603	669,059	669,977	100.1	652,586	97.5	624,646	93.4	634,027	94.8
道の駅 おばあちゃん市 山岡	645,963	586,640	547,140	93.3	524,222	89.4	527,743	90.0	565,929	96.5
道の駅上矢作 フ・フォーレ・福寿の里	246,396	228,523	203,953	89.2	204,606	89.5	192,459	84.2	187,011	81.8
奥矢作湖	78,080	26,000	13,994	53.8	18,807	72.3	18,537	71.3	19,582	75.3
岩村城下町	74,661	63,811	99,410	155.8	105,685	165.6	113,272	177.5	334,654	524.4
日本大正村	72,871	122,552	237,278	193.6	216,104	176.3	215,860	176.1	228,539	186.5
ささゆりの湯	134,981	111,365	95,872	86.1	90,938	81.7	77,485	69.6	81,286	73.0
合計	2,805,319	2,681,411	2,727,398	101.7	2,677,263	99.8	2,528,260	94.3	2,864,305	106.8

(2) 歴史的環境

① 原始

恵那という地名の語源が「胞衣＝へその緒」であることが示すように、恵那地域は、日本列島のほぼ真ん中、へそにあたる。そのため、縄文時代には、一つの竪穴住居跡から東日本系の土器と西日本系の土器と一緒に使用された状態で出土するなど、東西文化の影響を受けつつも地方色豊かな文化を育んできた。古代から平安時代にかけては「恵奈」の文字が使用されており、江戸時代の正保年間に「恵那」となった。このため古代関係の記述で必要な箇所は「恵奈」を使用する。

② 古墳～古代

古墳や古代寺院の分布状況、地名などの分析から、都のある畿内から東国への主要道である東山道が市内を東西に横切っていたこと、また、東山道の南側にも伊那谷へのサブルートがあったことが推定されている。関国美濃の東端、東国との境である難所神坂峠を控え、恵奈地域は当時の朝廷にとっても重要な位置を占めていたと考えられる。法隆寺式伽藍配置をもち、三彩陶器など希少な遺物が出土した恵那市中央部の正家麿寺跡、川原寺系統の瓦が出土する恵那市南部の手向麿寺跡という二つの古代寺院遺跡の存在がその事実を如実に物語っている。

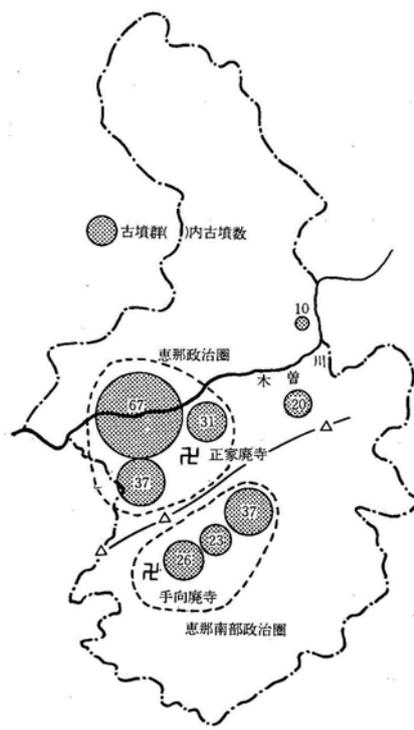


図 古墳と古代寺院の分布など

・飛鳥池遺跡出土木簡の衝撃

平成9年(1997)、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で出土した木簡(荷札)の一つに、恵奈郡の発祥にかかわる重要なものが発見された。この地域は、少なくとも天武天皇6年(677年)当時、恵奈郡はなく土岐郡に編成されていたことが判明した。この発見は、この地方のみならず、恵奈郡の発生時期を推定する重要な事柄であり、当時の新聞紙上をにぎわした。その木簡の意味は次の通りである。

表:丁丑年(天武天皇6年、西暦677年、7世紀後半)十二月に三野国(美濃国)刀支評(土岐郡)の次米(すきのこめ)である。

裏:このお米を送ったのは、恵奈五十戸造(えなのさとのみやっこ)(里長)阿里麻(ありま)。お米をついた人は服部枚布(はとりひらふ)で、五斗俵に入れて運んだ。



図 飛鳥池遺跡から出土した木簡の写し

また、もう1点の木簡には、加^か爾^や評^{こおり}（可^か児^に郡）久^く々^く利^り五^ご十^{じゅう}戸^こ（里）の物^{もの}部^の古^の麻^ま里^りが同じようにお米を貢納したことが書かれていた。

『日本書紀』には、天武天皇6年11月に新嘗祭（天皇がその年に採れた新穀を神々に供え、自らも食す宮中の儀式）を飛鳥浄御原宮で行ったことが出ているので、その祭りに使う神聖なお米を恵那と可児から運んだときのものとされている。

イ. 飛鳥池遺跡の木簡と恵奈六郷

平安時代中期の漢和辞書である『和名類聚抄』では、恵那郡内に6つの郷を掲げており、その位置については、現在の通説では、下記のようになっている。（図参照）

- 淡気郷：山岡町・明智町を中心とする恵南地区南部
- 安岐郷：岩村町・中津川市阿木を中心とする阿木川上流地域
- 絵上郷：藪原・宮の越中心の里と須原・野尻中心の里からなる木曾谷の大部分
- 絵下郷：坂下町を中心とした恵北地域
- 坂本郷：神坂峠の麓の神坂、落合、中津川、坂本の地域
- 竹折郷：大井、武並を中心とする地域

奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で出土した木簡（荷札）から、7世紀後半には恵奈評（郡）はなく、土岐郡の一部として恵奈五十戸（郷）があったことが分かる。その場所は、後の郡が置かれたときに最も代表的な郷の名前を取ったものとする、当時の郡の中心地域に求めることができる。その候補地は、8世紀に古代寺院があった長島町・大井町を中心とした地域と山岡町を中心とした地域の2カ所があるが、後者は、恵奈六郷のうちの淡気郷としてほぼ間違いないので、前者とするのが妥当であるとされている。

その後の検証で『恵那市史』では、絵下郷と絵上郷は恵奈郷が分割されたもので、恵那市長島町から中津川市の市街地にかけての地域にあたるのではないかとした。今後、学術的な研究が望まれる。



図 恵奈六郷の推定位置

ウ. 古代寺院の全体像を残す正家廃寺跡

古代恵那郡の中心地と推定される長島町正家に、8世紀前半に築かれた古代寺院跡が残っている。塔、金堂、講堂の配置は法隆寺と同じで、塔と金堂は、建物の土台である基壇と礎石もよく残っている。築地塀に囲まれた東西約54m、南北約70mの伽藍地と東隣にほぼ同じ規模の区画がある大規模な寺院であることも判明した。また、三彩陶器や塔を飾る風鐸など希少な出土品もあり、古代の地方寺院が中央国家と関係している貴重な遺跡として平成13年8月13日、国の史跡に指定された。



正家廃寺跡(手前が塔跡、奥が金堂跡)

正家廃寺跡の近く、正家の集落か阿木川の対岸の東野地区には、おそらく恵那郡の役所(郡衙)や東山道の駅家(大井駅)があったと考えられるが、位置は特定できていない。ただし、廃寺の麓には八反田遺跡などの豊富な遺跡が広がっており、この地域が廃寺を中心とした寺社町のような性格があったと推測される。

エ. 古代恵那郡南部の拠点～手向廃寺跡

古代恵那郡を考えるうえで、正家廃寺跡とともに見過ごすことができないのが山岡町上手向にある手向廃寺跡である。小里川沿いの低地を見渡す台地上にあり、周辺は古墳も多数分布することから、古代淡気(手向)郷の中心的な集落があった地域ではないかと考えられている。



手向廃寺の軒丸瓦

寺跡は、昭和41年、山岡小学校が新設され、その通学路の拡張工事中に布目瓦が見つかったことにより、その存在が確認された。その後、周辺でも多数の平瓦、丸瓦が採集され、昭和52年には、推定寺域が町の文化財に指定された(現在は市指定史跡)。

昭和61年、町の集落道整備事業の一つとして道路の拡幅工事が計画され、遺跡にかかる道路予定地約660㎡の発掘調査が行われた。その結果、奈良時代の溝数本と礎石1個、基壇状遺構、掘立柱建物状遺構等が確認されたが、調査範囲が限られており、遺構の残り具合も悪かったことから、寺域全体像を把握するまでには現在まで至っていない。しかし、過去の発掘による遺物の出土量から、地下には古代寺院の遺構が良好に残っている可能性も否定できない。

寺跡推定地は現在、畑地、草地となっており、地表では何も確認できないが、周辺には、古代、中世の遺跡や寺名や坪名のつく字名もあり、手向廃寺跡の実態解明のみならず、古代恵那郡の歴史を探る上でも地域全体の専門的、総合的な調査が望まれる。

③中世の恵那

鎌倉時代から戦国時代にかけて東濃地方に勢力を張ったのが、源頼朝の寵臣加藤景廉^{かげかど}の末裔遠山氏である。平氏滅亡後、景廉は功勞として数荘を与えられた。その一つが遠山荘である。この遠山荘を苗字の地として、『吾妻鏡』承久元年7月19日条に遠山左衛門尉^{さへもんじょう}の名が見られる景廉の長男景朝^{かげとも}である。遠山荘は景廉から景朝に継承され、景朝が初めて遠山氏を名乗ることになったと考えられる。このため、恵那地方はこの時代遠山荘と呼ばれていた。「近衛家所領目録」には、高陽院領遠山荘とあり、『吾妻鏡』にも遠山荘のうちの一村を源氏ゆかりの木曾義仲^{よしなか}の妹に与えたという記述があることから、遠山荘が重要かつ高水準の荘園として扱われた可能性が高い。

・遠山一族と岩村城

室町時代には10家以上が分出し、明智、苗木、岩村の3家を中心とする一族が対等な立場で幕府奉公衆となっていたが、戦国時代には岩村家が台頭し、一族の統一を果たした。天文年中の当主景前^{かげさき}は、対外的には、飛騨の三木氏出身の高僧で武田氏と関係の深い明叔慶^{めいしゅくけい}を菩提寺の大円寺に招き、尾張の織田氏からは二人の子景任^{かげとう}と直廉^{なおかど}に信長の叔母と姉(または妹)を室に迎えるなど、周辺の諸大名との関係を深めた。一族に対しては、それまで対等な立場にあった苗木家に直廉を養子として送り込むなどして被官化を進め、天文末年ごろには遠山一族は「岩村衆」と呼ばれるようになっていた。



図 享保3年岩村城絵図(岩村歴史資料館蔵)

本拠の岩村城は、標高717mの城山山頂に位置する。俗に創築800年といわれるが、これは鎌倉時代に初代遠山景朝が入部してからの年数で、現在の山城の原形が築かれたのは、現存する城内八幡神社の棟札から見て、16世紀の初めと考えられる。元龜・天正年間の信玄の西上作戦に伴う武田氏と織田氏による争乱の過程で大規模な土造りの城郭が構えられ、関ヶ原合戦後に入封した松



岩村城跡

平家乗によって右図の「享保3年岩村城絵図」にある現在の石垣が構えられたと見られる。明和3年の岩村城平面図は、現代測量と比較しても遜色のない精度で書かれており、城の全体像が把握できる。明治6年(1873)に建物は民間へ払い下げとなって姿を消したが、現在も石垣土塁の全遺構が残されており、広大な山城の規模・形状をしのぶことができる。



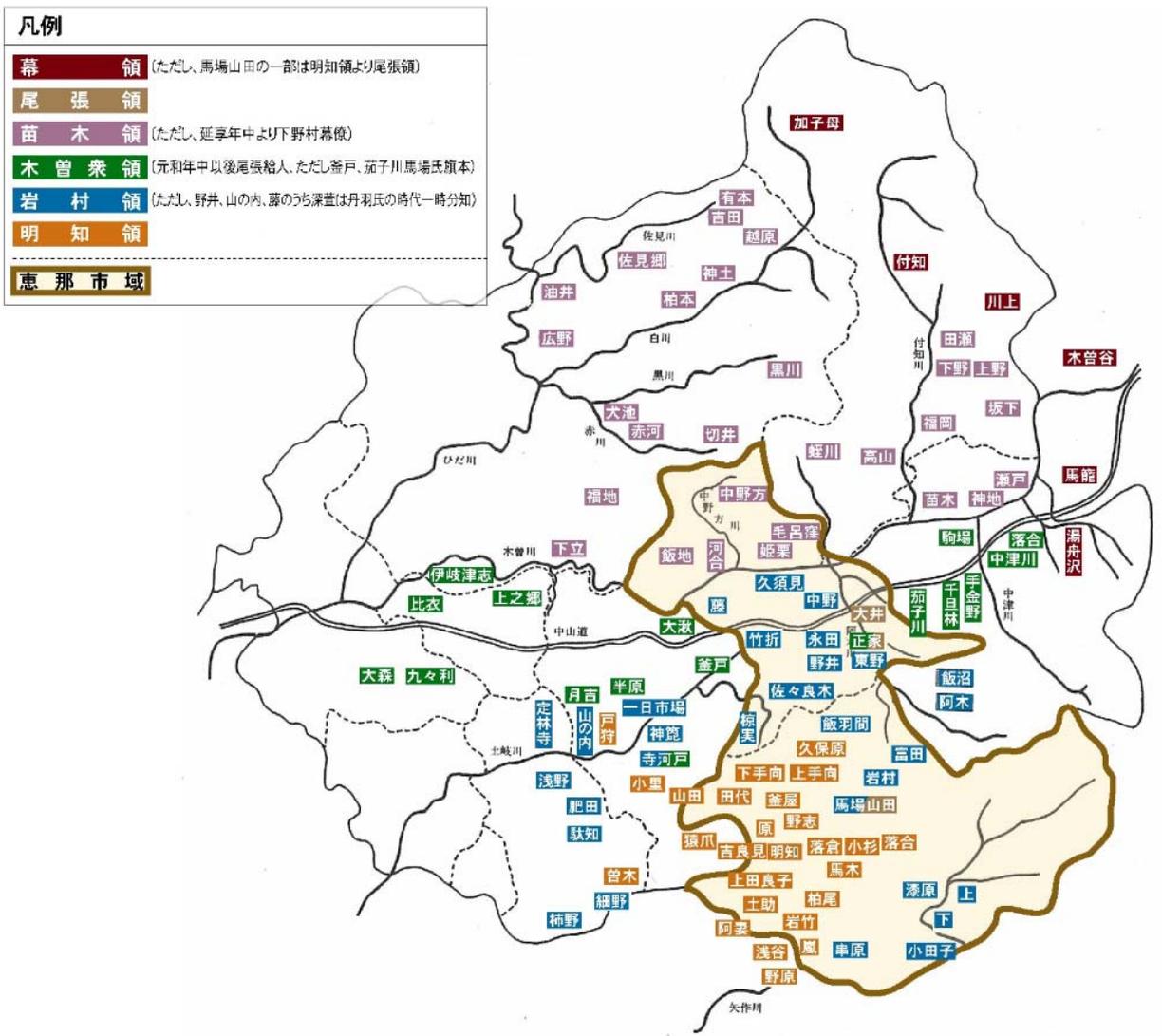
图 岩村城平面图(明和3年) (岩村歴史資料館蔵)

④江戸時代の恵那

ア. 市内の所領の配置～近世の支配行政

関ヶ原合戦後、徳川家康は幕府の支配体制の強化を図るために、それまで豊臣家の蔵入地であった土地や西軍に味方した諸大名の所領を没収し、これを幕府直轄領(天領・幕領)、旗本領・譜代大名領とし、幕府の基礎を固めた。

恵那地域は、岩村に譜代大名の松平家乗が封じられ、東軍に参加した遠山友政が旧領を安堵されて苗木城主に、西軍岩村城主田丸具忠が守る明知城を奪還した遠山利景が旧領城地を拝領して旗本となった。これにより、市域は、大井宿を含む大井村が幕府直轄領(元和年中から尾張藩領)、正家村は木曾衆領、木曾川以北の毛呂窪・姫栗・河合・中野方・飯地の五カ村が苗木遠山領、明知・山岡を中心とした旧手向郷の村々が旗本明知領、あとは岩村藩領に組み入れられた。この入り組んだ支配領域は、少なからずこの地域の文化の広がりや伝播に影響を与えた。



イ. 計画的に整備された岩村城下町

岩村城下町の出現は本格的には近世に入ってからである。明和年間に作成された『屋敷町屋分間図』を見ると、岩村の町並みの詳細な様子を把握することができる。岩村城の創築は鎌倉時代であったが当時はまだ町というものはなく、室町末期に付近の村落に市場ができた。松平家乗が慶長6年（1601）岩村城主となってから山麓に藩主邸を造営し、これを中心にして岩村川をはさんで城下町を形成した。その形成の意義は政治、軍事、経済の三つの面があった。

政治的には、城主の所在たる岩村を中心とするために兵農、商農を分離して武士及び商人を城下に吸収して一定の地に住ませ、その他の農村は百姓のみとして農耕に専念させ、武士、商人、農民の統制を行った。

軍事的には、城の防衛があげられる。中世の遠山氏時代には郡内各地に支城が多数配置されて、本城である岩村城の外廓防備を行った。しかし、江戸時代に入って一領主一城の制が定められたため、本城だけを厳重に守らなければならず、そのうえ城郭の建築はもちろん、改造修理でさえ許可できなかつたため、藩主邸を中心として城下町そのものを防御線とした。また寺院の配置にも配慮し、町人町の下町尻土堤外れに祥雲寺、



武家町西外れに置かれた妙法寺

上町外れ木戸傍に清楽寺、武家町の西外れに妙法寺が置かれた。その他新屋敷外れの白山社、上町外れの弁天社、町人町の南の浄光寺や若宮社等も監視所として配置した。町人街を一条としたのも、岩村城一の門から一直線上に監視が出来るようにするためであった。

経済的には、商人を城下に吸収して領下の中核とした。商農分離という政治的意味もあったが、それよりも当代全国的に盛んになった商品経済、貨幣経済に対応して、岩村藩の財政的基礎を確立するためであった。そこで領内の商人を集めるだけでなく、尾張・三河方面から有能な商人を招聘して、城下町の繁栄を図った。

城下町が形成されてから2回の藩主交代があったものの、城下町の大きさ、人口にはあまり変化がなかった。町人街にあっても藩の方針で商業経営を制限されていたからで、店が増えなかった。また、城下の土地が狭く、当時の人々はその山間地を可能な限り人為的な力で作った町なので、平野部のように多数の商人が流入し、自然的に発展する力を持っていなかったためと考えられる。



図 屋敷町屋分間図(岩村歴史資料館蔵)

ウ. 大井郷と武並神社

遠山一族によって平安末期、古代恵那郡の大半を荘域とし形成された遠山荘は、中世を通じて近衛家領として伝領される。14世紀以降郷ごとに分割して恵那盆地から中津川市市街地西部にかけては大井郷に属し、天竜寺香厳院こうげんが別当職を保持していた。15世紀の大井郷は11の村から構成され、村ごとにさらに下位の領主が存在したが、郷全体の領主権は香厳院が保持していた。また、地頭職は鎌倉初期以来、遠山氏が継承する。こちらも郷ごとに分割相続されていくが、大井郷にその勢力が浸透するのは戦国期以降である。



解体修理中の武並神社

戦国期の大井郷の支配の様子は、大井町の武並神社の由緒から知ることができる。永禄7年(1564)の武並神社再建は、岩村城主遠山景任の下に大井城主の藤井常高ふじいつねたかが主導し、周辺の国人・土豪が結集して行われたものであった。このときの状況を記した唯一の資料である棟札むなだによれば、景任が本願ほんがんとなり、勧発かんほつが藤井常高、このほかに手向城主とうげ

勝氏、阿寺城主遠山氏、千旦林城主吉村氏、野井城主西尾氏が参加し、遷宮の行列には10カ村が参加したという。武並神社再建は、岩村遠山氏による大井郷支配を誇示するものであったといえよう。

武並神社本殿は、永禄再建当時の部材が残り、中世の神社の建築様式を今に伝える貴重な建造物として平成元年5月19日に重要文化財に指定された。平成19年からは、平成22年までの4ヵ年計画で、明治33年（1900）以来となる大修理事業が行われ、再建当時の姿が約445年ぶりに蘇った。

エ. 交流の要だった街道と宿場

古代から美濃を通った官道は東山道で市域を西から東へと貫いていた。その後江戸時代には、幕府道中奉行の支配する中山道（大井町、長島町、武並町）をはじめ、地域と地域を結び、物資の交流や寺社の参詣・旅行などのために、下街道（武並町）、黒瀬街道（中野方町）、中馬街道（上矢作町、明智町）など数多くの道が網の目のように結び合っていた。



図 恵那地方の街道と脇往還

<中山道>

中山道は、江戸時代の五街道の一つであり、大湫（瑞浪市）以東、藤村・竹折村・久須見村四ツ谷・中野村を経て、美濃十六宿の一つ大井宿に至り、ここより茄子川・千旦林を通り中津川宿を抜ける。この行程中、中野・大井あたりは平坦地で、通行する幕府や諸藩の諸荷物や参勤交代行列、一般の人馬の宿泊・休憩所として賑わった。また、中野・大井は、周辺農村との交通上の結節点にあたり、商品流通の要となっていた。



図 木曾路名所図会 大井驛
（秋里籬島、文化2年、1805）

<下街道>

下街道は、大井宿と名古屋を結ぶ街道で、宿の西の間槇ヶ根追分が中山道との分岐点となっている。ここで分かれた下街道は竹折村を経て釜戸村に達し、ここから土岐村、多治見村へと通じ、名古屋城下の大曾根に向かっている。中山道と比べて平坦で歩行しやすく、距離も5里ほど短いため、中山道を避けて下街道を通行する者が多かった。江戸時代には、木曾信州方面からの諸産物を



間槇ヶ根追分

名古屋へ出し、名古屋方面で生産された生活物資を木曾信州へ輸送する街道となり、尾張藩の領国木曾への家中往来の道となった。また、木曾信州方面から伊勢神宮への参詣や、逆に名古屋方面から信州の善光寺への参詣にも多くの人を利用した庶民信仰の道でもあった。

<中馬街道>

「中馬^{ちゅうま}」というのは「手馬」ともいい、本街道の宿駅間の輸送に当たる本馬でもなく、百姓仕事に使う下の馬でもなく、脇街道で荷駄稼ぎに使う中の馬というくらいの意味の名前で、主に信州方面で使われたという。この中馬輸送は荷物を早く安全に送ることができたため、その利用率は次第に高くなり、1人で3、4匹の馬をつなぎ合わせて運搬するようになった。この中馬の通る道



明智町の中馬街道分岐点

中馬街道と呼び、伊那谷や木曾谷から尾張・三河・遠江などの街道筋へ出るいくつもの道があった。その中でも最も盛んに使われたのが、飯田から平谷・根羽と南西へ下ってきて、足助から岡崎や名古屋へ行く本街道と、根羽から南下し新城・豊橋へ出る道と、根羽から西へ向かって美濃へ入り、恵那郡南部の上村・明知、土岐郡南部を通過して瀬戸・名古屋へ出る道の3つであった。

信州からの荷物は、主に上村方面の馬士によって明知まで運ばれ、名古屋からの荷物は、主に水上大川方面の牛方の手によって柿野まで運ばれ、ここで双方の荷物が積み替えられて、名古屋と南信州に向けて積み出されていた。上村と明知は、信州方面、名古屋方面、三河・遠江方面からの物資の集散地にあたり、多くの馬宿や牛宿が設けられ、賑わいを見せた。

<黒瀬街道>

黒瀬^{くろせ}街道は、苗木城下と黒瀬湊を結び、苗木及び苗木藩の生活必需品や生産余剰品などを運ぶ道である。この街道は日比野村並松(中津川市)で飛騨街道と分岐して、高山村・蛭川村(中津川市)・中野方村(恵那市)・福地村(加茂郡八百津町)を経て木曾川沿いの細目村黒瀬湊(同)に着く。



黒瀬街道(恵那市中野方町坂折)

官道である中山道は幕府の法的規制の下に一定の位置に宿場を設け、本陣や問屋を置き、一定の人馬を常備して宿役人の指揮の下に公用荷客の輸送にあたった。これに対して黒瀬街道は、それほどの規則や諸施設もなかったが、苗木藩の定めた規則があり、沿線の村々には運送のための施設(継立所・取扱所)が整えられていた。

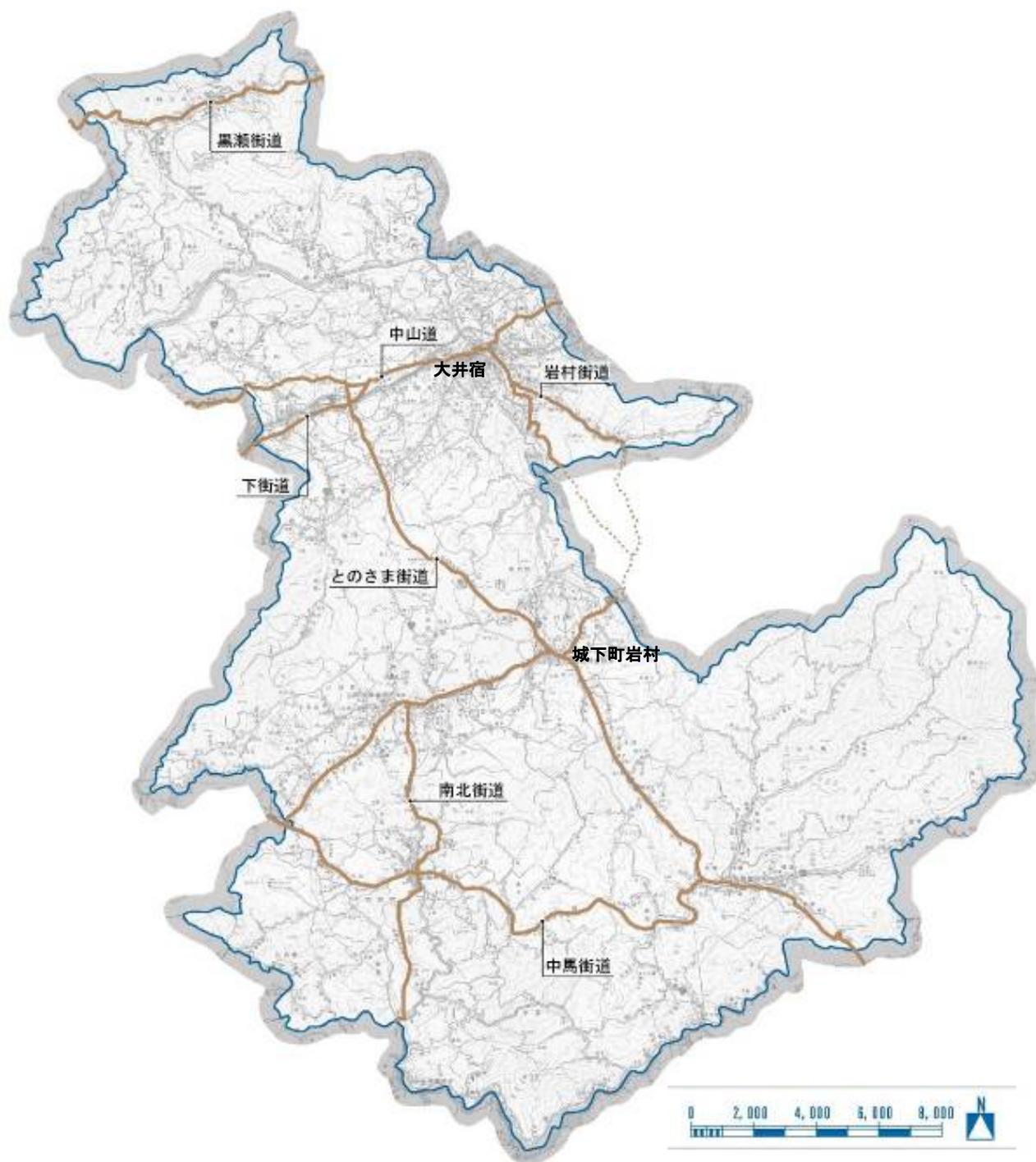


図 恵那市内の街道

※注:「中馬街道」は本文に述べたように複数の道を指す一般名詞でもあるが、東濃地方では中馬が多く利用した道は本地図の道のみであり、固有名詞として定着している。本書では、以後、特に断りのない限りこの地図の道の名称として用いる。

④明治以降の恵那

古代の恵奈郡、中世の遠山荘、そして江戸時代の岩村藩(大井地区は尾張藩)と変遷を重ねてきたこの恵那地方も、明治期になり現代の様子に近い形になっていった。明治期は、文明開化に伴う近代的な殖産興業が隆盛し、恵那地方も大きな変化を成すことになる。



大井発電所と大井ダム

ア. 鉄道と電源開発～町場の発展

まず、明治維新後の恵那地域の近代化を支えたのは国鉄中央線の開通と木曾川、^{やはぎ}矢作川等の河川を利用した電源開発である。

<中央線と大井駅の開設>

現在の恵那駅一帯は、江戸時代は田畑原野で、大井宿の人々は、「むこう」と呼んでいた。明治を迎え、大井村は尾張藩領から名古屋県、そして明治4年(1871)から岐阜県となった。この頃になると橋向こうの平地にも中山道を挟んで家が建ち始め、明治22年(1889)に大井村は町制を施行して大井町となり、同28年(1895)には橋向こうは「新町」となった。明治35年(1902)12月、中央線大井駅が開業すると大井町がこの地方の物資の集散地となり、各町村へ通じる街道が整備され、町の基本形態が出来上がった。

駅前からは、正家、東野から岩村、明知方面への南北街道が整備されるとともに、^{あさみ よいちう えもん}浅見与一右衛門によって明治39年(1906)に大井～岩村間に岩村電気軌道が開通し、その後、昭和9年(1934)には大井～明知間に国鉄明知線が開通した。大井駅がこの地域の人及び物資の乗降場となるに従って駅前通り(中央通り)には多くの旅館や運送店が開業した。中山道沿線も銀座通りと名付けられ、駅前に集まる人々を対象にした各店舗が軒を並べた。



大正時代創業の和菓子店(昭和初期)

<町の発展に一役買った電源開発>

大正期に入って鉄鋼・化学工業が勃興した日本ではその動力源である電力の需要が飛躍的に増大したため、電力産業が活発化した。中でも岐阜県は、急峻な山地と河川が多いため全国有数の水力発電開発適地であり、明治時代から各地で水力による電力・電灯の供給事業が進んだ。特に恵那地域は木曾川が地域中央を横断し、郡南部を矢作川が流れるほか、落差のある中小河川が多く、電源開発の適地となった。

明治39年(1906)には、阿木川に造った200kwの自家発電所を動力源として、岩村町から中央線大井駅に通ずる岩村電気軌道株式会社が鉄道事業を開始した。これは県内初の電気鉄道であっただけでなく、翌40年から電灯事業も兼営し地元へ電力を供給した。大正期には恵那地域に発電所開発ブームが訪れ、各地に町村営、組合営、会社営などの水力発電所が造られ、まず電灯が普及していった。

大同電力（現在の関西電力の前身）社長、福澤桃介（福澤諭吉の娘婿で電力王の異名を持つ）は、「一河川一会社主義」を唱えて水力発電に力を注ぎ、須原、読書、大井など木曾川に合計7か所の発電所を建設した。この電源開発を実現に導いたのは、国鉄中央線の開通と駅を中心に発展を見せていた沿線の町々である。

木曾川に設けられている大井ダムは、堤体高が50mを超える日本初の高堰堤（重力式コンクリートダム）を持つダム式発電所で、大正10年（1921）7月、和田川、阿木川との合流点のすぐ上流において着工され、総工費1,952万円、延べ人数146万人もの莫大な人と資材を投入し、大正13年（1924）11月に竣工した。幾多の苦難を乗り越えての完成で、我が国のハイダム技術の原点とも言うべきものである。工事には大量の建設資材・電気設備機器が必要であった。このため運搬道が必要であったが、中央線大井駅（現恵那駅）から工事現場までの4.3kmに鉄道を敷設して国鉄の貨車もそのまま引き込めるようにし、大井駅と終点の間に退避所や中間駅を設けた。また、工事に関係する大勢の人々の飲食や宿泊には大井駅前の旅館や飲食店が利用され、活況を呈した。現在も駅前で営業を続ける木造3階建ての旅館信濃屋（創業大正元年・1912）には、当時宿泊したとされる福澤桃介の書が残されている。

<大井ダムがもたらした観光と文化>

大井ダムの完成により、上流約10km周辺に景勝地「恵那峡」が誕生し、東海地方を代表する名勝としてその後の恵那市の観光を支えることとなった。また、大井ダムと恵那峡は、観光客だけでなく、日本を代表する歌人である北原白秋が恵那峡を訪れ歌を読むなど、文芸でも市に新たな文化をもたらした。



大井ダムによって生まれた風光明媚な恵那峡

<シクラメン栽培発祥の地>

大井ダムには、機械化施工、本格的ボーリング調査、カーテングラウチングなど、「日本初」の形容詞のつくものが多い。そのため、アメリカからの技術者も何人か迎えていた。恵那市東野の伊藤孝重は、その技師の奥さん（ドイツ人）からシクラメン栽培を薦められ、日本での栽培は珍しかった時代に独学で取り組み、昭和初期に成功、その後販路を自ら開拓し、恵那を全国に誇るシクラメン産地に育てた。現在、シクラメン栽培は、市内の農業高校や中津川市阿木地区や福岡町、付知町などにも広がっており、需要の高まる12月が近づく頃には、恵那駅前通りや阿木地区で、シクラメンの即売や地元特産品を販売するシクラメンまつりが毎年開催され、市街地を彩る年末の恒例行事として定着している。



シクラメン

<歌人北原白秋が残した文芸>

日本近代詩歌壇の巨匠である北原白秋は、大正7年（1918）、昭和2年（1927）、昭

和11年（1936）と3回恵那を訪れている。大正7年の初の来恵は、投稿を通じて知り合いになった恵那市長島町永田在住の歌人、牧野暮葉の招待によるもので、烏屋でツグミ狩りに興じた。霜の濃い夜明けの光景や空にはばたくツグミの群れなど、叙情的な風景に白秋は大いに刺激され、数々の詩や短歌を書き残した。そのうちの一つは、後に永田地区の有志によって地元で詩碑として残されている。

2回目の昭和2年は、新聞社の委嘱を受けて日本新八景選定委員として恵那峡を訪れたもので、周遊の様子は「恵那峡」（『白秋全集 22 巻』）に記述されており、「恵那峡の幽邃ゆうすいはともすると日本ラインの豪后を凌ぐ。（略）すばらしい、すばらしい」と高く評価している。

昭和11年の3回目の来恵は、恵那峡近くの虚弱児童福祉施設「雀のお宿」の開校式に招かれたときであった。その際、周辺の丘陵を光風台こうふうだいと命名した。また、恵那中学校での児童自由詩の講演会や、自らが主宰する短歌結社「多磨」恵那支部の創設歌会などを行い、多くの歌や書を残した。恵那峡を訪れた際の感動を「大井栄舞」「大井恵那峡とんとん節」の詩の中に残したのもこのとき



北原白秋作詞による大井栄舞

であった。栄舞では、中山道に行く参勤交代の行列などを格調高く表現し、とんとん節では、恵那峡の奇岩怪岩や雄大な山々などがウイットに富んだ文体で詠み込まれている。これに、町田嘉章（栄舞）・大村能章（とんとん節）が曲をつけ、西川鶴吉が振りをつけて、恵那が誇るべき郷土芸能が誕生した。当時は芸妓によってお座敷やお祭りなどで盛んに披露された。戦後は芸妓の減少とともに衰退していったが、「この素晴らしい作品を消してはならない」という市民の熱い思いから、平成元年に大井栄舞保存会、平成5年には大井恵那峡とんとん節を研修する会が発足し、本格的な伝承活動を開始した。今は、市の伝統芸能大会や各種イベント、お祝いの席などでその優雅な舞を堪能することができる。

<矢作川水系上村川の電源開発>

矢作川の支流上村川の電源開発は、大井ダム建設を手掛けた福澤桃介が率いる矢矧水力株式会社（現中部電力株式会社）の事業として始められ、大正9年（1920）から昭和2年（1927）の7年間に逐次竣工、稼働を開始している。長期にわたる大規模事業の関係者は人数が多いうえに現金を持っていたので、地域に与えた経済効果も大きく、発電所付近の集落には多くの店ができた。



恵那市最南端の町、小田子

中でも上村川が根羽川と合流して矢作川となる地点、上矢作町の最南端に位置する小田子地区は、川を挟んだ南隣の稲武町いなぶとも密接な交流があり、明治末期から昭和30、40年代に至るまで、近隣町村の商業の中心であり、旅の中継点でもあった。大正時代初期からは上村川や矢作川に発電所やダムの工事が始まり、多くの工事関係者や発電所に働

く人などで居住者が増えると、遊興や買い物のために客が集まってますますにぎやかになった。小田子は活気にあふれた町であったが、昭和30年以降の発電所の自動化で社宅がなくなり地元の人口が減少し始めると、元の静かな山間の集落へと戻っていった。

イ. 農村を支えた養蚕と寒天製造

＜養蚕と蚕種製造＞

恵那地方の養蚕の歴史は古いと言われるが、資料は極めて少ない。東野には目桑の一種に「殿様桑」の名が残されている。これは、岩村藩家老、丹羽瀨清左衛門が奥州や信州からよい桑の苗を取り寄せて藩内に植えさせた名残と伝えられるが、江戸時代に東野で養蚕が盛んであったという記録はない。

この地方で養蚕が顕著な伸びを示しはじめたのは明治時代に入ってからである。生糸の輸出が綿糸などとともに日本の主要物品として伸び、国内の養蚕農家も増加した。恵那地方は岐阜県内でも養蚕適地として非常に盛んで、そのため、蚕種業者も増加して、落合、中津、坂下（中津川市）、大井、東野（恵那市）などで蚕種が製造されるようになった。後に風穴を利用して秋蚕種を保存する方法が研究され、春秋2回の養蚕ができるようになる。蚕種業者が一挙に増大し、恵那地域内のほとんどの町村に2～3軒の種屋ができた。中でも落合村（中津川市）と東野村（恵那市）はその品質の良さから全国的にも名声を馳せ、国内はもちろん朝鮮半島や中国大陸まで出荷され、その生産量は県内の約半数を占めるようになった。

蚕種製造及び養蚕は農家の現金収入の増大につながり、このころ建てられた養蚕普請と呼ばれる間口7～8間、奥行5～6間の総2階の家は、現在も恵那地域内の各所で見ることができ、最盛期にはこの家をフルに使って養蚕や蚕種製造が行われた。

＜農家を支えた農閑期の副業、寒天製造＞

寒天は江戸時代初期に京都で発明されたという。心太（ところてん）料理が寒中に凍って干物になったが、水で煮たところ海藻の匂いのない透明なゼリー状になった。寒中にできたので寒天と命名されたという。今日では、羊羹、ゼリー、和菓子などの食用と、カプセル、糊、細菌培養などの工業用に使われている。天然寒天と工業寒天があり、大正末期から恵那地域で天然寒天づくりが始まった。



東野の山中に残る山本風穴



今も残る養蚕普請の家(東野)



恵那地域の冬の風物詩、寒天干し

大正10年(1921)、岐阜県は折からの農村不況救済策の一つとして冬季(農閑期)の余剰労働力が活用できる副業として天然寒天の製造を導入・普及しようと計画した。調査の結果恵那地域と飛騨地方が適地と判明し、この計画に積極的に応えたのが岩村町であった。そして大正14年(1925)、岩村町の吉成重治、河合繁次郎、柴田啓一による「三岩寒天製造所」が製造を開始、品質の向上を目指して研究を重ね、3年目によく上質の寒天を生産し高収益を上げた。この成功を目のあたりにした町内外の人たちが重い腰をあげ、岐阜県も奨励、指導に取り組んだため、岐阜寒天の副業生産は、岩村町を中心に鶴岡村、遠山村(山岡町)、明智町、串原村へ、阿木村(中津川市)、長島町(恵那市)、蛭川村、付知町、加子母村(中津川市)から益田郡下(飛騨)へと、南へ北へと広がっていった。

戦後は昭和30年に山岡町に岐阜県寒天研究室が開設され、品質向上などの研究が開始された。その後、昭和35年から年間を通じて製造できる工業寒天や粉末寒天の製造が始まったが、暖冬、原藻の入手難、輸出不振などの困難が生じ始めたのもこのころからで、製造者は減少に転じた。それでも、昭和47年には天然寒天480t、工業寒天574t、計1,054tと長野県を抜いて日本一の寒天生産県となり、昭和49年には岐阜県寒天水産工業組合が設立された。

その後、山岡地区の寒天産業は隆盛し一時期は100件を越える工場があったが、需要と供給の関係から次第に減り、現在は9件の工場が製造している。

⑤輩出した人物、ゆかりの人物

ア. 秋山虎繁(1527-1575)

戦国時代の岩村城において、武田信玄の重臣として活躍した武田二十四将の一人。

伊那から飯田地方を統率していたが、信玄の駿河侵攻に際し奥三河へ出陣。その勇猛果敢を見て徳川方から「武田の猛牛」と畏怖されたとされる。

元龜3年(1572)、信玄の西上作戦において美濃に侵攻し、岩村城を攻略。このとき後に女城主とされる遠山御寮人と恋仲になったとされている。

しかし、その後は天正3年(1575)長篠の戦により大打撃を受けた武田家を追い詰めるべく、織田信忠を大将に大軍勢を発動した織田軍を前に降伏。岐阜城下の長良川にて処刑された。

イ. 佐藤一斎(1772-1859)

岩村藩出身の儒学者である。西郷隆盛にも大きな影響を与えた著書『言志四録』は、一斎が後半生に書いた語録であり、指導者のためのバイブルと呼ばれ、『重職心得箇条』とともに現代まで長く読み継がれている。

安永元年(1772)、岩村藩士の次男として生まれ、林述斎から儒学を学んだ一斎は、寛政5年(1793)、昌平坂学問所に入門し、文化2年(1805)には塾長に昇進した。その後は儒学の最高権威としてあがめられた。門下生は6,000人と言われ、門下生の中には、佐久間象山や渡辺崋山らの幕末に活躍した人材も含まれている。安政6年(1859)に86歳で没した。



ウ. 下田歌子(1882-1936)

岩村藩出身の教育家・歌人で、女子教育の先覚者であり、後に実践女子学園を創設した。

安政元年(1854)、代々学者の家に生まれた。幼名を平尾鉦と
いう。4歳で和歌を作り、6歳で俳句、漢詩をこなした。17歳で
上京して父の元に身を寄せて、翌年宮内省の女官見習いになる。
和歌に優れ、昭憲皇太后に「歌子」の名を賜った。明治13年(1880)、
旧丸亀藩士下田猛雄と結婚したが4年後に死別した。



明治15年(1882)東京麴町に桃夭女塾を開設し、源氏物語と和歌を指導する。明治
18年(1885)、華族女子校開設に伴い、幹事兼教授に任じられる。明治32年(1899)、
実践女学校(現在の実践女子大学)と女子工芸学校を創立した。また婦人運動にも貢献
した。昭和11年(1936)に83歳で没した。

エ. 三好学(1861-1939)

岩村町出身の植物学者である。わが国の植物学の基礎を築いた。
サクラとシヨウブ研究の第一人者であり、『日本植物景觀』など
多くの著書がある。また、文明開化の潮流の中で多くの貴重な植
物が開発によって失われていくことを憂慮し、その保存のために
天然記念物制度の導入を提唱するとともに、自らも全国で調査と
保存に尽力し、現在の文化財保護の礎を築いた。



文久元年(1861)、岩村藩・江戸藩邸で生まれ、幼年を岩村で
過ごす。わずか18歳で、小学校校長に就任し、その後東京大学で
植物学の研究を続け、ドイツ留学から帰国後35歳の若さで東京大学教授に就任した。大
学在学中に発表した研究論文は100編に及び、その著書も100冊といわれる。昭和14年
(1939)に78歳で没した。

オ. 山本芳翠(1850-1906)

明智町出身の明治洋画壇の先駆者。

嘉永3年(1850)生まれ。初めは南画を学び、のち五姓田芳柳に入
門し洋画を学ぶ。明治9年(1876)、工部美術学校に入学し、アン
トニオ・フォンタネージの指導を受ける。翌年退学し、明治11年
(1878)、パリ万国博覧会を機にフランスに留学し、ジェロームに
絵画技法を学んだ。明治20年(1887)に帰国し、版画家合田清とと
ともに画塾(生巧館)を主宰する。明治23年(1889)、松岡寿らと
明治美術会の設立に尽力した。明治27年(1894)に黒田清輝がフ
ランスから帰国すると画塾を黒田に譲り、また黒田が結成した白馬
会に参加した。代表作に「裸婦」(1880年頃)、「浦島図」(1895
年)がある。



『山本芳翠の世界展
図録』(朝日新聞名
古屋本社、1993)か
ら引用

カ. 田中守平(1884-1928)

大正期の宗教家、太霊道の教祖。

明治 17 年(1884)、武並村にて田中虎之助の 3 男として生まれる。明治 36 年(1903)、日露戦争前夜、桜田門で天皇にロシアとの開戦を直訴して逮捕され不敬罪の詮議を受けたが、精神病とみなされて郷里へ送還された。4 カ月あまりの蟄居中、山中に籠って断食修行をして霊能力を身につけたとされる。同 43 年(1910)、宇宙の本源・神格である太霊について説いた『太霊道真典』を完成させ、翌年には宇宙霊学寮を開設し、宗教活動を開始した。霊子という生命の実体を働かせることによって治病、悪癖矯正、霊能力の発動を可能とする霊子術は世間の注目を浴びたが、田中の突然の死(昭和 3 年・1928)により急速に衰退し、やがて消滅した。著書に『太霊道の本義』などがある。

この田中の大霊道により、多くの方が本山に殺到したため、現在の JR 線武並に鉄道駅が造られるなど宗教家ながら、村の発展に寄与している。

キ. 松本団升(1922-2007)

地芝居振付師。本名は原田光泰。岐阜県芸術文化賞(昭和 55 年)、地域文化功労者(昭和 62 年)、伝統文化ポーラ賞(特賞)(平成 5 年)、山岡町(岐阜県)名誉町民(平成 7 年)、東海テレビ文化賞(第 29 回)(平成 8 年)、ニッセイ・バックステージ賞(第 8 回)(平成 14 年)を受賞する。

父が食堂の傍ら興行師をしていたことから、3 歳で子役となり、旅回りにも同行。東京の呉服店に 2 年間奉公したあと、松本松之助の名で再び舞台に立ち、昭和 17 年仲間と一座を作る。21 年復員し、振付師として活動を始める。23 年父の故郷山岡町で、同地方に伝わる地歌舞伎(東濃歌舞伎)の演出をしたことがきっかけとなり、以来同地で活躍する。年平均 40 幕、約 150 演目の上演を続ける傍ら後進の指導にあたりその保存、振興にも尽力した。33 年松本団女となり、43 年団升と改名した。また歌舞伎役者の三代目市川猿之助(現二代目市川猿翁)と親交を結び、弟子の三代目市川笑三郎が三代目市川猿之助一門として、歌舞伎で活躍している。平成 19 年に 85 歳で没した。

ク. 澤田正春(1919-1992)

日本大正村の提唱者。本名泉山義夫。大正 8 年、兵庫県出身。昭和 5 年、八鹿町高等小学校を卒業と同時に叔父の許で鹿島建設各地工事現場に就労する。昭和 33 年、長野県木曾郡、現南木曾町関西電力読書第二発電所労務のかたわら写真を撮り、木耳社から『木曾路』『木曾街道』『緋の道』の写真文集を世に送る。明智町に「日本大正村」構想を提案し、昭和 58 年、観光協会は大正村建設を決断した。平成 4 年に 73 歳で没した。

(3) 指定等文化財の分布状況

1. はじめに

・文化財の指定等件数

市内には、指定文化財が国・県・市合わせて 380 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 地区、登録有形文化財が 4 件ある。（平成 30 年 3 月現在）

国指定等の文化財は 10 件あり、そのうち、建造物 1 件、史跡 1 件、天然記念物 3 件、重要伝統的建造物群保存地区 1 地区、登録有形文化財（建造物）4 件となっている。

県指定の文化財は 42 件あり、そのうち、建造物 4 件、絵画 3 件、彫刻 1 件、考古資料 5 件、有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 4 件、史跡 11 件、天然記念物 13 件となっている。

市指定文化財は 333 件あり、そのうち、有形文化財 152 件（建造物 31 件、絵画 31 件、彫刻 38 件、工芸品 11 件、書跡 3 件、典籍 4 件、古文書 14 件、考古資料 8 件、歴史資料 12 件）無形文化財 1 件、有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 15 件、史跡 111 件、名勝 3 件、天然記念物 50 件となっている。

種類		国		県	市	合計
		指定等	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物	1	4	4	31	40
	絵画			3	31	34
	彫刻			1	38	39
	工芸品				11	11
	書籍・典籍				7	7
	古文書				14	14
	考古資料			5	8	13
	歴史資料				12	12
無形文化財					1	1
民俗文化財	有形民俗文化財			1	1	2
	無形民俗文化財			4	15	19
記念物	史跡	1		11	111	113
	名勝地				3	3
	動物・植物・地質 鉱物	3		13	50	66
重要伝統的 建造物群保 存地区		1				1

2. 建造物等文化財の概要

ここではこのうち、歴史的風致と関係の深い建造物及び民俗文化財、史跡について触れることとし、それらの分布状況は以下の図のとおりである。

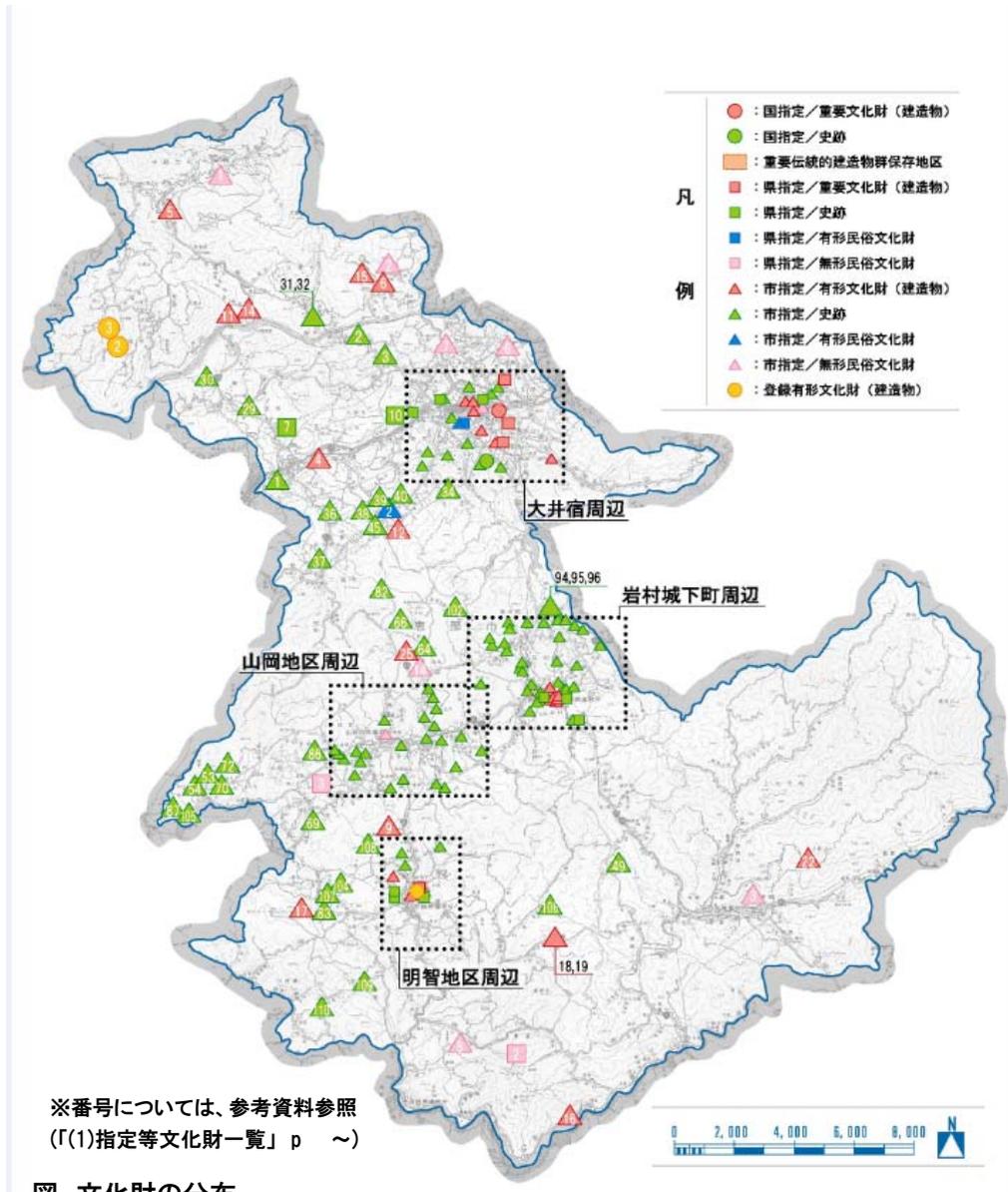


図 文化財の分布

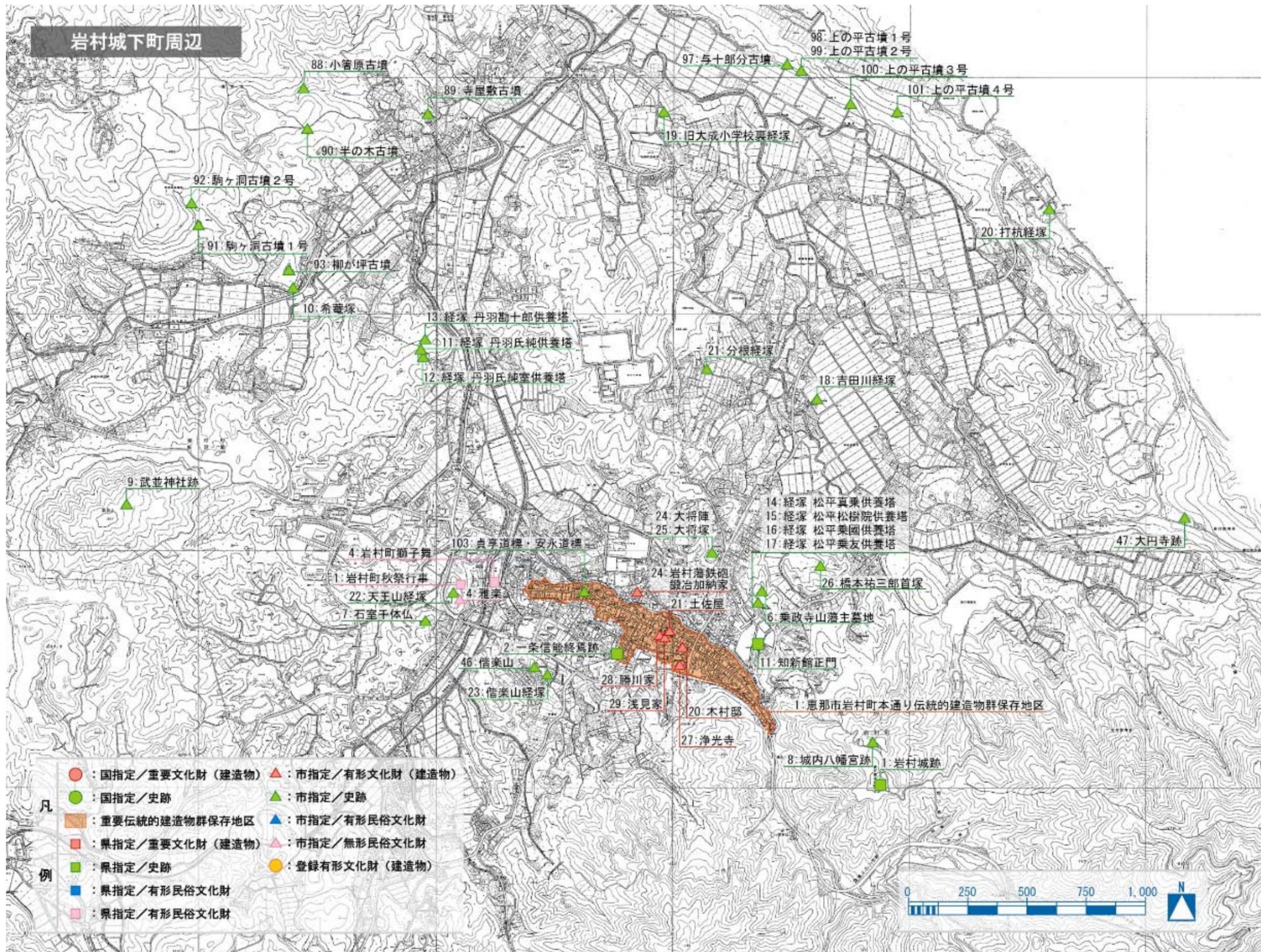


図 文化財の分布(岩村城下町周辺)

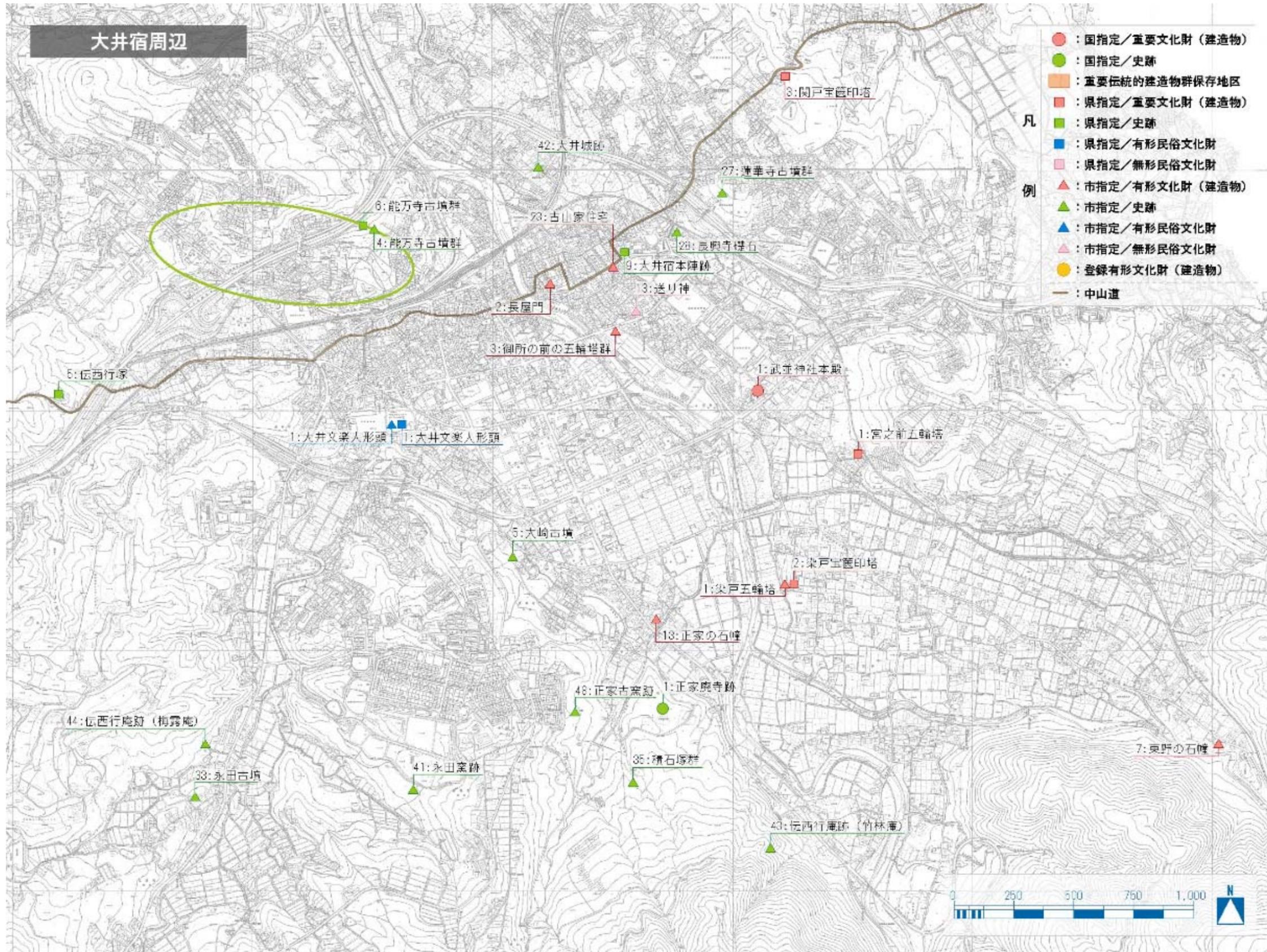


図 文化財の分布(大井宿周辺)

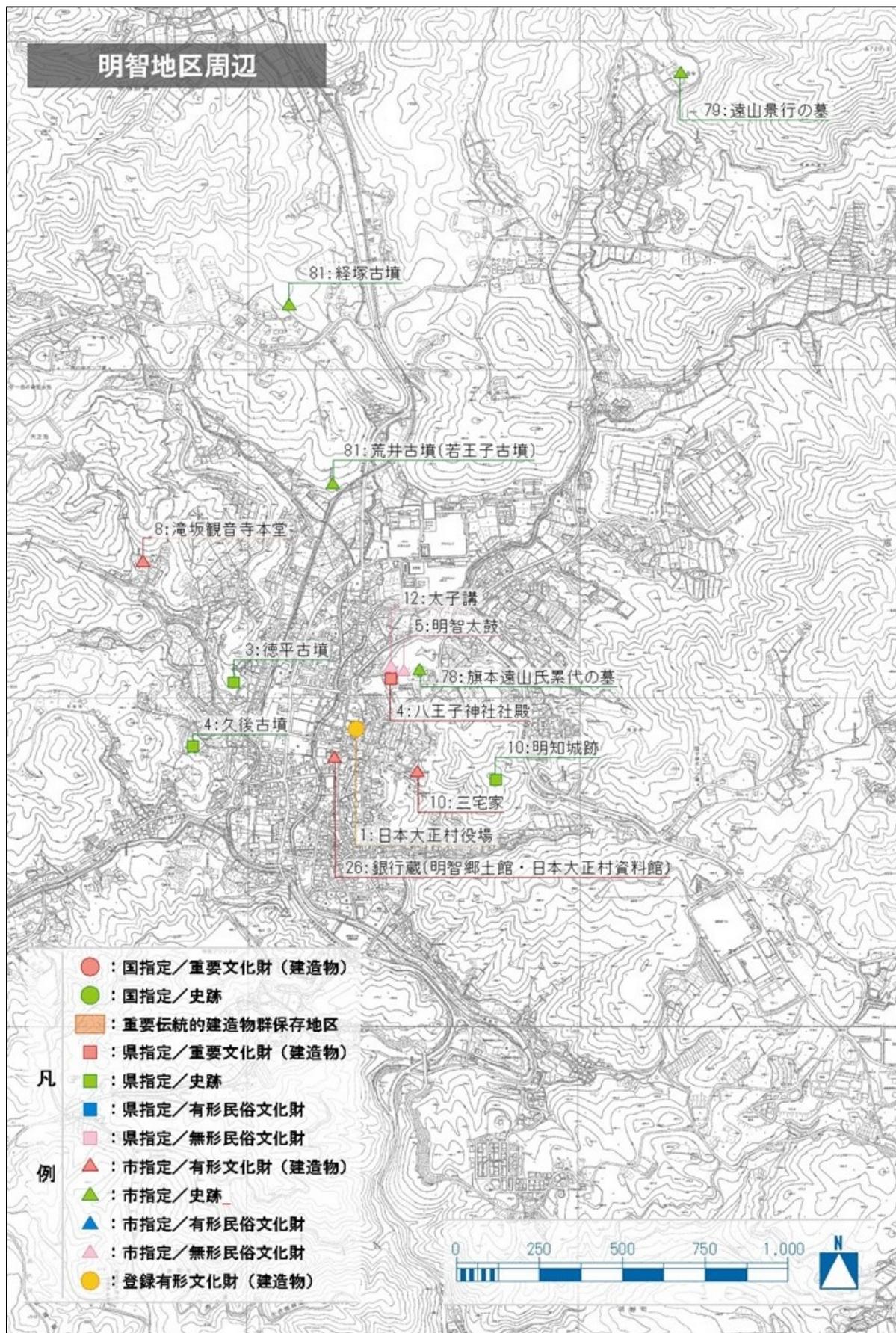


図 文化財の分布(明智地区周辺)

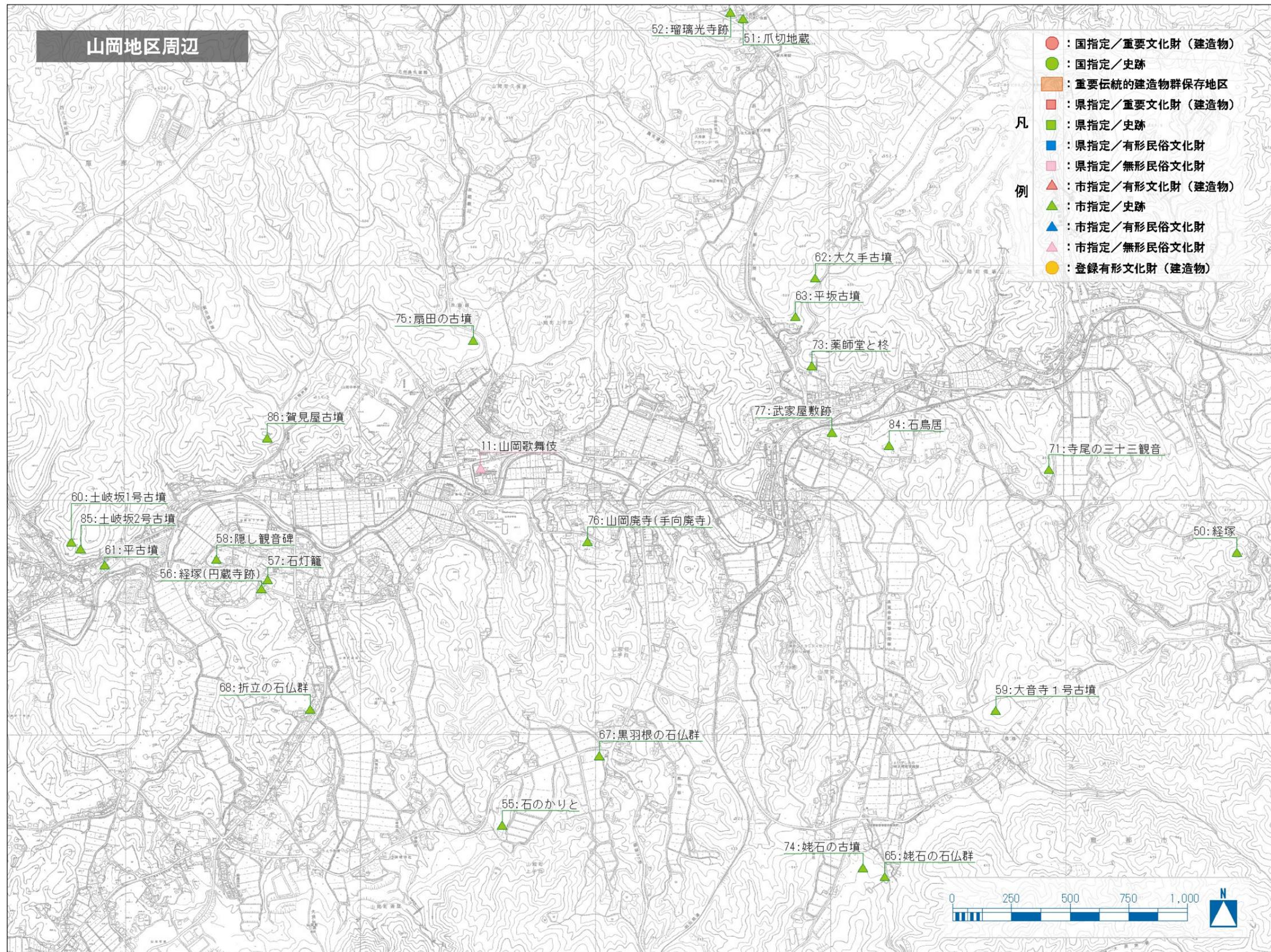


図 文化財の分布(山岡地区周辺)

①国指定等文化財

「武並神社本殿」(重要文化財：建造物)

弘治2年(1550)以前に再建に着手し、永禄7年(1564)に完成した。約100年後の寛文2年(1662)に大修理が行われ外観などは改変されていたが、平成19年から22年までの大修理により完成当時の姿に復原された。



武並神社本殿

「正家廃寺跡」(史跡)

標高325mから330mの河岸段丘上にあり、中央部には高塚状に塔と金堂の基壇が残っている。8世紀前半に造営に着手され、その後9世紀後半に主要伽藍の火災を契機として廃絶したものである。



正家廃寺跡

「恵那市岩村町本通り」(重要伝統的建造物群保存地区)

平成10年に商家の町並みとして国の選定を受けた重要伝統的建造物群保存地区である。面積14.6ha、東西延長1.3kmの細長い地区であり、地区内の世帯数は253世帯で、202件が伝統的建造物に特定されている(平成22年3月現在)。岩村城下町の町人地を主体としつつ、それにとどまらず、近代以降も伝統的な建築を維持しながら、商店街として発展してきた。現在も60軒以上の商店が伝統的な建物で商売を続けており、江戸中期～戦前の建造物が一体となって質の高い町並みを形成している。



恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

この重要伝統的建造物群保存地区内と密接に関わる風致行事が、一説によると寛永8年(1631)から現在まで住民主導で行われている岐阜県指定無形民俗文化財の「岩村町秋祭り」である。

「日本大正村役場(旧明智町役場)」(登録有形文化財)

明治39年に建設された二階建ての木造洋館建築である。木造2階建、棧瓦葺、寄棟造、下見板張、上下窓の洋風庁舎で、階下を事務室、階上を議場とする。正面のやや東寄りに棧瓦葺、寄棟造の玄関ポーチを差し出し、トスカナ式意匠の柱で支える。大工棟梁は成瀬鑿四郎。



日本大正村役場

「旧恵那市役所飯地事務所」（登録有形文化財）

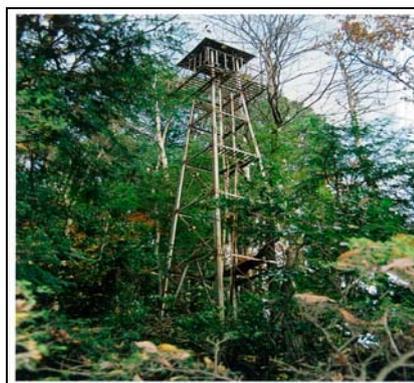
昭和 29 年に市役所の支所として建設された。市北西の山間に位置する。桁行 18m 梁間 7m 規模の木造 2 階建て、寄棟造瓦葺。正面中央に玄関ポーチを張り出す左右対称のつくりとする。正面外壁や玄関ポーチの床面等に多治見市笠原産のタイルを丁寧に使い分ける。昭和の大合併時に建設された庁舎建築。



旧恵那市役所飯地事務所

「旧恵那市役所飯地事務所サイレン塔」（登録有形文化財）

庁舎背後の斜面に築かれる。1.8m 四方のコンクリート基礎上に、山形鋼と棒鋼を用いて築いた総高 10m の鉄骨構造物で、頂部には望楼を設ける。当初は時報サイレンと半鐘を付けていた。庁舎とともに、市民生活に身近なランドマークとして親しまれる。



旧恵那市役所飯地事務所サイレン塔

「旧飯地公民館（五毛座）」登録有形文化財

昭和 26 年に建てられた公民館兼芝居小屋である。南と西に接道し、南面して建つ。木造 2 階一部地下 1 階建、建築面積 427 m²。南北棟の半切妻造棧瓦葺。正面は下見板張で、中央に寄棟屋根を付け入口ポーチとする。内部は花道を備えた舞台や、客席の平土間や棧敷席を設け、地芝居小屋として親しまれている。



旧飯地公民館（五毛座）

表 国指定等文化財一覧(平成 30 年 3 月現在)
(指定)

区分	種類	No.	名称	時代	所在地
重要文化財	建造物	1	武並神社本殿	室町	大井町森 1101-13
	史跡	1	正家廃寺跡	奈良～平安	長島町正家字寺平 32-5 外 15 筆
	天然記念物	—	富田ハナノキ自生地	—	岩村町富田大洞 1541-21
		—	ヒトツバタゴ自生地	—	笠置町姫栗市木 977-210、松葉 1267-2・3
		—	傘岩	—	大井町奥戸

(選定・登録)

区分	種類	No.	名称	時代	所在地
重要伝統的建造物群保存地区		1	恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区	江戸～昭和	岩村町本町二丁目及び本町三丁目の全域並びに本町一丁目、本町四丁目、本町五丁目、柳町、西町一丁目、西町二丁目、朝日町、新町一丁目及び新町二丁目の各一部
登録有形文化財建造物		1	日本大正村役場(旧明智町役場)	明治	明智町 1844-3
		2	旧恵那市役所飯地事務所	昭和	飯地町字中下 165-12
		3	旧恵那市役所飯地事務所サイレン塔	昭和	飯地町字中下 167-7
		4	旧飯地公民館(五毛座)	昭和	飯地町字中下 68-1

②県指定文化財

「^{はちおうじ}八王子神社社殿」重要文化財(建造物：明智町)
 天正2年(1574)に一度焼失し、延宝4年(1676)に旗本の遠山氏により造営されたものである。

「^{せきと}関戸宝篋印塔」「^{みやのまえ}宮之前五輪塔」(大井町)

「^{しみと}染戸宝篋印塔」(東野)

関戸の塔は、県下でも最大規模を誇る宝篋印塔の1つで鎌倉期のものともいわれている。鎌倉時代でこの規模の大きさは珍しいとされる。

「大井文楽人形頭」(重要有形民俗文化財)

昭和24年に名古屋市の人形芝居「近松座」から譲り受けたもので、全34個のうち21個が県指定、他の11個が市指定となっている。

「岩村町秋祭行事」(重要無形民俗文化財)

岩村町を挙げての伝統行事として毎年10月の第1土・日曜日に行われている。

「岩村城跡」(史跡)

岩村遠山氏の砦として築かれ、その勢力拡張とともに戦国期から近世にかけて壮大な山城となった遺構であり、現在も江戸期に造成された石垣土塁の全遺構が残されている。また、詳細測量により現在の遺構面の周囲に中世時代の遺構も存在することが判明した。

「大井宿本陣跡」(史跡)

昭和22年(1947)に本棟が火災になり、現在では、正門、裏の庭園等が残されており、正門は江戸初期の華麗な造りである。



八王子神社社殿



岩村町秋祭行事



岩村城跡

③市指定文化財

・有形文化財（建造物）

「古山家住宅」

中山道大井宿内の旧大井村庄屋。現在中山道ひし屋資料館として公開している。

「長屋門」

文献資料など明確ではないが、岩村城跡の門を移築した門とされる。長屋門については、景観重要建造物としさらに幅広く観覧に供するために移設を目指す。

「木村邸」

岩村城下町の町屋では恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区内にある。5代木村^{やごはちもりまさ}弥五八守正の時には、岩村藩御用達の豪商で、寛永15年(1638)に入封した丹羽氏に随行してきたとされる。『岩村城下町伝統的建造物群保存対策調査報告書』によると明和から天保年間に母屋が建設されたとされる。

この他、安政9年(1780)の「土佐屋」、天保9年(1838)の「勝川家」、江戸末期の「浅見家」等が指定されている。同じ重要伝統的建造物群保存地区内の浄光寺本堂は、2回の火災にあい、明和6年(1769)に置屋根式土蔵造で再建された全国的にも数少ない建物である。

・有形民俗文化財

「大井文楽人形頭」の一部と三郷町野井武並神社の例大祭に奉納されてきた「重箱獅子」が指定されている。

・無形民俗文化財

「大井文楽」、「大井栄舞」(大井町)、のほか、神社の大祭で奉納される伝統芸能などとして、「雅楽」(岩村町)、「明智太鼓」(明智町)、「浅間七福万歳」(大井町)や、「剣の舞」(笠置町)、「横道獅子舞」(上矢作町)、大井町金比羅神社の「獅子舞」などの獅子舞、山岡町と串原の「地歌舞伎」が指定されている。また、風俗慣習として「送り神」(大井町)や「太子講」(明智町)、「爪切地藏尊奉納煙火」(山岡町)が指定されている。



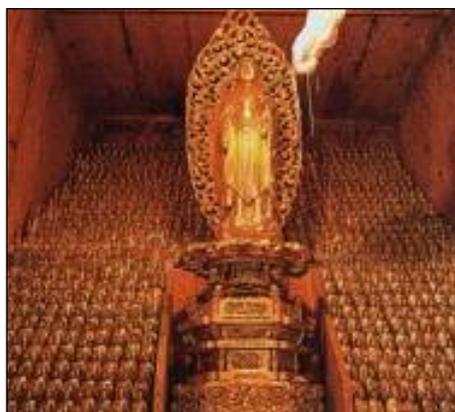
長屋門



木村邸



野井武並神社の重箱獅子



岩村藩主建立の石室千体仏

・史跡

「竹折古墳群」「千田古墳群」「能万寺古墳群」「荒井古墳」など多くの古墳群や山岡町にある古代寺院「手向麿寺跡」、旗本遠山氏累代の墓、民間信仰に関わる石仏群など、数多く指定されている。岩村城下町関係では、「乗政寺山藩主墓地」、城下の守りとして主要な街道の境界や鬼門の位置に「吉田川経塚」「天王山経塚」など歴代城主が築いた五輪塔を伴う経塚、「大将陣」「大将塚」等がある。

④その他の歴史的遺産

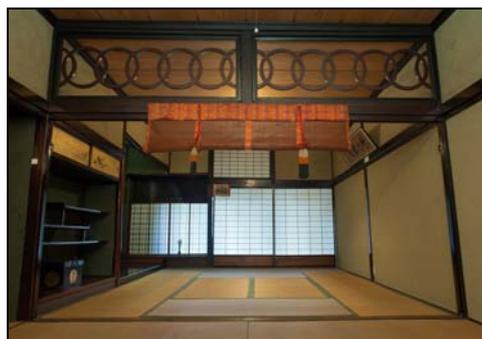
ア. 町並み等

大井宿、中山道沿線一帯、岩村城下町、明智町明知があげられる。

大井宿は、明治35年(1902)の国鉄中央線の名古屋・中津川間の開通に伴う大井駅の開業後に発展した。

岩村城下町は、重要伝統的建造物群保存地区に選定された商家町の周囲の武家地に、寺社、侍屋敷、長屋などの建造物が多数残っている。侍屋敷は、主屋については建て替えが進んでいるが、生垣や門が残るものもあり、屋敷構えが比較的残っている。

明智町明知は、旗本明知遠山氏6500石の陣屋町である。町並みには、大正～昭和初期の建物がよく残っている。これらをそのまま保存し、大正時代の情緒を活かして地域振興を進めようという「日本大正村運動」が昭和63年(1988)から続いている。明知を訪れる人は、中馬、行商人、生糸仲買人、工場技術者、観光客など時代によって変わってきたが、観光客などに対して、住民の人たちによるガイドボランティア、清掃奉仕活動、湯茶の接待などを行い、昔と変わらぬ「もてなしの文化」を大切に継承している。陣屋跡から見下ろす町並みの中心には、元郵便局を利用した通信資料館、元医院の施設を活用し、古民具などの展示を通し往時の生活を回想する回想法センターの福祉施設等の施設や、明治40年(1907)建築で現在も営業を続ける笹乃家旅館、昭和元年(1926)建築の歯科医院などの建造物が各所に残り、町全体が大正ロマンをじっくり満喫できる場所である。



明治天皇大井行在所



重要伝統的建造物群保存地区



回想法センター

「旅館信濃屋」

木造三階建ての往時の様子を残している建物。現在は旅館業は休止しているが、割烹などを提供している。。

「新町用水」

人家の密集地帯となったため、新たに防火用水として大正4年（1915）に正家一丁田の阿木川から引かれた。この用水は、現在でも駅前商店街の人々と大井消防団によって定期的に清掃が行われている。

「中野村庄屋宅」

中心市街地の一部は、中山道沿線で大井村に隣接する往還村の中野村（現長島町中野）にある。また中山道沿いの古い商店街の一角に観音堂が残る。

イ. 社寺建築

中世にこの地域を支配した遠山景朝は、遠山氏を名乗り本格的統治を行った遠山荘の始祖ともされる人物で、景朝を氏神として祀ったとされる武並神社が市内の旧各村にある。いつのころからか武並七社・武並十二社と呼ばれるようになった。武並七社とは、一般に岩村・大井・竹折・野井・佐々良木・藤・久須見の七社を指し、大井の支社である東野・正家・中野・永田・茄子川の五社を加えて武並十二社と呼ばれる。

「岩村の武並神社」

寛永8年（1631）、岩村城主松平乗寿が武並山上に壮大な社殿を造営し、その後、大正4年（1915）に城下近くの一色天王山（現在地）に遷宮された。本殿は、寛永8年に藩主松平乗寿が造営し、寛政元年（1789）、文政8年（1825）の大修理を経て、大正4年に鳥居、灯籠、手水鉢などとともに移築したものである。

「岩村八幡神社」

加藤景廉を祀る。江戸時代以前は岩村城内にあり、城内鎮守の神として歴代城主及び家中の崇敬が篤かった社である。明治6年（1873）、岩村城の廃城により現在の字大路の地に遷宮した。現在の本殿は、松平乗保が文政5年（1822）に現在地に造営した弁天社の本殿を用いている。

「白山比咩神社」

山岡町下手向の雲路山山頂に祀られている。白山信仰に伴う古い神社と考えられる。近世には明知八王子神社の末社の一つであった。山岡地域の末社九社の中でも社領が飛び抜けて多く、



信濃屋旅館



中野村庄屋宅



岩村武並神社



岩村八幡神社

社の格や規模が大きかった。現在は下手向区の社として祀られているが、神輿渡御と獅子舞を中心に2日間行われる秋の大祭にその歴史と伝統をうかがうことができる。

「中山神社」

串原にある神社。古くは中山権現と呼ばれていたが、明治の廃仏毀釈の断行から中山神社となり、明治5年(1872)からは、恵那郡串原村一村だけではなく、小田子村、下村、漆原村、上村5カ村の郷社となったが、祭り自体は往時と変わることなく今日に至っている。10月第3日曜日の祭礼には集落ごとに一頭の花馬を出し、集落毎の打ち囃し組が太鼓を奉納する。境内の観音堂にあった観音像は、現在は柿畑観音堂に祀られ、通称「中山さん」として親しまれている。

「大船神社」

上矢作の大船山頂にある。戦国時代に兵火にかかったあと、江戸時代に入って寛文11年(1671)、遠州浜松の真言宗の僧明実が岩村城主丹羽氏純の援助を受けて堂宇の再建を行った。その後幾度かの修復が行われたが、現在、岐阜県の重要文化財となっている彫刻が施された本殿は、安政3年(1856)、幕末の壮麗な欄間彫刻の名工とされる立川和四郎三代目富重によって造営されたものである。また、拝殿は、昭和の名工伊藤平右衛門によって造営されたものである。



彫刻が施された大船神社本殿

・市内の寺院

神社同様、戦国時代から関ヶ原合戦へかけての幾度もの戦火によってことごとく焼失したため、当時の建築物は皆無で、多くは近世に再建されたものである。

近世に入り国内が平穏になるとともにいち早くこの地域へ布教の地歩を進めてきたのは、臨済宗、曹洞宗の禅宗二派である。特に曹洞宗は美濃国でも恵那地域に多く、臨済宗は苗木領を中心に発展し、浄土宗や浄土真宗、日蓮宗などの他宗派に比べて圧倒的多数を占めている。これらの寺院は、近世においては、宗門改めや檀那寺の制度を通じて領主の地域支配の一翼も担っていた。



恵那南部の曹洞宗中心道場盛巖寺

「稻荷山長国寺」

中山道沿線、大井宿近くにある。慶長19年(1614)に再興の縁起があり、行基の草創、西行法師の供養、源頼朝の御家人信濃の根津甚平の祈願など、近世以前の寺歴を伝えている。歴代住職は教化に力を入れ、周辺町村に多くの末寺がある。現在の本堂及び開山堂は元禄年中の建立である。



大井宿近くにある長国寺

「岩村城下の寺院」

藩主に関係のある寺院が多い。藩主の国替に伴い、廃絶もしくは移転した寺院、町人寺になった寺院などさまざまである。現存では、盛巖寺、隆崇院、浄光寺、妙法寺、清楽寺がある。盛巖寺は慶長6年（1601）、岩村城主松平家乗が上州那波から移建したものであり、寛永15年（1638）城主松平乗寿が浜松に国替になって以降は、城下町の町人衆の崇敬を集め、恵那南部地域の中心道場となり、近村に多くの末寺がある。隆崇院は家乗の廟の墓守の意味で家乗の女隆崇夫人の発起にかかり、創立されたのは寛永年間である。浄光寺も松平家乗の命により上州那波で開創され、国替に伴って岩村に移転したものである。妙法寺は城主丹羽氏定が承応元年（1652）に建てた岩村唯一の日蓮宗寺院である。山門は岩村城の城門を移築したものと伝えられる。



土蔵造りの浄光寺本堂

このほかに岩村城の遺構を移築した寺院としては、岩村町飯羽間徳祥寺の山門（土岐門を移築）、上矢作町円頂寺の位牌堂天井絵がある。

「龍護寺」

明知城の北麓にある臨済宗妙心寺派のは、明知地頭遠山利景が慶長年間に建立した明知遠山氏代々の菩提寺で、境内には旗本遠山氏代々の墓碑がある。

「飯高山萬勝寺」

山岡町馬場山田にある。明知城主遠山景行の次男利景が一時住職となっていたことから、利景の遺言により明知龍護寺の住職により元和2年（1616）に建てられた寺である。昭和16年失火により全堂宇を失ったが、21年に再興された。秘仏の本尊十一面観音は厄除け観音として有名で、正月には厄落しを兼ねた初詣客が大勢訪れる。

その他

近世、民衆の信仰のために建てられたお堂が各地に残っている。時には村の互助あるいは公会堂として会合の場として利用されてきた。こうしたお堂は、現在もいくつか地元の人たちの手によって維持され、講や民俗行事に使用されているものもある。現存する諸堂は大別すると、観音堂・庚申堂・弘法堂・阿弥陀堂・薬師堂が圧倒的に多く、その他、地藏堂・十王堂・太子堂・不動堂・釈迦堂などがある。

ウ. 石造物

墓塔、供養塔としての五輪塔や宝篋印塔が各地に残っている。笠置山周辺には南朝伝説にまつわるものが多くあり、今日も地域の人々によって供養が行われている。

エ. 近代化遺産等

商業関係

明治 35 年（1902）の国鉄中央線開通に伴って開業した大井駅前（恵那駅）、昭和 9 年（1934）の明知線開業に伴って開業した岩村駅前、明智駅前に大正から戦前の建造物が残り、それぞれ町並みの一部として存在感を示している。



大正村の玄関明知鉄道明智駅

土木遺産

河川を利用した電源開発の歴史を示すダムや防災、農地の開拓のための堰堤や導水路などがある。発電関係では、木曾川水系には大井ダム（大正 13 年・1924）、笠置ダム（昭和 11 年・1936）、矢作川水系には串原明智川発電所（昭和 10 年・1935）、島発電所（昭和 2 年・1927）がある。また、大平川堰堤（昭和 10 年）、高波川堰堤（昭和 10 年）、飯田洞川堰堤（大正 10 年・1921）、下村堰堤（大正 9 年・1920）、島堰堤（昭和 2 年）、上村堰堤（大正 14 年・1925）など、矢作川の支流には大正から戦前に築かれた堰堤が多数ある。農業用の大規模な堰堤としては、大正 13 年に築かれた保古の湖堰堤と導水路がある。

交通関係

昭和 9 年に明智までが開通した国鉄明知線（現明知鉄道）の岩村駅舎、明智駅舎（昭和 9 年）、保古川橋梁（昭和 7 年・1932）や同じく中央線の JR 大井隧道、榎ヶ根隧道（明治 35 年）や幹線道路の改良に伴う橋梁、隧道がある。大井ダム堰堤の下流に架かるボーストリング式の鉄橋である東雲橋（昭和 6 年・1931）や上矢作町のコンクリート橋の鶴鴿橋（昭和 8 年・1933）、国界橋（昭和 12 年・1937）、山岡町久保原から岩村町飯羽間へ抜ける久保原隧道（大正 13 年）、上矢作町から岩村へ抜ける木の実隧道（昭和 6 年）などが残っている。

オ. 農村集落

恵那市の北西にある中野方町の坂折棚田は、400 年ほど前から築かれ始め、明治時代初期にはほぼ現在の形に形成された。地区の中央には坂折川が流れ、その両端の標高 410m～610m 付近に東向きの斜面に作られた石積みの棚田である。「はしご田」と呼ばれる石積み棚田が点在する全国でも有数の美しい景観を有しており、平成 11 年 7 月に農林水産省の「日本の棚田百選」に認定され、石積みの美しい棚田が広がる独特の田園風景をみることが出来る。



坂折の石積み棚田

平成 20 年度から文化的景観の調査を開始し、保存計画の策定に取り組んでいる。

このほかの地域も、中山間地の棚田を形成しており、豊かな景観を作り出している。

カ. 城砦群

美濃国の東端に位置する恵那地方は、信濃、三河、尾張三国の境近くにあることから、戦国時代には領国の最前線として重要視され多くの城や砦が築かれた。これらの多くは、防御を最大限に考えた山城もしくは平山城である。江戸時代に大名が封ぜられた岩村城や苗木城、旗本領となった明知城は規模も大きく、その代表格として、保存や整備、活用が行われているが、これらの城の周囲にも、地域支配や攻防戦のための支城や出城のほか、中世以来の在地領主の屋敷や詰め城、のろし場、見張り場、戦乱時に村人が籠った砦など、さまざまな用途や性格が推定される城砦が多数分布している。その多くは、山中に掘割や土塁、曲輪などの遺構とともに眠っている。

③年中行事を通じた風俗と民俗芸能

現代生活のなかでは伝統的な風俗慣習はほとんど失われたか形骸化しているかどちらかであるが、地域によっては、簡略化されたり、変更されたりしてはいるものの、守り伝えられているものがある。人々の生活には普段の生活と行事の日という二つの側面がある。

●どんど(左義長)

大正月に飾った門松を集めて小正月に燃やす行事。正月に来られた年神さまがこの日、どんどの煙に乗ってお帰りになるという。また、どんどの火で焼いたお餅を食べると健康で過ごせるなどという。かつては子どもが主体で行う行事だったが、近年は地区をあげて行う所が多い。



地区をあげて行うどんど焼き

●恵比寿迎え

七福神の一人である恵比寿様は、農作物の豊穰をもたらす神様であるとともに金儲けをさせてくださる神様でもある。この恵比寿様のお札を大井宿では1月7日に市神社で催される七日市の時に、岩村では8日に庚申堂で催される八日市の時に迎える家が多い。また、早く迎えた方が御利益が大きいとされるため、早朝から出かける人が多い。



岩村えびす祭(八日市)

●涅槃会

市内の各寺院ではお釈迦様の大きな涅槃図を掛け、檀徒やその代表者の前で住職がお経をあげる。この日寺を訪れた者には花草餅（涅槃団子）が配られる。釈迦が入滅したとされる2月15日とされる。

●山の神と山の講

山の神の日は春と秋の2回あり2月7日と10月7日（旧暦）である。新暦では3月と11月の上旬である。この日は、春は山の神が里に下って田の神になり、秋は収穫が終わって山の神に戻る日で、決して山へ入ってはいけないとして山仕事はしないようにしていた。恵那地域は山が多く山仕事に従事する人が多かったためか、非常に多くの山の神が祀られており、現在でも、祠の前に五平餅や、鶏肉や牛蒡などを混ぜて炊き込む味ご飯と、木造の山道具や男性根などを供えてお祭りを行っている地区が比較的多く残っている。

●ひな祭り

この地域では旧暦の3月3日に近い月遅れの4月3日に行う所が多い。布製の内裏雛のほかにも昔からある土雛を並べる家もある。お供えには、菱餅や米の粉を練って蒸したからすみというお菓子を供える。以前は、子供たちが地区内の家々を回ってお雛様を見せてもらう「がんどうち」という行事が各地で行われて、現在も三郷町佐々良木地区などに残



御殿を飾るひなまつり

っている。

●花祭り(灌仏会・仏生会・隆誕会)

花祭りは4月8日のお釈迦様の誕生日を祝う行事で、寺院では、椿や桜などの花で屋根や柱や台座を飾った小さなお堂(花御堂)を作り、その中に釈迦の誕生仏を立てて飾り、竹の柄杓であま茶をかけて像前に添える所作がある。

●お盆

家ごとに先祖の霊を迎えて供養する行事であるとともに、自治会の共同作業で先祖を迎えるために墓までの道の草刈りや整備を行い、檀家がお寺に集まって先祖霊と一緒に訪れる無縁仏の供養(施餓鬼会)を行ったりする地域共同の行事が各地で行われている。精霊が帰る日には先祖を川へ送る「送り火」という行事が行われ、茄子や胡瓜で作った牛馬や団子を持って近くの橋まで行き、ろうそくや線香に火をつけて念仏を唱える。

山岡町久保原の爪切地藏尊奉納煙火は、毎年8月16日にお盆の送り火として行われる。始まりは享保5年(1720)以前で、約280年の歴史と伝統技法を今日に伝えている。特徴は綱火を使った仕掛け花火で、地区の人たちが毎年手作りで作るものである。



爪切地藏の仕掛け煙火

●送り神と虫送り

送り神と虫送りは、ウンカなどの稲の害虫を追いかけて豊作を祈願する行事で、この地域でも木曾川より北の地域を除いて各地区で行われていたが、農業技術の進歩などによって次第に行われなくなった地区が増え、現在では、大井町御所の前の送り神、東野染戸の虫送り、東野島の送り神、東野小野川の百万遍、武並町竹折宿の祇園送り、串原柿畑・木根の害気の神送りに残るだけである。



東野染戸地区の虫送り

●お月見とお立ち待ち

秋は空気が澄み、月の輝きが増して観月に適している。月に関する行事には仲秋の名月・十三夜・二十二夜・二十三夜などがある。このうち二十二夜・二十三夜は、願い事をかけてこの夜の月の出を待つ行事(お立ち待ち)が江戸時代から盛んに行われていたようで、石造の二十二夜塔が各地に建てられている。

●秋祭り

10月上旬には、ほとんどの地区で村をあげて氏神様の秋祭りが行われた。各地区の秋祭りは、明治のころは8月から9月のうちに行っていたが、その後、養蚕農家が急激に増え、晩秋の蚕の忙しい時期と秋祭りが重なったために、次第に秋祭りを遅らせて10月上・中旬に行うようになった。なお、中野方町、飯地町では、神社の例大祭は春に行われている。

秋祭りには、どこの神社も神事のあとに各種の奉納行事があり、奉納の一部や余興として民俗芸能が行われている。獅子舞があるところは、奉納以外に余興として神社の舞台や境内、町中の辻で獅子芝居を行っているところが多い。芝居は地芝居・地歌舞伎と言われ、かつては神

社の舞台で行われていたが、現在は、祭りの余興というより独立した行事色が強くなり、舞台付きの旧公民館や公設の文化ホール、学校の体育館で行われるようになってきた。

●正月と冬場の諸飾り

多くの家がしめ縄やしめ飾りを玄関先につけるが、伝統的な門松を立てる家は少なくなった。

その他、正月の飾りとして、花の代わりに餅花を飾る所がある。これは、正月用の餅をつくに合わせて、かつお木（赤木）を枝数本をつけたまま根元から切り、平餅をサイコロ状に切った枝にさしたり、餅の端にできるみみ餅を薄く4～5cmに切って枝に半分に折ってはさみつけたりして作るものである。最近では、紅色の餅を作って紅白の餅を竹の枝などにつけるものが多く、主に玄関先に飾られる。

④地域の特産品

●醸造業～酒・味噌・醤油づくり

酒蔵としては、天明7年（1787）創業の岩村醸造株式会社（岩村町）がある。水は江戸時代に掘られた2本の井戸から天然水を汲み上げて使用し、杜氏の高い技術と水質の良さが味わい深いお酒を生み出している。銘柄は、「えなのほまれ」、「女城主」がある。

三郷町野井には、明治元年（1868）創業の市川酒造がある。現在は、中津川市福岡にある創業文政元年（1818）の恵那醸造株式会社の三郷工場として、「市乃川」「なんじゃもんじゃ」の銘柄を引き続き造っている。

味噌、たまりの醸造元としては、明智町にマルコ醸造株式会社がある。明治31年（1898）に製麺業を開業したあと、大正10年（1921）から味噌、醤油の製造を始め、現在に至る。東濃地方が信濃、三河、尾張が近接している地域であることから、信濃の信州味噌（米みそ）、尾張・三河の赤味噌（豆味噌・八丁味噌）の両方の優れた面を生かした独特の製法を編み出し、「調合みそ」ではない天然醸造の「米・麦・豆みそ」という伝統の味を作り続けている。

武並町のむつみマニュファクトリーは、この地域の農家の奥さんたちによる農事組合法人。家庭に伝わる伝統の味噌を手作りで生産し、「恵那みそ」のブランド名で販売している。

●寒天づくり

農閑期の余剰労働力の有効活用を目指して大正14年（1925）に岩村で始まった寒天製造は、昭和6年頃

（1931）から自然条件が適した山岡町に拠点が移り、昭和47年には山岡町を中心にする岐阜県



岩村醸造の店構え



大正時代創業のマルコ醸造



細寒天の天日干し

が全国一の生産量となった。寒天の製造は、ところてんを乾燥させるために、零下5度から10度の凍結する気温や雪の少ない自然条件が必要で、夜間の冷え込みが厳しく、昼間はカラッと晴れる条件が山岡町の気候にあったことと、寒天を太陽のもと、白い畳のように広げることができた土地があったことにより盛んになった。

●菓子・料理～菊ごぼうの味噌漬

菊ごぼうは切り口の模様が菊の花に似ていることからこのように呼ばれている。大正の初めまでは山ごぼうと呼ばれていたが、当地出身の植物学者三好^{よしまなぶ}が「菊ごぼう」と命名した。飛騨・美濃地方の伝統野菜である。ごぼうという名が付いているが、正確にはキク科アザミ属モリアザミの根であり、ヤマゴボウ科とは異なる。この地域で栽培されている菊ごぼうは、文久2年(1862)、恵那郡本郷村(恵那市岩村町富田)の三森山で見つかった根の太いモリアザミが原種となっている。同地では当時から味噌漬けや砂糖漬けなどの加工が行われ、本郷村富田から営業権が移行した岩村町西町の水半^{みずはん}名物販売店が元祖を名乗っている。このほか、市内では恵那駅前^{みずはん}の双美屋などが戦前から製造販売をしている。



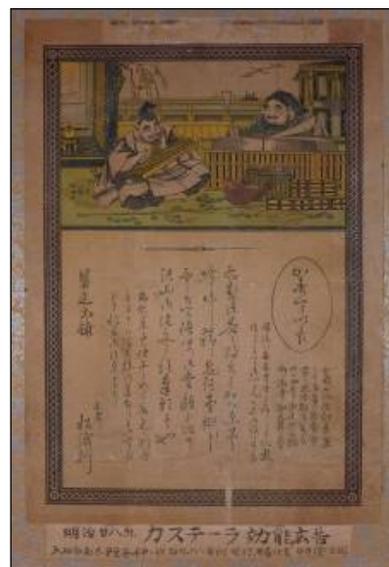
菊ごぼうの味噌漬

●カステーラ

岩村町は、山間の城下町であるにもかかわらず、南蛮菓子のカステーラが特産品の一つである。日本においてカステーラが最初に作られたのは、通説では天正15年(1587)ころ、長崎においてである。岩村にカステーラが伝えられたのは、伝来してから200年以上たったころで、岩村出身の神谷雲澤^{うんたく}という医師によってである。岩村藩医であった叔父の養子となり、名古屋で医学や儒学を学んだのち、寛政8年(1796)、24歳の時に長崎に行き2年間蘭学を学んだのち、岩村に帰って開業、このとき、岩村藩御用達菓子司松浦軒(現在の松浦軒本店)にカステーラの製法を伝授した。美味なる菓子というだけでなく、栄養価が高く消化のよいカステーラは病人にはうってつけの食べ物であり、雲澤は病人食、滋養食として岩村にもたらしたと思われる。現在は松浦軒本店のほか、松浦軒本舗、かめやの3軒が製造販売している。



カステーラ



カステーラ効能広告(明治廿八年)

今日カステラと言えば、砂糖・鶏卵・小麦粉・水飴を混ぜ合わせたものを、紙を張り付けた木の枠に流し込んで焼いた菓子のことで、しっとりとした独特の風味がある。しかし、岩村のカステーラは、砂

糖・鶏卵・小麦粉・蜂蜜を材料とし、小釜と呼ぶ銅製の焼き型に入れ、火に掛けて焼き上げる。水飴は一切使わないためしっとりとした感触はあまりなく、味もあっさりしている。正徳3年(1713)刊行の『和漢三才図会』に説明されている材料・製法を今も守り続けている。

●栗きんとん

東濃東部は栗の産地で、現在では「恵那栗」のブランド名で全国に出荷している。栗きんとんは、栗と砂糖をあわせて炊き上げ布巾で絞って形を整えた、栗本来の甘みと食感を楽しむ秋限定の素朴なあじわいのお菓子である。恵那寿や、恵那川上屋をはじめ市内のほとんどの和菓子店で販売している。



栗きんとん

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

美濃国は東西の要衝にある。大藩の存在を嫌う徳川幕府は、多くの小領主を配置した。恵那市も、石高にすればわずか2万1千石余りの土地が尾張藩、岩村藩、苗木藩、旗本明知遠山領、木曾衆に細分されて統治された。地図上で見ると各知行地が南北に団子状に連なっているのが分かる。近世以降、各知行地は独自性を保ちながら発展してきたが、そればかりでなく、各街道、明治後期以降はこれに加えて岩村電気鉄道・国鉄明知線（現明知鉄道）を介して相互に影響を受け、独自の文化を育ててきた。農村の神社拝殿が領地を超えて共通の舞台様式を有することや、明智太鼓が奥三河に起源を持ちながら中山太鼓の影響を受けて独自の形を作ったことはこの一例である。各知行地は、明治・昭和の大合併を経て、恵那市を構成する13町を形成してきた。こうした地域の個性は平成の大合併後も地域自治区として引き継がれている。

このような変遷の中で政治的な中心となってきたのは、岩村藩の城下町岩村、旗本遠山氏の陣屋町明知であり、この二つは、中馬街道の宿駅として経済的な拠点としても栄えた。これに中山道随一の繁栄を誇ったといわれる中山道大井宿を加えた三つが恵那市の歴史的な核であり、それぞれが地域の中心市街地として発展し、現在に至っている。

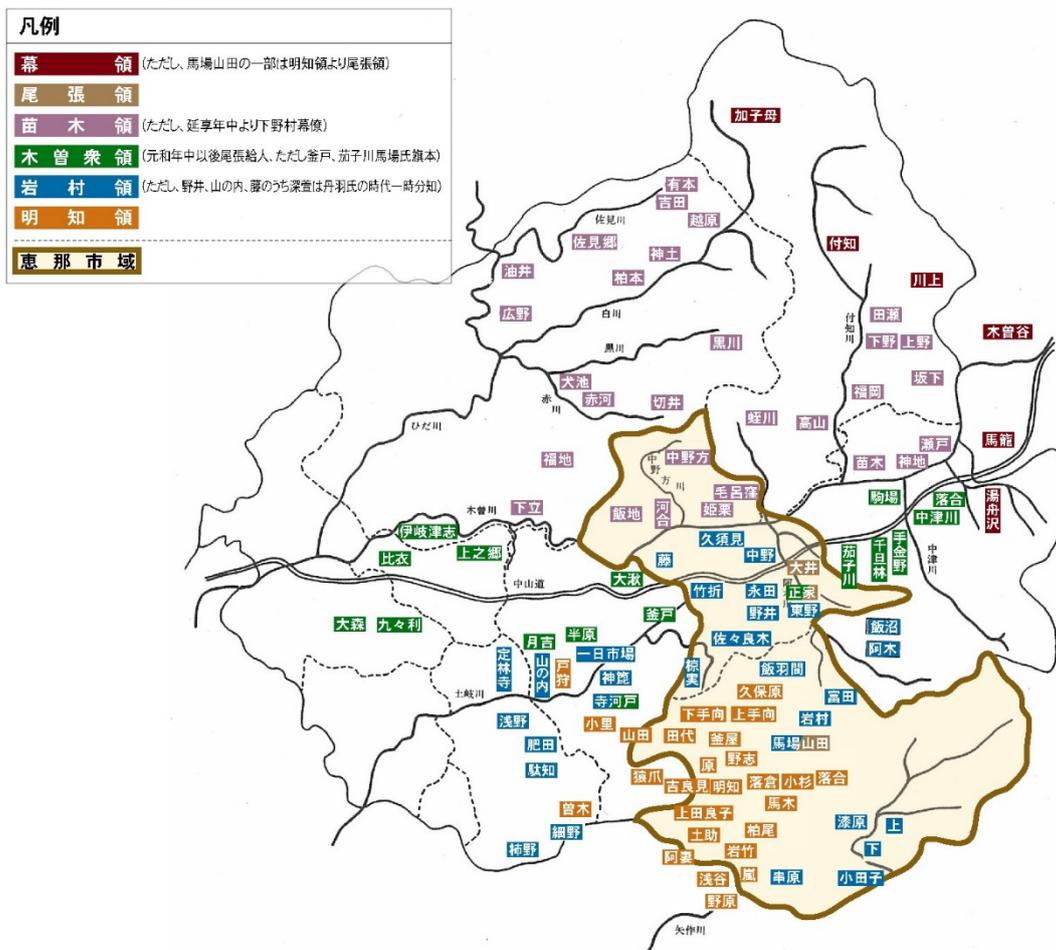


図 近世にみる所領の位置



図 恵那市における歴史的風致の分布

①城下町岩村の歴史的風致

1. はじめに

恵那市は、岐阜県の東端に位置し、長野県伊那地方、愛知県奥三河地方と接している。交通路は、北部を中山道（東山道）と木曽の材木の主要な搬出路であった木曽川が横断し、南部には伊那地方と濃尾平野を結ぶ中馬街道が通り、県境を矢作川が流れている。岩村は、恵那市のほぼ中央、二つの交通路の中間にあり、政治的、軍事的に両方を押さえることのできる絶妙な位置にある。このため、戦国時代には織田と武田の境目にあつて、両者の間で争奪戦が繰り広げられ、城主はめまぐるしく入れ替わった。

関が原の合戦後、松平家乗が2万石で入封し、近世岩村藩が成立した。その藩域は恵那市中央部から土岐市東部に及んでいる。東濃では唯一の譜代大名であり、徳川家康の側近でもあつた家乗は、周辺の中小領主の組頭となることを期待されており、引き続き岩村を拠点として城と城下町を建設した。現在の市街地はこのときに形成されたものである。家乗は、城下町の建設に当たって、領内の商人を集めるだけでなく、尾張や三河からも有能な商人を招聘して、この地域の経済的な中心地にしたて、江戸時代を通じて繁栄した。近代に入っても岩村の経済的な位置は変わらず、恵那市南部の中心的な商店街の一つとして現在に至っている。



岩村城跡本丸の石垣



図 岩村城平面図(明治3年) (岩村歴史資料館蔵)

岩村城下の城下町は、城山の西麓に展開し、東西に流れる岩村川の北岸を武家地、南岸を町人地としている。

武家地は当初、大手筋とこれに直交する上横丁、中横丁を中心として、馬場、新市場が建設され、17世紀中ごろには下横町、新屋敷が開かれて絵図にみるような町並みとなった。さらに、文政年間にはその外側に町人地の西町と新市場の枡形外を結ぶ新道が建設された。

町人地は、中馬枝道の宿場を活かして本通りを通して両側に建設された。本町は西端に枡形（下町枡形）が設けられ、常に城の正面（三重櫓）を望見するように直線に設定され、道路の両側と主屋の裏側に疎水を引いて生活用水とした。下町枡形で直交する柳町には足軽長屋が設けられた。さらに、18世紀以降、本町が手狭になると、枡形の外側の開発が行われ、次第に西町が形成されていった。以上のような町割りは、武家地の中央に国道363号が通った部分、大手筋・上横丁・馬場の一部が学校用地として滅失した以外は、現在に至るまでそのまま残されている。

近代になると、藩主をはじめ上級藩士の多くが岩村を離れたため、その屋敷地は次第に地割はそのまま公共用地や畑となっていった。しかし、中横丁以西や新屋敷、新道などには多くの住宅が残されており、全体として旧侍屋敷や町屋の様式を引き継ぐ建造物によって構成される住宅地が広がる。

一方町人地は次第に西に向かって拡大するとともに、食料品、靴、雑貨、理容など新たな需要に応じた店舗が多く開業し、娯楽施設も設けられた。明治39年（1906）岩村の浅見与一右衛門によって岩村電気鉄道が開通するとその動きは加速し、新町の町並みが形成された。また、柳町は、足軽長屋に代わり10軒棟続きの2階建ての長屋が建てられた。このように、岩村町本通り周辺の地区は、近代の発展過程を伝える町家群と城下町の商家町地区として形成された町の形態が岩村川周辺の武家屋敷地や岩村城跡、周囲の環境と一体となって良好な景観を今に伝えており、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。この町並みは、今も「秋祭り行事」といった寛政8年から続くとされる伝統行事の中心地であるとともに、この地域固有の歴史的風致を形成している。

また、南から西にかけて城下町を取り巻く一色・領家・大通寺・山上集落は、岩村城下のうち村方となる集落である。江戸時代には一定の農山地を共同管理する入会地の意味で入り四郷と称し、現在は入り四区と呼ばれている。

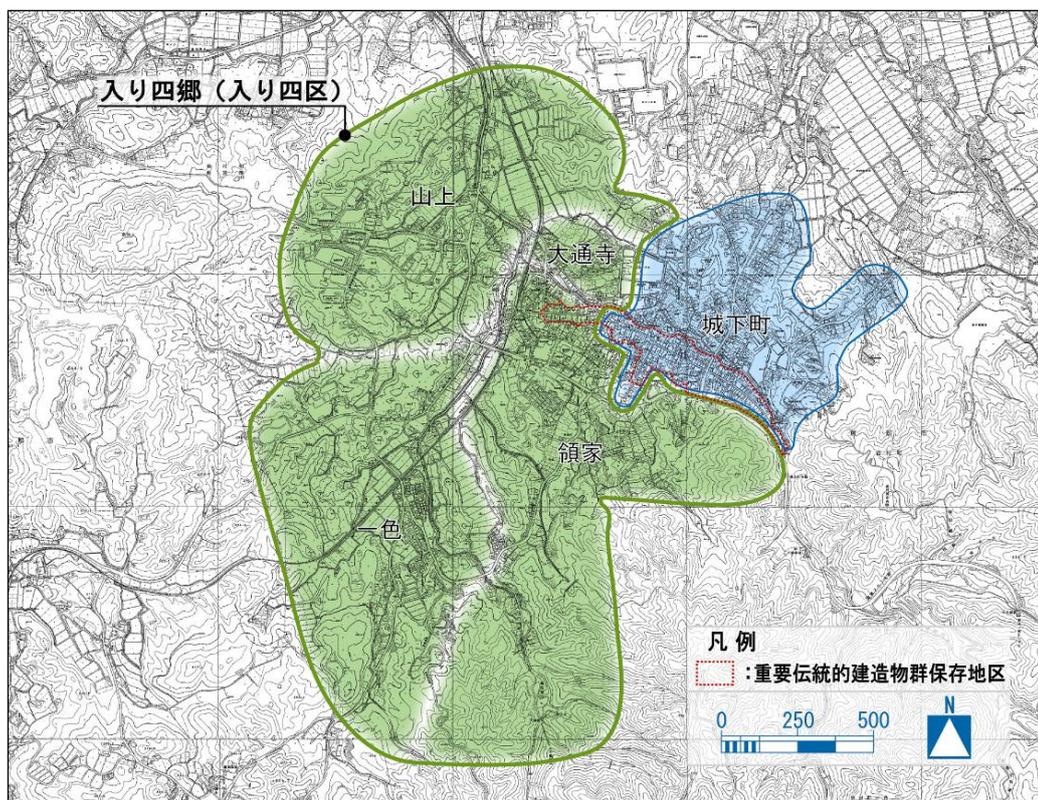


図 入り四郷(入り四区)

2. 建物等

ア. 岩村城（岐阜県指定史跡）

岩村城は、現在石垣のみとなっている。今の場所に山城が確認できるのは戦国時代に入ってからで、織田と武田の境目の地となった永禄（1560～70）年代に大規模な土造りの山城として整備された。岩村城絵図等を参考に現在見られる石垣造りの本格的な近世城郭は、関が原の合戦後に入封した松平家乗の整備によるもので、それまでの縄張りを活かしながらも、新たに石高以上の大規模な城郭を建設したものである。

城郭は、山上に本丸、二の丸、東曲輪、出丸、八幡曲輪を配し、山麓には藩主の居館が

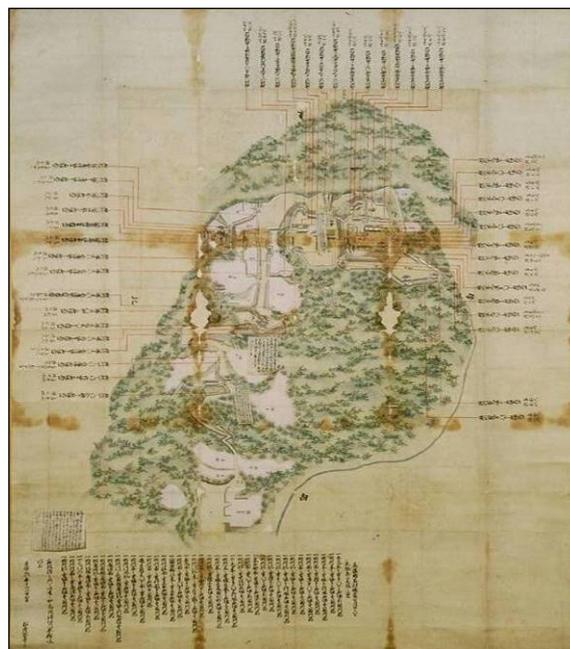


図 享保3年(1716)岩村城絵図（岩村歴史資料館蔵）

置かれた。本丸、二の丸、東曲輪は城の中核で、二の丸には朱印蔵、武器蔵など藩の重要施設が置かれた。八幡曲輪は、他の城の三の丸や丸の内にあたる場所で、中央を本丸へ向かう道路が通り、その両側に整然と上級家臣の侍屋敷などが配されている。大きな特徴は曲輪内に八幡神社が鎮座していたことである。これは遠山氏の氏神で始祖加藤景廉を祭神とするもので、戦国時代初めには既に城内に存在した。江戸時代を通じて、苗木と明知の遠山氏が代替わりなどの際に参拝している。

岩村城は、地元住民にも強い愛着があり、昭和 37 年には麓にある岩村の偉人の一人下田歌子の顕彰碑などの清掃活動など地道な活動が展開されている。

イ. 城下町

町屋は、間口が狭く奥行き深い短冊型地割で、通りに面して平入の主屋が建てられる。背後には中坪があり、疎水が流れている。中坪を隔てて土蔵や倉庫が設けられている。標準的な主屋は、通り庭式で3間～4間が1列または2列に並び、軒が低く表側にだけ2階を設ける京風町屋を模した厨子二階建てである。表側の建具ははね上げ大戸とすり上げ



登城道より城下町を見下ろす

外壁は白漆喰を塗らず、荒壁のままや、土に石灰を混ぜて鏝で押さえながら壁に付ける黒大津仕くろおつ上げとするのが特徴である。

城下町には、主に次の旧家屋が存在する。

a. 「木村邸」明和 5 年 (1768)

木村家は、問屋職、御用達職として藩の財政を支えた岩村随一の豪商である。母屋は、建築を示す棟札などから明和 2 年 (1765) の大火以降に、それまでの母屋を曳屋増築したものである。間口は 7 間半と町屋では最も広い。通り庭式二列八間型厨子二階建てで、通り庭は他の家の倍ほどの広さがある。大正年間に棟高を上げて瓦葺に改め、3 階を設けて煎茶席としている。隣接する離れ (書院棟) は文化 8 年 (1811) に増築したもので、表通りから直接入る通路と式台を備えている。主屋の背後には、文久 3 年 (1863) に城山の材木の払い下げを受けて建築された四戸前土蔵と酒造蔵がある。

b. 「土佐屋」(江戸期)

祈祷札によると安政 9 年 (1780) から文政 4 年 (1821) のものとされる。

染物屋を営んでいた町屋で、現在も染物工場が残っており、往時の作業の様子を知ることができる。

c. 「勝川家」天保 9 年 (1838)

木村邸と並ぶ豪商の家で、主に材木業を扱っていた。屋根裏の祈祷札に天保 9 年の文字があり、岩村城の移築材を使用しているとも言われる。

落ち着いたある町屋家屋である。離れには娘の部屋と言われる 4 面ガラス張りの開放感のある部屋がある。

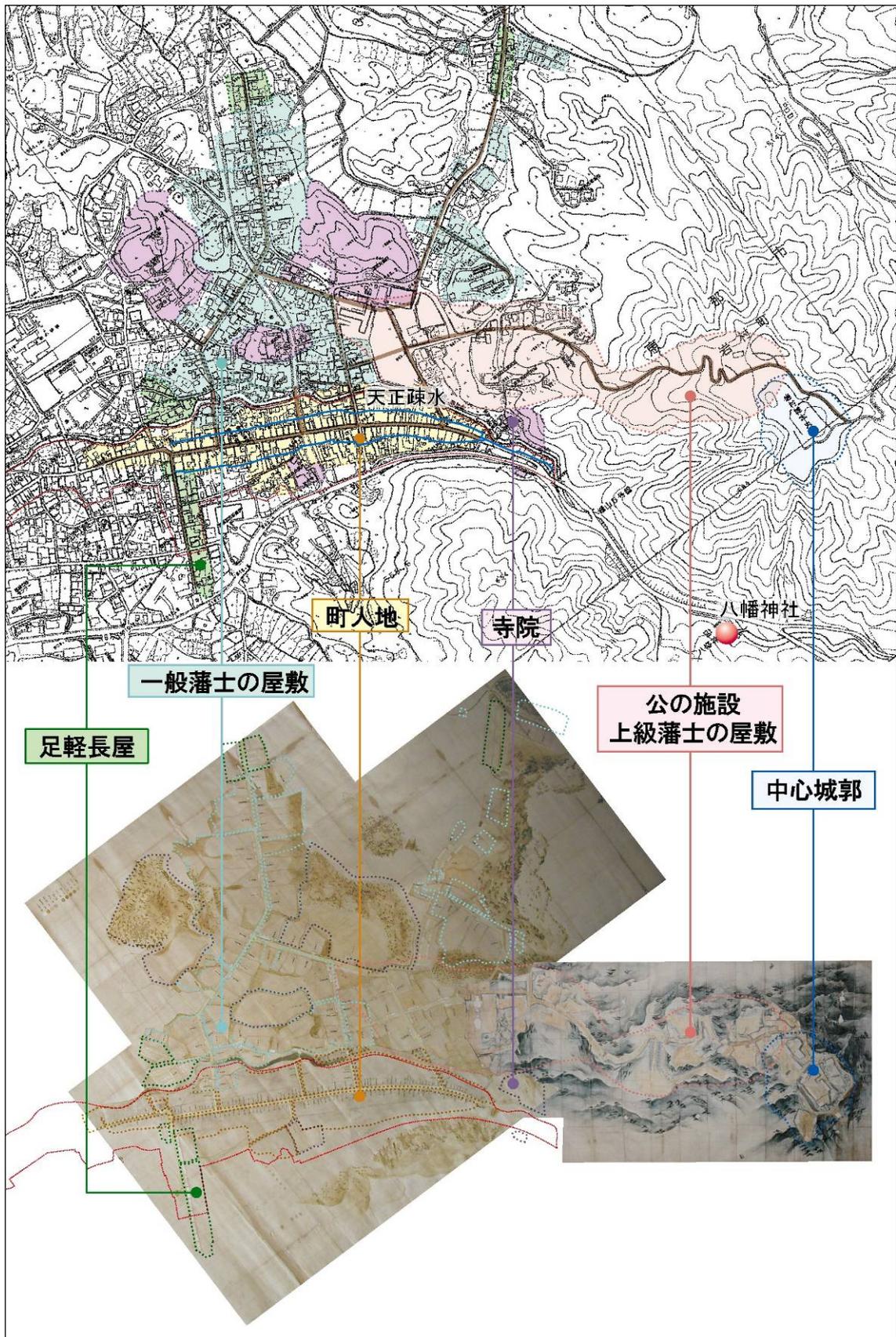
d. 「浅見家」(江戸末期)

建築年代は『岩村城下町伝統的建造物群保存地区保存対策調査書』によると、18 世紀末から地 19 世紀初頭とされている。地元の有力者である浅見家は、岩村藩初代藩主の松平家乗の入部に伴い御用達職として随行してきた。浅見家には文政 6 年 (1823) 年の蔵もあり、江戸期の建物の様子をよく残している。

e. 「浄光寺本堂」(江戸期)

浄光寺の由来書によると、明和 6 年 (1769) の再建とされている。

2 回の火災にあい、に置屋根式土蔵造で再建された全国的にも数少ない建物である。



現在の市街地と古図登城道より城下町を見下ろす

ウ. 神社

a. 八幡神社

岩村城の城内にあった神社。棟札で古いものは永正5年(1508)廃城後の明治5年(1872)10月に本通りの東端に移り、大正期には武並神社も本通りの西端に遷座した。

現在の八幡神社の本殿は、桁行1間、梁間1間、流造、向拝1間、柿葺で、松平乗保が文政5年(1822)に現在地に造営した弁天社の本殿(明治4年に遷座し空殿となっていた)を用いている。



岩村城内八幡神社跡

b. 武並神社

本殿は、元禄16年(1703)の『岩村指出帳』によると、本殿桁行3間、幣殿梁間2間、末社2宇とある。寛永8年(1631)に藩主松平乗寿が造営し、寛政元年(1789)、文政8年(1825)の大修理を経て、大正4年に鳥居、灯籠、手水鉢などとともに移築したものである。両者ともに歴史的に価値の高い建造物である。



武並神社(岩村町)の本殿

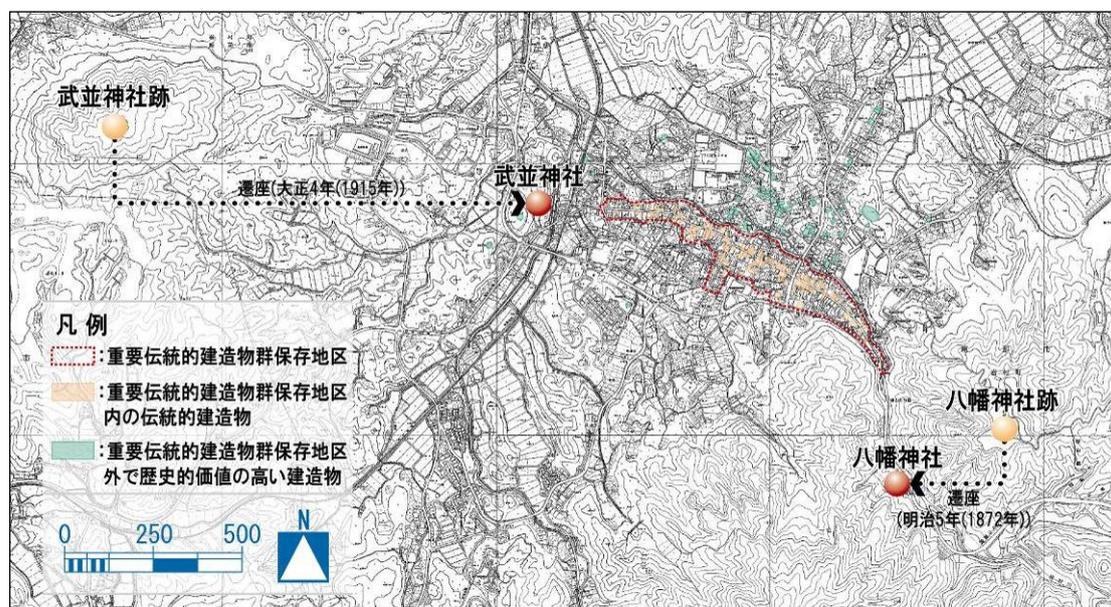


図 神社の位置新旧

3. 活動

ア. 岩村町秋祭行事(武並神社祭礼:県指定重要無形民俗文化財)

・ 歴史

岩村町秋祭行事(県指定文化財)は岩村の産土^{うぶすな}を祀る武並神社の祭礼である。祭礼の中心である神輿渡御行列は、神輿を中心とした総勢 300 人の隊列が、本通りの東西に位置する武並神社と八幡神社の間を往復するものである。八幡神社には岩村城を創築した加藤景廉、武並神社にはその子遠山景朝^{かげとも}が祀られており、息子景朝が父景廉の元に行き一夜をとみに過ごす「親子対面」がテーマとなっている。



神輿渡御行列

寛永 8 年(1631)に藩主松平乗寿^{のりなが}が武並山の山頂にあった武並神社に壮大な社殿を再建したのを機に始められた。八幡神社は江戸時代には岩村城内にあった。神輿は城下町と入り四区の町人・農民に担われて武並神社から藩主邸前の広場まで行き、ここで藩士に渡され、登城坂を登り八幡神社へ行った。

明治 4 年(1871)に廃藩となり、翌 5 年 10 月に八幡神社が現在の場所へ遷座すると武士、町民の区別なく行列を構成するようになり、大正 4 年(1915)に武並神社が武並山から現在の場所に遷座すると現在のコースとなった。

「岩村町秋祭行事」の徒御ルートにもなる岩村城下町はこの地方の商工業の中心地として栄えた。手工業の中心となったのは職人町である本通りの上町であったが、江戸末期に西町から富田へ抜ける新道が開発されると、その沿線にも工匠が置かれた。新道には現在、鍛冶の家が 2 棟ある。そのうちの 1 つである加納家(市指定有形文化財)は藩の扶持を受けた鉄砲鍛冶の住宅である。間口 8 間、奥行 7 間半、2 階建てで、ウチニワの奥を鍛冶場とした。2 階は塗籠の傾斜窓を設け、棟には鬼瓦の代わりに狛犬を乗せている。また、下町の土佐屋(市指定文化財・現在は資料館として公開)は 18 世紀前半に創業した染物屋で、明治期の染工場が現存している。

明治以降も、上町は職人町の伝統を引き継ぎ、ざるや桶などの手工業製品を生産していた。中でも掘りごたつのやぐらは技術を生かした特産品で「岩村やぐら」のブランドで東濃一円に出荷された。寒天生産の必需品である突き棒も上町の職人が考案したものと伝えられている。また、新町は周辺の農村の需要に応じる鋤や鍬など作業道具を行う野鍛冶、明知線岩村駅と各所を結ぶ運送業(馬引き)を営む家が多かった。西町や新町の南には住民の経営する製糸工場や製材所などが並んでいた。このような手工業関係の職種は昭和 30 年代以降の社会の変化とともに次第になくなり、新町や上町の建物はそのままに住宅へと変わった。

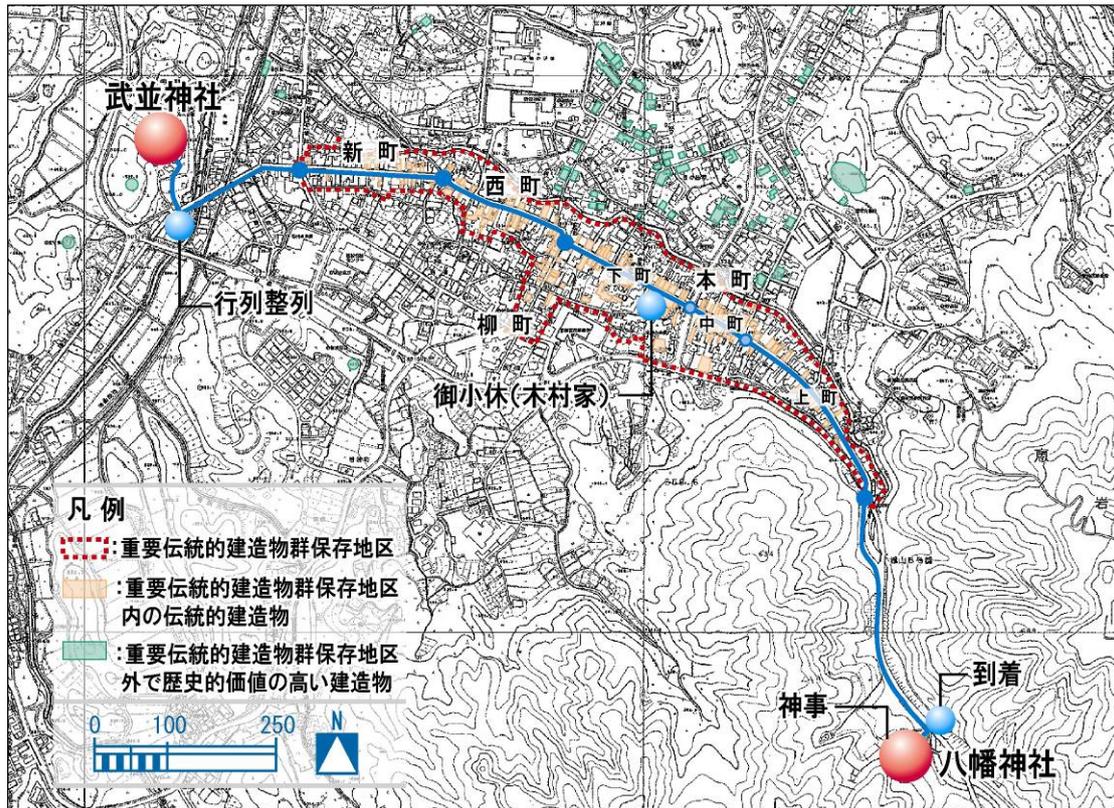


図 神輿渡御行列のコース

・神輿渡御

祭礼は、江戸時代には旧暦9月9日・10日に行っていたが、昭和中期から10月第一土・日曜日に行われるようになった。

神輿渡御行列の構成は、衣裳・道具ともに江戸時代からの伝承によるもので、嘉永5年(1852)「神輿供奉行列之次第」(「武並宮御祭礼規定」山上家文書)と比較すると、ほぼ変化ないものと考えられる。現在の行列には、76役、約300人が参加する。行列のうち打囃子は、入若連により行われている。「入」とは前述の入り四区のことである。現在は「岩村町獅子舞保存会」となっているが組織は変わらない。「神輿供奉行列之次第」にも「獅子頭 入若き者残らず揃い伴天股引 道筋 笛太鼓打ち囃し」とある。

雅楽は、安政元年(1854)町の神事に雅楽を吹奏するように本町若者連中へ達しがあり始まった。(『岩村町神社史』大正15年(1926))行列は、午前9時の明知鉄道の列車の通過を合図に武並神社を出発し、踏切を渡って重要伝統的建造物群保存地区となっている本通りへと進んでいく。



恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

保存地区は、延長1.3kmの町並みであり、建築物179件、工作物23件が伝統的建造物に特定されている。全体が城山に向かって登る緩やかな坂道となっており、西側と東側の標高差は50mに及ぶ。

行列が最初に通る新町は、近代になってから市街化が進んだ地区で、特に岩村電気鉄道の開

通後に大きく発展した。明治後半から戦前に建てられた建物が多。主屋の構造は江戸時代の形式を踏襲しながら2階の高さを高くして裏側にも2階を設けたものと、総二階建てのものがある。



江戸時代の町並み



明治以降の町並み

追分となる道標を過ぎると西町に入る。江戸中期から町屋が形成され、近代に入り新町とともに大きく発展し、現在も商店街として賑わいを見せる。本町と共通する低い軒の建物と、新町と同じ2階の高い建物が混在した町並みとなっている。



獅子と打ち囃し(西町2丁目)



楽伶人と神輿(西町1丁目)



西町の町並み

西町の東詰にある枡形(下町枡形)を抜けると、江戸時代当初からの町人地である本町に入る。江戸末期から明治初めに建てられた軒の低い厨子二階建ての家がよく維持されており、それ以降に建てられた家も2階の高さは高くなるが伝統的な形式を踏襲したものが多く、全体として城下町の風情をよくとどめている。また、下手に大きな建物が多く、坂を登るほど建物の規模が小さくなる傾向にある。特に行列が最初に通る下町(本町4丁目、5丁目)は大店が多かったところで、勝川家、浅見家など規模の大きな家が並んでいる。



楽伶人(本町5丁目(勝川家前))



下町(本町4、5丁目)の町並み

行列は、こうした町並みを打囃子や雅楽を演奏しながらゆっくりと進んでいき、2時間ほどかけて下町の東端にある木村邸（現木村邸資料館）に到着、御小休となる。木村邸を御小休所とすることは少なくとも明治から続いており、木村家が問屋職を勤めた旧家で、明治期を通して氏子総代であったことによるものである。



木村邸(市指定有形文化財)



御小休(本町4丁目(木村家前))



木村邸付近の町並み

1時間ほどの休憩のあと、行列は再び出発する。ここからは中町であり、ここも浅井屋や富永屋等の老舗の店舗が続く。少し進んで上町に入ると様相が変わる。ここは江戸時代に職人町だったところで、比較的小規模で軒の低い家並みが連なっている。こうして1時間ほどをかけて八幡神社に到着し、神輿は境内の御旅所に安置される。御神体は社殿に遷座し、神事が営まれる。



根付榊・大祓・猿田彦神(本町1丁目)



中町の町並み

・獅子舞

また、この日は入り四区に伝えられる獅子舞が演じられる。

この地方の獅子舞の特徴は、通常の獅子舞とともに、嫁獅子がヒロインとなって歌舞伎を演ずる獅子芝居が伝承されていることである。岩村町の獅子舞は、このなかでも最も早く獅子芝居を取り入れたとされている。



上町の町並み

獅子舞の起源は明確ではないが、前述のように江戸末期には既に秋祭りの余興としてあった。芝居を演じるようになった時期もはっきりしないが、山岡町の白山比咩神社に伝わる獅子芝居は、『山岡町史』によると、大正13年(1924)に岩村から学んで始まったものであり、これ以前であることは確かである。



八幡神社の神事

十八番は『安部晴明記の内、葛の葉姫子別れ』で『葛の葉』と略称される。このほかに『箱根靈験記』、『お染久松』、『妹背山』、『関取千両幟猪名川内の段』、『鏡山のお初』等がある。獅子頭を使わない『おかめ』、『数え歌』等もある。

打囃子として行列した入若連(保存会)は、八幡神社での神事終了後いったん活動の拠点である獅子舞会館に戻り、日が暮れると再び本通りに繰り出す。ここからが獅子舞の本番であり、道行をしながら要所で獅子舞を披露する。メインとなるのは本町の入り口である下町枡形での上演で、悪魔祓いに始まり、「おかめ」のおかめとひよつとこの時事を交えた軽妙な掛け合いの芝居、『葛の葉』が上演される。すべて路上で行われ、観衆は車座に取り巻いてこれを見るのである。



獅子芝居の様子(おかめ)



獅子芝居の様子(葛の葉)



図 獅子舞のコース

・神輿帰御

日曜日は土曜日の逆となる。行列を組んで八幡神社を出発した神輿は、武並神社に到着すると御神体を本殿にお移しして神事を行い、祭礼は終了する。

このように、岩村の産土武並神社の祭礼である岩村町秋祭行事は、数ある岩村の祭礼の中でも最も規模が大きく古い歴史を有するもので、重要伝統的建造物群保存地区である本通りを舞台として行われる荘厳な祭礼である。

イ. 本通り商店街のにぎわい

商業活動と現在も続く営み

商業地である中町から西町は、今も地域の代表的な商店街であり、今も約 60 軒の店舗が営業している。本町には、50 年以上営業を続ける水野薬局、富永屋、浅井屋、平野屋、矢野書店、京屋など江戸、明治に創業した老舗が軒を連ねる。間口の広い大店も多い。西町は、衣料品、雑貨、スポーツ用品、食品などの日用雑貨のほか、農機具、荒物など農家向けの店もある。



商店街の風景

・松浦軒本店（カステーラの製造、販売）

本町三丁目にあり『岩村城下町伝統的建造物群保存対策調査報告書』によると、明治期の建物とされる。寛政8年（1796）創業のカステーラ店である。当時の藩医の子神谷雲澤が長崎留学のうちに滋養食として学んだカステーラの製法を伝授され開業した。当時の製法を今も守り続けており、小釜と呼ばれる銅製の焼き型に入れて火にかけて焼き上げるもので、水飴を一切使わずあっさりとした味が特徴である。大正2年には「全国菓子飴展覧会」にて一等賞金牌を受賞している。



カステーラ

同じ製法を伝えるカステーラ店は、このほかに2軒ある。

・岩村醸造

主屋の建築は、梁の墨書から寛保2年（1742）と判明している。天明7年（1787）創業の酒蔵であり、当時は岩村藩御用達の運送業が本業で、副業として酒造を営んでいた。明治になって醸造業が本業となり、味噌や醤油も生産したが、戦後は酒造の専業となった。銘柄は「恵那乃誉」「女城主」で、岐阜県の名水50選に選ばれた地下水を用いた日本酒は毎年「全国新酒鑑評会」金賞等多くの賞を受賞している。初代が古家を購入して開業したと伝えられ、当初は岩村に通有の厨子2階建ての町屋であったが、大正年間に現在の2階建ての建物に改造されている。奥の工場まで通り土間となっており、製品を搬出するためにトロッコのレールが設けられている。



大正2年全国菓子飴展覧会

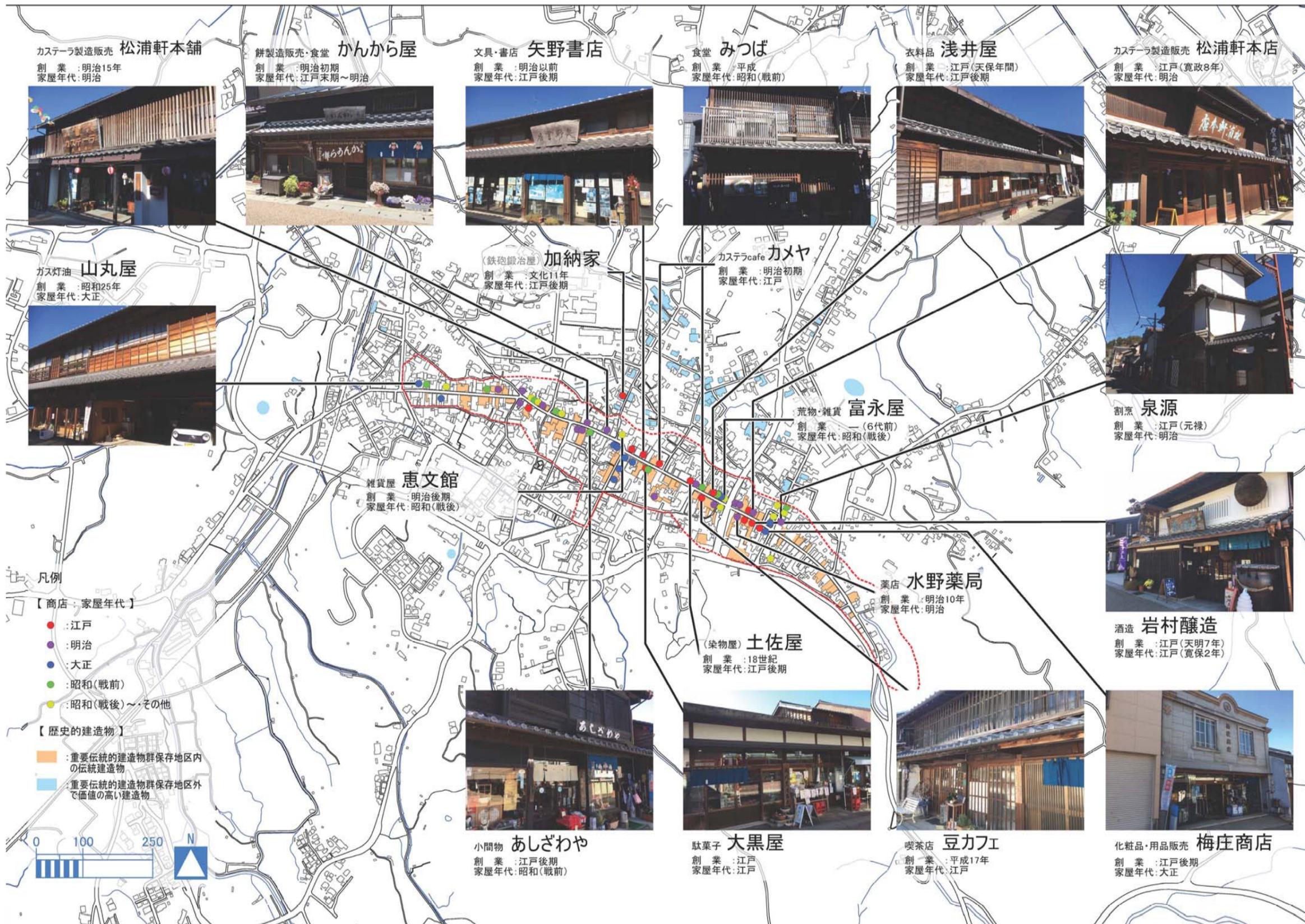


岩村醸造の店内に設けられたトロッコのレール

4. まとめ

このように、岩村城と岩村町本通りは、「岩村町秋祭り行事」や江戸期の菓子製造など歴史的価値の高い史跡と建造物の住宅群だけでなく、人々の生活の営みが現在も続く一体的な歴史風致を形成している。

今後この岩村城と重要伝統的建造物群保存地区の周遊を増加させるため、案内表示や、登城道の整備、支障木の伐採などを行っていくことを考えている。



②中山道大井宿村の歴史的風致

1. はじめに

遠山荘は、平安末期に古代恵那郡の大半を荘域として成立し、中世を通じて近衛家領として伝領される。下位の所職は、14世紀以降郷ごとに分割して継承される。恵那盆地から中津川市市街地西部にかけての11の村は大井郷に属し、天竜寺きょうごん香厳院が別当職を保持していた。また、地頭職は鎌倉初期以来、遠山氏が継承する。こちらも郷ごとに分割相続されていくが、大井郷にその勢力が浸透するのは戦国期以降である。大井村は、関が原合戦後、はじめ天領となり、元和3年（1617）尾張藩成立とともに尾張藩領となった。大井村がこのような重要視されたのは、村内を中山道が通り大井宿が置かれた交通の要衝だったからである。



武並神社本殿

中山道46番目の宿場町の大井宿は、今も宿場の様子を垣間見ることのできる歴史的風致が存在している。

大井宿の様子

大井宿は中山道46番目の宿場で、江戸から87里（348km）京へは47里（188km）のところにある。その前身は古代東山道の大井駅までさかのぼる。名古屋城下と結ぶ下街道、岩村・明智を經由して岡崎と結ぶ岩村街道（南北街道）が分岐しており、中山道の旅人のほかに、名古屋方面からの善光寺参りや御嶽参り、木曾方面からの伊勢参りの旅人、名古屋と木曾方面を行き交う商人などが通り、美濃16宿中随一の繁栄を誇っていた。

宿は、中山道が阿木川を渡河する地点に構えられた。東から横町・本町・堅町・茶屋町・橋場の5町に分かれ、東の高札場から西の大井橋まで約6.5丁（710m）であった。大井宿の特徴は、それぞれの町が柵形によって区切られ、6か所で直角に折れ曲がる整然とした町割りを形成していた。これは、阿木川と後背の段丘の間の狭い平地に大規模な宿場を構えるための工夫である。

宿内には本陣1軒や脇本陣1軒・問屋2軒のほか・旅籠屋・茶屋・商売屋など天保14年（1843）の記録では家数110軒（466人）が軒を並べていた。本陣、脇本陣は門構えと玄関を備え、書院付き上段の間のある豪壮な建物であった。幕末には専門の旅籠屋が41軒あり、講宿や近江商人の定宿も多くあった。門構えや式台、特別な客室のある大型の旅籠屋もあった。

文久2年（1862）の宿割図と現在の町並みを比較すると、道路や建物の地割りはほぼそのまま残されており、今も観光客が訪れている。

2. 建造物等

武並神社

戦国期の大井郷の支配の様子は、大井町の武並神社の由緒から知ることができる。

武並神社は承久2年（1220）創建と伝えられる。戦国時代に戦火により焼失し、棟札の発見により永禄7年（1564）の再建が判明している。現在の本殿（重要文化財）はこのときのものである。江戸時代の大修理により改変を受けていたが、平成20年度からの解体修理により建立当初の姿に復原した。桁行3間、梁間2間、向拝3間、入母屋造、檜皮葺で、葺棟の鬼瓦には金箔が施されている。組物、^{かえるまた}臺股、梁の端部分の^{てばさみ}手挟など装飾的な細部には室町時代の特徴がよく出ており、東濃地方における数少ない中世建築として価値が高い。

永禄7年の再建は、岩村城主遠山景任の下に大井城主の藤井常高が主導し、周辺の国人・土豪が結集して行われたものであった。このときの状況を記した唯一の史料である棟札の写によれば、景任が本願となり、勧発が藤井常高、このほかに手向城主勝氏、阿寺城主遠山氏、千旦林城主吉村氏、野井城主西尾氏が参加し、遷宮の行列には10カ村が参加したという。大井郷が一つのまとまりを持ち、武並神社はその宗社であった。

このような大井郷のまとまりは、遠山氏の滅亡後次第に解体し、江戸時代になると11の村は別々の領主が支配するようになった。武並神社も大井村の産土となっていった。

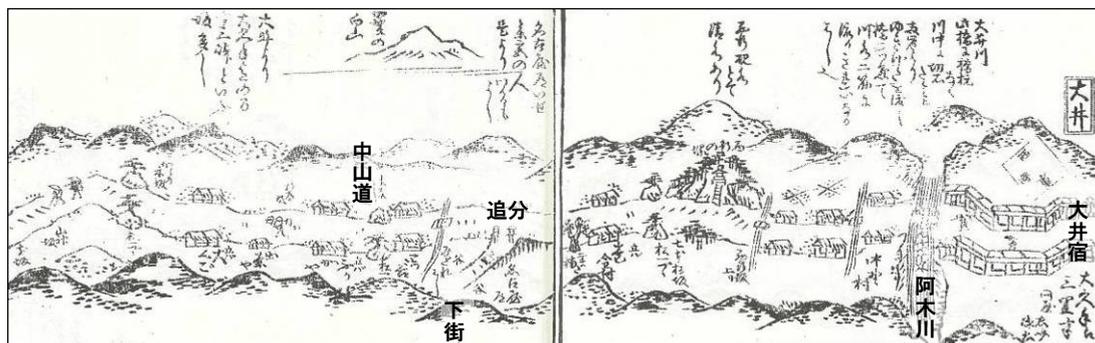


図 岐蘇路安見絵図(きそじやすみえず)

＜大井宿の代表的な建物＞

古山家

昭和52年の名古屋大学の調査によると明治初年の建物である。屋号を「菱屋」といい、酒造と商売をしていた。そして享保年間から幕末まで約150年間、大井村の庄屋を務めた旧家である。町屋形式であるが通りよりも少し下がって建てられ、跳ね上げ大戸奥は幅の広い通り土間と台所があり、それに続いた12畳の中京間、店座敷、中座敷、書院付き奥座敷、それに畳敷の入側などがある。前面2間半部分には低い二階がのっている。増築部の茶室座敷には式台付きの玄関がある。裏には店蔵、宝蔵がある。



大井宿本陣跡に残る表門

大井宿本陣跡（県史跡）

建築年代は、県文化財保護審議委員の調査により門のかえるまた臺股の形式などから江戸期のものである。昭和22年（1947）に母屋が火災で焼失したが、表門とその奥の玄関周辺が遺存しており、安土桃山様式を伝えるこの門を今に見ることができる。屋根は反りをもたせた瓦葺で、破風板や小屋組みの細工や彫刻も丁寧に仕上げられている。



旅籠屋角屋を引き継ぐ旅館

明治天皇大井行在所（旧岩井家）

江戸末期の建築とされる。中山道でも大規模な旅籠兼商売屋。江戸末期のころには大井村の庄屋や宿場役人もつとめた。明治13年（1880）年6月、明治天皇が民業視察の一環で行在所となり、部屋や風呂と便所が新設されている。

市神神社

市神神社は、長祿～寛正の頃（1457～1466）には大井町字市場田にあり、一つの靈石を安置し、八大竜王を祀った。口承によれば、市神神社は、その後市場田から2、3度遷座したのち、阿木川畔の字市神下という靈地を卜して遷座し、貞享5年（1688）に堂宇を再建した。



大井宿本陣と昔の街道



現在の大井橋

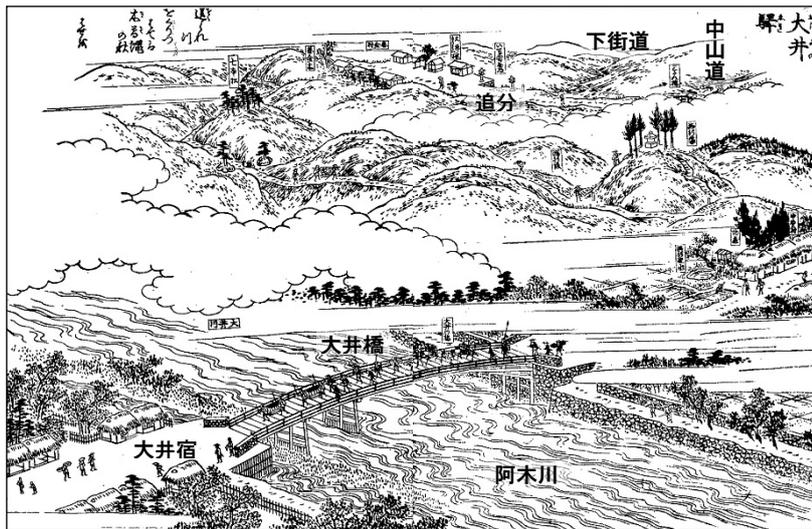


図 木曾路名所図会 大井驛(文化2年)



図 現在も残る歴史的建造物及び古図の比較

3. 活動

●武並神社例大祭

中世遠山荘大井郷の宗社として伝えられる大井の武並神社は、江戸時代に入ってから「今大井駅及び東野・正家・中野・永田・茄子川などの諸邑、これを以って宗社となす」『巖邑府誌』（1751年）とあるように、大井宿村だけでなく近隣諸村が崇敬する神社であった。このことは、祭礼を執行する氏子組織にも表れており、最近まで大井のほかに正家宮之前、後田、東野の一部が氏子として祭礼に参加し続ける体制が続いていた。

現在は、大井地域内の組が順次に祭礼執行の庶務を受け持つ流れから、氏子総代とその中から選ばれる責任役員（宮司、氏子総代3名）により祭礼を執行している。

武並神社の例大祭は、9月の最終土、日曜日に行われる。

例大祭1日目の土曜日は、子供獅子を受け入れる。

子供獅子は、町内ごとに編成され、それぞれの地区から国の重要指定文化財の武並神社本殿を目指して巡行する。9時を過ぎるころになると威勢のよい掛け声とともに子供獅子が次々と到着し境内は大変な混雑となる。お祓いを受け子供獅子はまた元気よく出発する。子供獅子をすべて送り出したあと、宵宮祭を行い翌日に備える。

例大祭当日は午前9時から神事が始まる。1時間ほどの神事が終わると神輿の渡御である。明治12年の書上によると、武並神社の旧来由緒ある祭儀として「笹祭り、御輿ノ渡御ヲナス 例年当日神職及輿ノ者 阿木川ニテ身禊ヲナス」とある。また、明治40年ごろの記録には、笹踊りから狂言に祭礼余興が変わっていったことを述べている。笹祭りとはどのようなものであったか不明であるが、神輿の渡御は、武並神社の祭礼の重要部分として明治以後も受け継がれた。



子供獅子



神事

表 神輿渡御の順序

神輿渡御の順序									
1	先導	9	榊	17	神馬	25	鉾	33	白旗
2	先祓い	10	長柄	18	神饌櫃	26	五穀	34	宝物箱
3	日旗	11	天狗	19	金幣	27	太鼓	35	大傘
4	月旗	12	乙女	20	青旗	28	神輿先駆	36	木杵
5	高張り	13	若党	21	黄旗	29	社名旗	37	杵取
6	塩水	14	太刀	22	赤旗	30	賽銭箱		
7	大麻	15	弓	23	白旗	31	伶人・(楽人)		
8	拍子木	16	長刀	24	紫旗	32	神輿		

この神輿渡御は、昔は氏子の地域を全部回るもので、岡瀬沢の茄子川境（現中津川市境）まで行列がねっていった。現在は、コース、日程とも短縮され、大井宿内から長島町中野境を回り、その日のうちに武並神社へ戻る。渡御の道筋には家の軒先に紙垂縄をはり、神様の通行をお迎えしている。



図 神輿渡御のルート

神社を出発した行列は、参道から市道に入り北へ向かう。この道は近世の岩村街道（南北街道）であり、大井村庄屋古山家（現ひし屋資料館：恵那市指定有形文化財）の西が中山道との追分である。古山家に至った行列は左折して本町に入り西に向かう。本町はかつての大井町の中心であり、古山家のほか、明治天皇大井行在所（岩井家）などが繁栄の跡を伝えている。

そのまま西進した行列は、阿木川に架かる大井橋を渡る。この橋は、長さ22間（約42m）とこの付近では数少ない大きな橋で、『木曾路名所図会』をはじめ江戸時代の旅行記には大井宿を代表する風景として描写されている。

大井橋を渡ると新町である。江戸時代には一面に田んぼが広がっていたが、明治35年（1902）の国鉄中央線大井駅（現恵那駅）開業、明治39年（1902）の岩村電気鉄道開通とともに市街化が進み、本町に代わる中心市街地として発展した。



大井村庄屋古山家



中山道を通る渡御行列

行列は、中山道から中央通りを南に曲がり、一つ南の通りである末広通りに入る。ここも明治後期以降に発展した商店街である。大井町の西端まで進み御旅所でいったん休憩したあと、再び中山道へ入り、中央通り、栄町通りを回って中山道に戻り再び大井橋を渡る。今度は宿内を橋場、茶屋町と通って、豎町北詰の市神神社に到着する。市神神社で休憩した後、豎町を下って本町に入りここからは来た道に戻って武並神社に至る。還御の神事のあと祭りは終了する。

武並神社の例大祭は町を挙げてのお祭であり、この後に稲刈りになるという年間生活の節目となっている。

●市神神社と七日市

長祿から寛政年間、この市場田では良質の煙草が作られ、領主に毎年煙草を献上しており、祭神の八大竜王にちなんで竜王煙草と呼ばれていた。市は、この煙草と別のものを物々交換する形で始まり、そのなかで団子等を作り、市が発展し、毎年正月7日に煙草市を開いていたこともあり、「七日市」と呼ばれるようになった。本陣などもある道路には、露天もならび活気のある市である。

七日市は、大井宿内の市神神社の祭礼で、毎年1月7日に開催される。

しかし、阿木川の数回にわたる洪水により川道が変わり、境内は中島となり、出水による危険もあるため、明治25年（1892）茶屋町の一角を選んで遷座した。

現在の神社は、大井宿に6つある枡形のうち東から4つめの枡形の角に南面して建てられている。境内は奥にこじんまりとした社殿があり、中央は大きな広場となっている。鳥居の正面には豎町の町並みが並び、そのまま参道のようなものである。七日市の際には、広場には古いお札を納める納所や露店が設けられ、参拝とお札を求める人たちが埋め尽くされる。豎町には順番を待つ長い列が本町まで延びるのである。



武並神社到着



還御の儀



豎町の町並みと市神神社



七日市(市神神社)



戦前の七日市

昭和50年の祭典を記念してつくられた「市神社社由緒」によると「明治14年に至りその筋の許可を得て（蛭子大神）大黒天及び田の神の御神符を頒布するようになった。例大祭には現在に至るも官許と大書きした大提灯をともし、此の御神燈のもとに御神札を授与してきたのである。古来福市の名声は遠近を問はず広まり、福寿円満、商売繁盛の神として或いは農蚕の守護神として或いは^{かんぼつ}早魃の時の雨乞いの神として、靈験あらたかなることは既に世間一般の認めるところであって、庶民の信仰崇敬が非常に篤いことも当然である。故に七日市当日には、福を迎えようとする参拝者で立錐の余地もなく、交通機関も又その便をはかって臨時増発をし商人興行人は相競って軒を連ね、参詣人は街にあふれる雑沓を呈するのが常である。願わくは老若男女を問わず貧富貴賤を論せず何人も参拝して福德円満、家運隆昌、国家安穩を祈念し、本年の福運を迎えあまねく神明の加護を享けられんことを」とあり、七日市が大変な盛況であったことがわかる。

七日市の当日は、午前2時半に神事を行い午前3時からお札の配付を始めるが、一番札をはじめ番号の若い札を求める人たちは、午前零時前から札所前に列をつくる。大井町・長島町の各商店の大売出しをはじめ、駅前から大井宿内の市神社の入口までの道の両側に露店が並び、年に一度の七日市をまわって見物し、買い物する人で夕方まで賑やかなことは現在も変わらない。この七日市が終わるとお正月気分も終わるのである。

4. まとめ

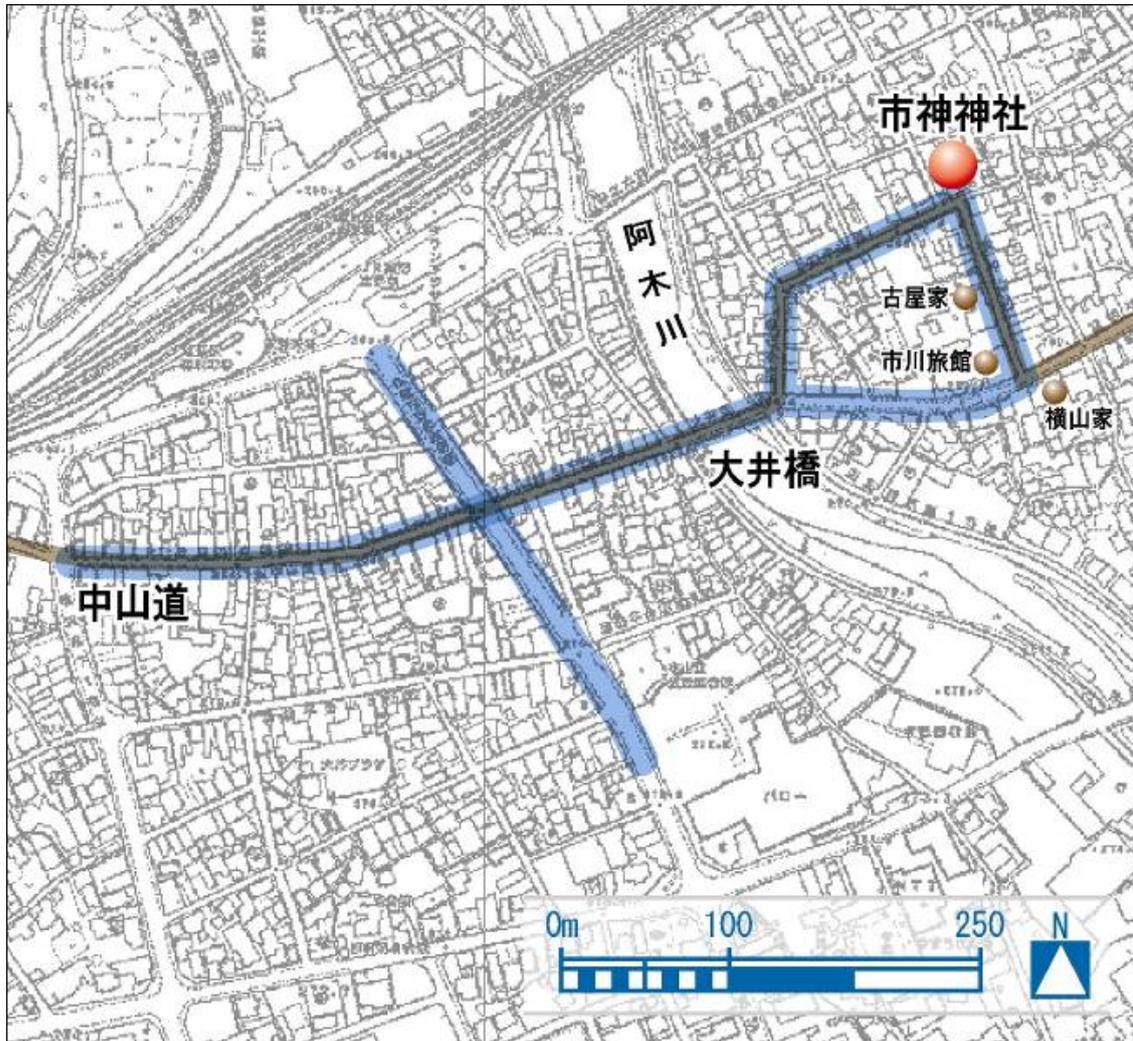
中山道大井宿村は美濃16宿の中で随一の繁栄を誇っていた。年初めの七日市、秋の武並神社の例大祭の行事は住民にとって一年の節目となっている。その賑わいは昔から変わることがなく、中山道大井宿村の町並みとともに今も住民にとって大切な伝統を反映した活動なのである。どちらも準備には大変な期間と労力を必要とするが運営は人から人へ引き継がれ今も昔ながらの形で行われている。



七日市当日の市神社広場の様子



七日市の賑わいを伝える新聞記事
(中部日本新聞/昭和35年1月8日号)



七日市の範囲

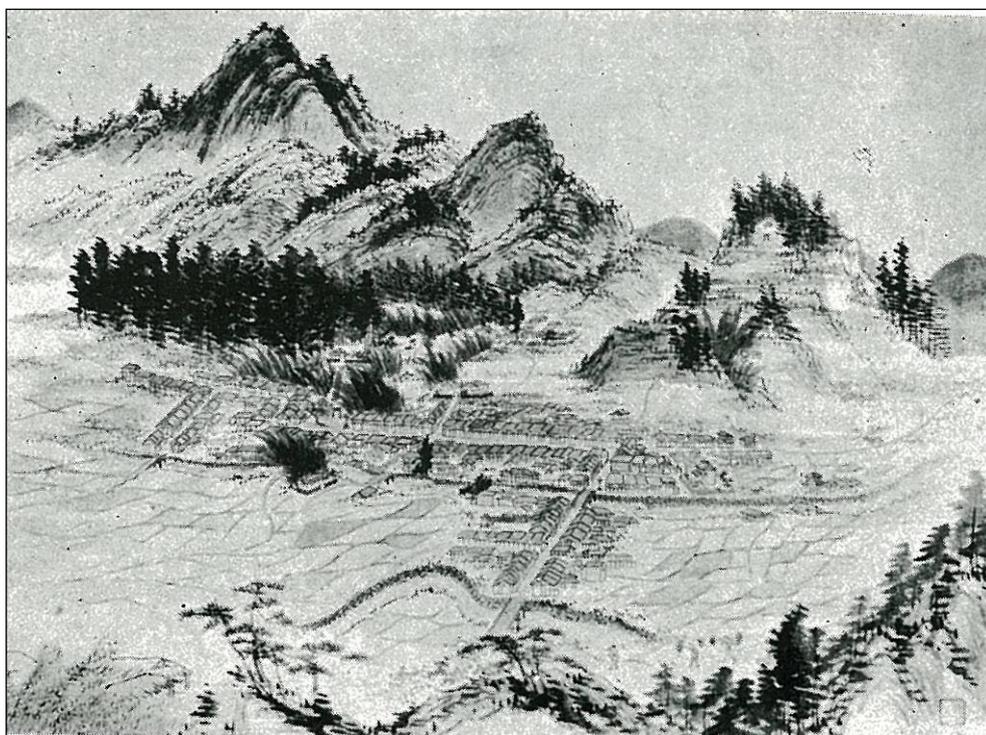
③中馬街道・明知の歴史的風致

1. はじめに

中馬街道とは、特定の道の名称ではなく、信州と名古屋を結び中馬輸送が行われた街道の総称である。そのなかでも最も盛んに使われたのが、根羽から足助を經由し岡崎や名古屋へ行く本街道、根羽から南下し新城・豊橋へ出る道、根羽から西へ向かって美濃へ入り恵那郡南部・土岐郡南部を通過して瀬戸・名古屋へ出る道の3つであった。ここで述べるのは3番目の道である。

この道は、根羽から大桑峠を越えて美濃に入り、上村（上矢作町）、明知（明智町）、柿野（土岐市）を経て瀬戸・名古屋へ達する。また、上村からは岩村を經由し中山道と結ぶ街道（岩村街道・中馬枝街道）が分岐し、明知では中山道と岡崎を結ぶ南北街道が交差している。信州からの荷物は、主に上村方面の馬士によって明知まで運ばれ、名古屋からの荷物は、主に水上・大川方面の牛方の手によって柿野まで運ばれ、ここで双方の荷物が積み替えられて、名古屋と南信州に向けて積み出されていた。上村と明知は、信州方面、名古屋方面、三河・遠江方面からの物資の集散地にあたり、多くの馬宿や牛宿が設けられ、賑わいを見せた。

現在でも、明智町の沿線は当時の町並みや文化財がよく残り、街道を通じて伝えられた祭礼が行われている。これらを生かして始まった「日本大正村」運動も町並みに新たな活力を与え、一体となって歴史的風致を形成している。



明治20年ごろの明知の町並み



千畳敷公園から見た昭和初期の明知の町並み

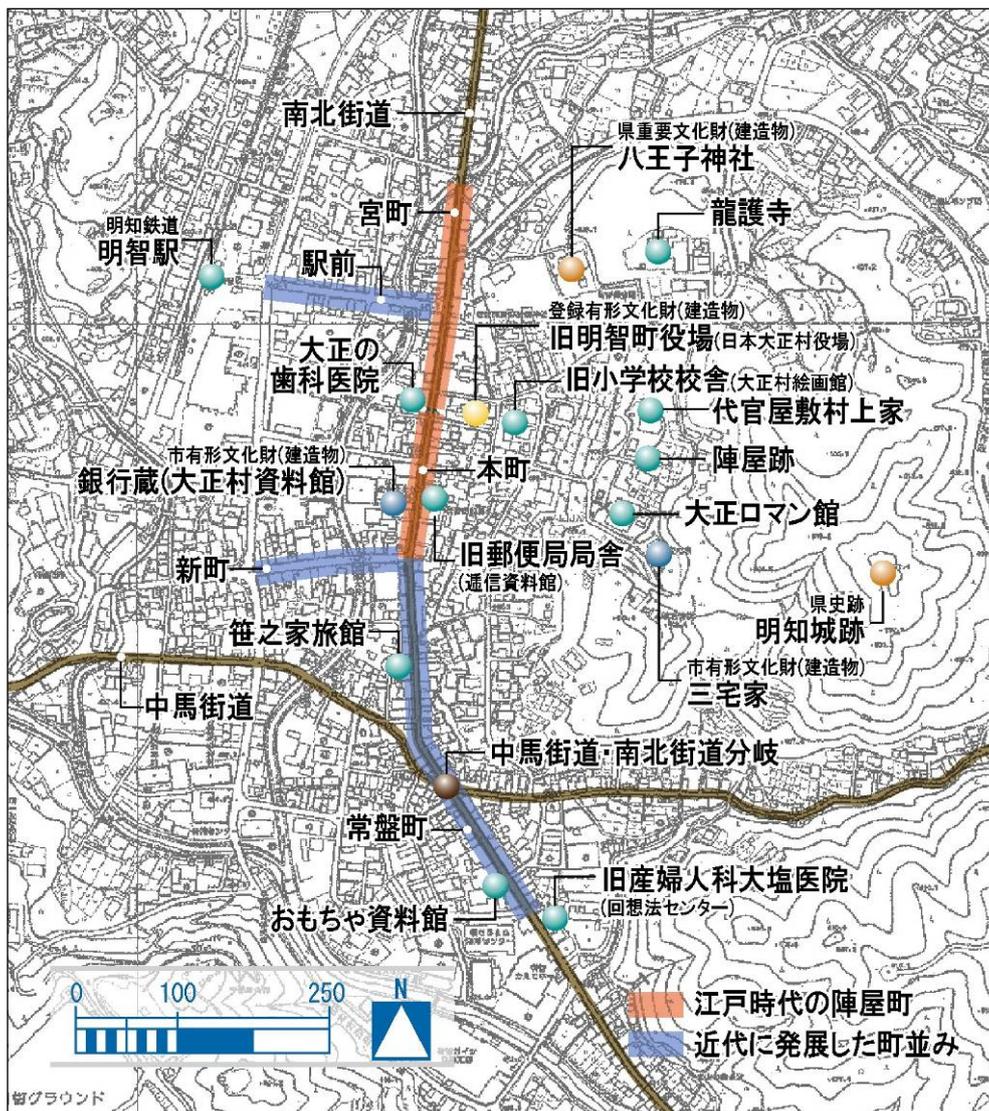
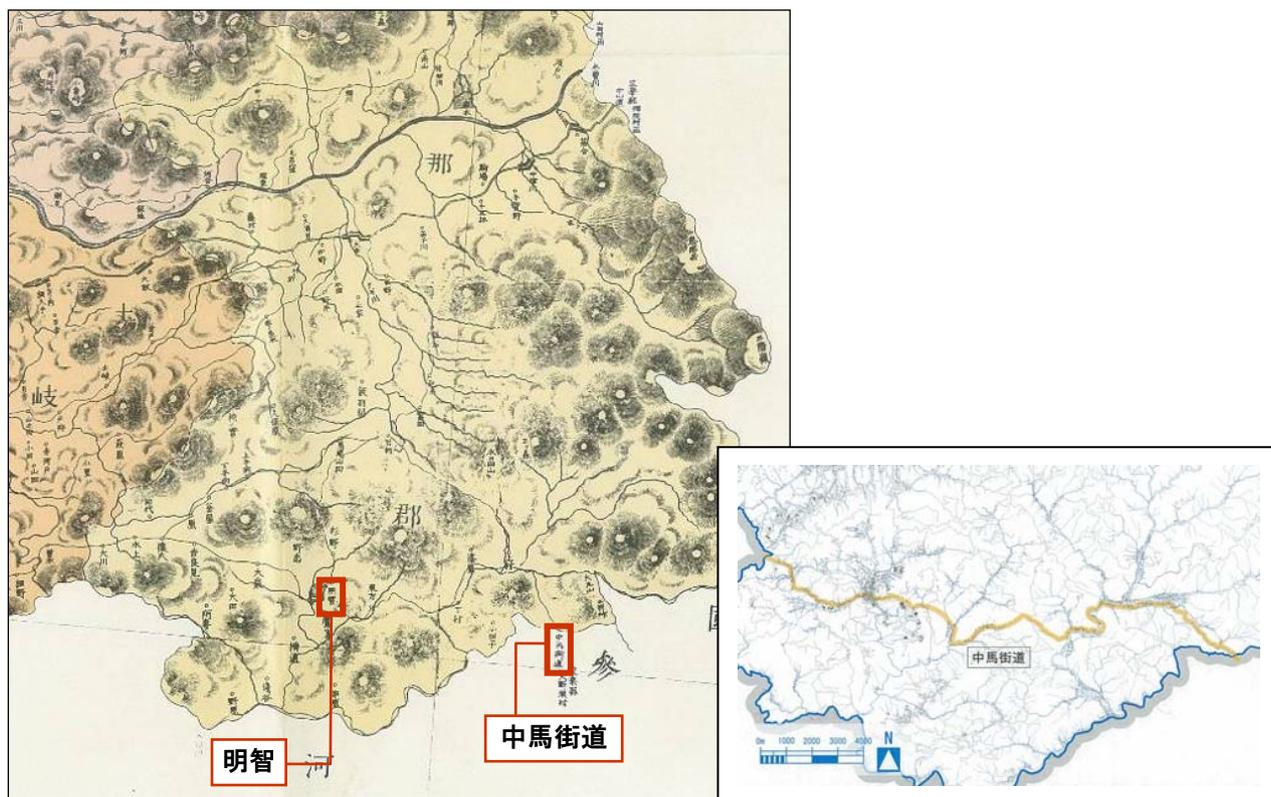


図 歴史的建造物の分布

2. 建物等と活動

明智町明知地区は、6,500石の旗本遠山氏の陣屋町を核として発展してきた。



中馬街道がみえる明治13年岐阜県管内図(部分)と現在の中馬街道

・建造物

a. 「陣屋」

寛政年間に作成されたとされる『明知年譜』によると慶長8年(1603)に明知領を得た遠山利景としかげの代に中世遠山明智氏の居城明知城の西麓の段丘上に置かれた。以降江戸期には旗本遠山氏の領地として、代官の村上氏が居をかまえた。

b. 「龍護寺」

慶長元年(1596)に領主となった遠山利景としかげによる建立で遠山氏の菩提寺である。

c. 「八王子神社」

社伝によると、天曆3年(949)勧請と伝えられる。天正2年(1575)に武田の侵攻の際に焼き討ちにあったが、寛永14年(1637)に遠山氏により再建された。当時は小社だったが、その後延宝4年(1676)に遠山伊次これつぐにより現在の神社となった。

現在の社殿(県重要文化財)は延宝4年(1676)、遠山伊次により造営されたもので、本殿・幣殿・拝殿を連結したいわゆる権現造である。本殿は、三間社流造、幣殿は桁行3間梁間1間両下造、拝殿は桁行7間、梁間4間入母屋造である。当初の姿をよくとどめており、江戸時代前期の神社建築として貴重



八王子神社社殿

な建物である。

明知城の段丘下では、中山道と岡崎方面を結ぶ南北街道、信濃と尾張を結ぶ中馬街道が交わり、町人地はその宿場、物資の中継地としてにぎわった。中馬街道は、鉄道のない時代には名古屋と伊那を結ぶ最短の道路で今から考える以上に重要な幹線であった。また、南北街道をわずかに下れば、矢作川の川湊である小渡（豊田市小渡町）であり、水運を利用することも容易であった。

中央にひときわ目立つ黒壁の建物は、農家から預かったり、買い取ったりした繭を収納するための銀行の繭蔵で、明治末期の建築で木造百畳敷き一部4階建て、手動のエレベーター付きの当時としては巨大な建築物である。町並みの右手には、明治39年（1906）建築の旧明智町役場（登録有形文化財）、旧小学校校舎がある。そのさらに右の高台にあるのは龍護寺、その左の森は八王子神社の社叢である。写真の右端は陣屋跡で、現在も代官屋敷村上家がそのまま残る。

このほかにも旧郵便局局舎（逓信資料館）、産婦人科大塩医院（現在は福祉施設）、明治40年建築で現在も営業を続ける笹乃家旅館、昭和元年（1926）建築の歯科医院などの建造物が各所に残っている。



（千畳敷公園から見た昭和初期の明知の町並み）

・活動

「明智の祭礼」

例祭は、10月10日に近い休日に行われる。再建された寛永年間から始まったものと思われる。陣屋代官村上家に残る享保16年（1731）「八王子祭礼記」によれば、江戸中期には流鏝馬や踊りが行われていたことがわかるほか、「御陣屋日記」には幕末にいたるまで毎年村上氏が領主の名代を勤めていたことが記述されている。これらには祭礼の詳細な内容は書かれていないが、宵宮の日に御旅所である若一王子神社へ渡御し、本祭りの日に還御する、岩村武並神社と類似した祭礼だったと推察される。戦後もしばらくは宵宮の日に御旅所に渡御して一泊していたが、昭和30年ごろに本祭りの日に1日で市街地を回るように改められた。

明知は、近代になると商工業の発展とともに全国から大勢の人が集まり、市街地も目覚ましい発展を遂げた。そのピークである大正時代になると、八王子神社の例祭をより盛大なものにしようという機運が盛りあがった。



渡御行列一神輿 常盤町



昭和36年の渡御行列 本町



徒御行列～桔梗連の山車 新町(背後は明知城と陣屋跡)

現在の祭りは、土曜日が宵宮、日曜日が本祭である。大きな特色は、明智太鼓と呼ばれる太鼓の打ち囃しがあり、神前で奉納されるばかりでなく、大正の面影の残る市街地に太鼓を積んだ山車が繰り出し、打ち囃しながら引き回す、たいへんにぎやかなお祭りであることである。

明智太鼓の始まりは、この機運を受け、大正末期に町内に住む三河出身者が中心となって、当時奉納されていた岡崎神楽に勝るものをと、愛知県東加茂郡旭村（現豊田市）から「打ハヤシ」を移入したことに始まる（『明知町の文化財（二）』より）。隣村串原村の中山太鼓の影響を受けながら、太鼓を山車に載せ、豪快に舞い踊り打ち鳴らしながら町内を引き廻す特有の姿を編み出した。担い手は、町内ごとの三つの余興団「宮本組」「若一組」「桔梗連」で、当時は若者組と呼ばれた青年団が中心となって組織され、太鼓や手踊りなどの奉納を行っている。余興団ごとに大人の山車と子供連の山車があり、合計6台が町内を回る。

宵宮は御旅所である若一王子神社の神事が中心となる。三つの余興団では、午前中から神輿や山車を町内に繰り出す。午後1時半ごろに新町通りに全団が集合して隊列を組み、神事が行われている若一王子神社に宮入し、各団が順に奉納余興（太鼓と手踊り）を行う。これが済むと宮下りし、再び団ごとに午後8時ごろまで辻々で太鼓や手踊りを披露して回る。

本祭りは、午前5時に三つの余興団が打ち鳴らす「あけがらす」で始まる。午前8時半、御神体が神輿に移され、宮司の「おたーちー」の声とともに神輿渡御行列が始まる。神輿は白装束の年男にかつがれ、途中明智太鼓の6台の山車が合流し、行列の長さは200m以上に及ぶ。行列は、いったん北上して国道363号に出て、明知鉄道明智駅前から駅前通りに入る。そこから再び宮町に入り、本町へ進む。宮町・本町は江戸時代から続く町並みである。古い町屋は、主屋は軒が低い厨子2階建てで2階に格子を持っている。



明治37年(1904)の明知本町



渡御行列—宮本組の山車 本町～宮町



渡御行列—手踊り 常盤町



本町の建造物

行列は、本町の南詰めで右に折れ新町を西に進む。ここは明治以後に新しく開かれた商店街である。ここからは市街地のなかをぐるりと回って常盤町の南詰め、明智かえでホールの辻に出る。ここでいったん隊列を整え、常盤町を北上、本町、宮町へと進む。常盤町も明治以後に発展した商店街であり、製糸の最盛期には飲食店や旅館でにぎわった。新町、常盤町の町屋は軒の高い総2階建てである。1階の軒の出はわ



常盤町の建造物

ずかで、商店では庇の下に看板を設けるものがある。奥行きはあまり深くなく、通りの西側では裏手がすぐに明智川の段丘崖となるため、裏側の2階が玄関になっていて、1階が倉庫などに使用される掛け屋となっているものもある。

行列は午前11時ごろに神社に還ってくる。山車もこれに続き、境内に参集する。このころになると、境内には屋台が並び参拝に訪れる大勢の人で大賑わいとなる。神事は午後1時頃から始まるため、その間に各団が奉納余興を披露する。その後午後2時半ごろから再び太鼓の奉納が始まる。これが終了すると山車は「宮下り」を打ち鳴らしながらそれぞれの地区に帰っていき、祭礼は終了する。



神社境内での奉納余興の様子

「明智ぎおん祭」

明知で行われる祭礼である。

明智ぎおん祭は、市街地の西、中馬街道沿いに立地する南北街道沿いの大正期の建物が並ぶ町並みを提灯でかざりライトアップしている。

「津島神社（明智町徳間）の夏祭り」

津島神社は安永8年（1779）に勧請されたと伝えられる。祭が現在の形となった時期ははっきりしないが、明治以後、町が発展するとともに盛んになったという。

以前は、7月15日をはさんだ三日間であったが、現在は7月後半の金～日曜日に行われる。この3日間は、家ごとに、5mほどの長さの葉のついた青竹に十数個のちようちんをつけたものを軒先に立てる。竹はちようちんの重みで通りに垂れ下がる。夜になるとこれらすべてに火が入り、明知の町並みは光のトンネルとなる。

3. まとめ

このように明知は、明治から大正にかけて物資の中継地であり、製糸業の発展とともに大変賑わい町が発展していった。祭礼は他地区の影響と町の繁栄を受けて盛大になり、大正の町並みと一体となって今に伝えられている。

特に明智地区は、このような中馬による交易の拠点から明治、大正にいたるまで情緒のある町並みが形成された。大正期の建物も数多く散在しており、この建物群を利用して大正時代の風致を感じてもらうために、大正村運動を通じて昭和59年に日本大正村として立村している。



明智ぎおん祭

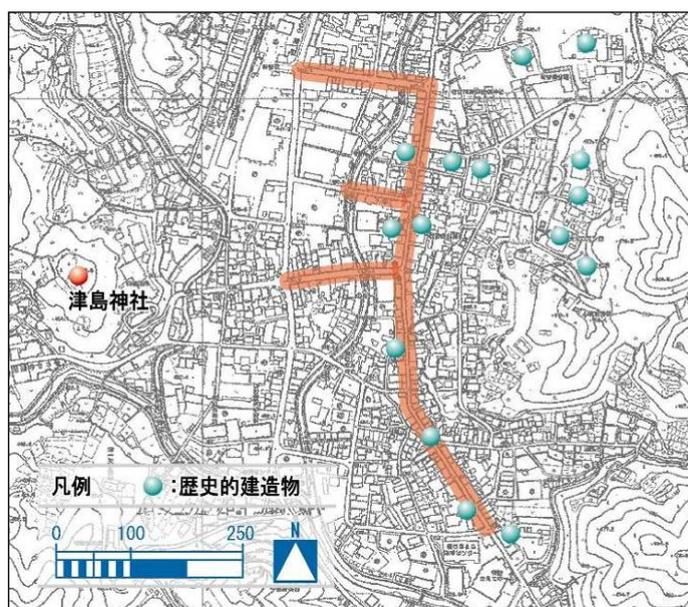


図 明智ぎおん祭の範囲

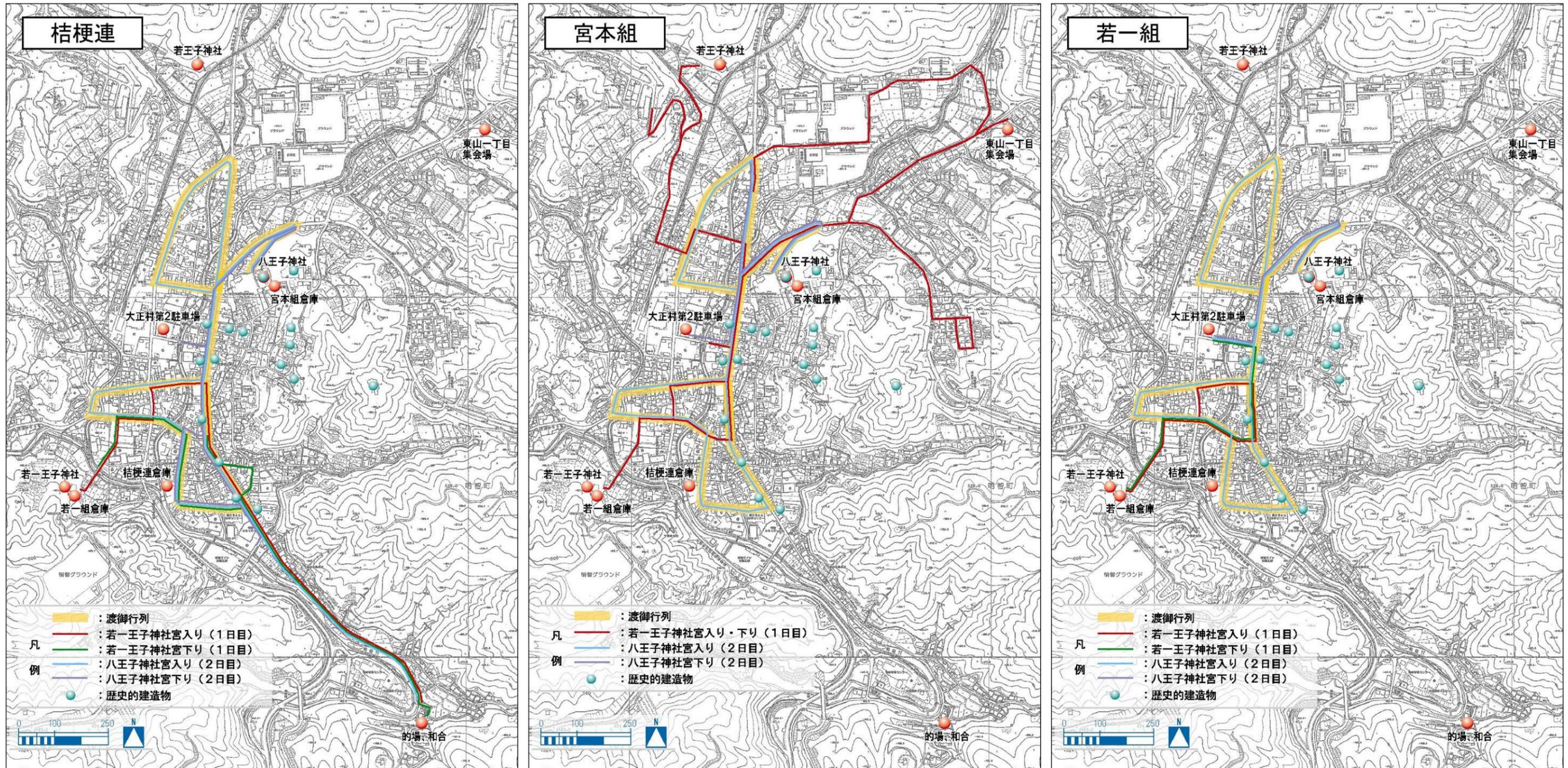


図 余興団渡御行列及び太鼓奉納のルート

コラム. 養蚕業の隆盛

明治になると生糸は外貨獲得のための主要な輸出品として大增産が図られた。明知地区でも明治10年ごろから、その地の利を生かして大規模な製糸工場が相次いで建てられ、輸出品の生産を主目的として、当初から機械製糸を導入し、大量生産された生糸は中馬街道や矢作川を名古屋や三河の港湾に向けて搬出され町が発展した。

また、恵那郡では広く養蚕が行われており、生糸の原料である繭の供給に有利であったことも、明知の発展の要因であった。特に、蚕の卵である蚕種の生産が盛んで、風穴を利用した保存と出荷量の調整、蚕児用顕微鏡を使った病毒検査などの高い技術力で質の高い蚕種を大量に生産した。例えば代表的な蚕種製造の村である東野村（恵那市東野）は、戸数300戸ほどの村であるが、明治22年（1889）に3戸であった蚕種製造業者は明治40年（1907）ころには70余戸に増えている。このころには恵那郡の蚕種生産量は県内の半数を占めるようになっている。

製糸工業の発展は、それに伴う周辺産業の発展も促した。例えば、製糸の副産物であるドチ（蚕の蛹）を飼料とする養鯉が農家の副業として盛んになり、その出荷額は、ピークの昭和10年（1935）には米産額の四分の一に達した。また、明智川沿いでは、工場の需要をまかなうために発電所の建設が続いた。建築需要に応じて製材業も盛んとなった。周辺の地域では、もう一つの地場産業である製陶業も発展した。

工業の発展により、明知には生糸の仲買業者をはじめさまざまな取引をする商人が集まるようになり、一大商業地として目覚ましい発展を遂げた。町並みは、江戸時代の宿場を中心として、南北街道、中馬街道沿いに拡大し、大正から昭和初期にピークを迎えた。現存する主要な建造物はこの時期に建築されたものである。

次頁にある「千畳敷公園から見た昭和初期の明知の町並み」の写真は最盛期の町並みを撮影したものであり、上下に連なる町並みは、南北街道沿いに広がる中心市街地で、現在もほとんど変わらない。



今も残る養蚕普請の家(東野)



明治25年製糸工場の内部



現在の町並み(常盤町)



旧銀行蔵(現大正村資料館)



大正村役場(旧明智町役場)

④寒天製造の歴史的風致

1. はじめに

恵那市の南西部に位置する山岡町は、細寒天を特産品とする町である。その品質は非常に良質で、全国シェアは80%を超えている。

山岡町は、標高700～800mの屏風山山系と標高650～850mの峰山・鶴岡連山に挟まれた高原盆地で、その気候は内陸性及び高地性で気温の差が大きい。特に冬季の冷え込みが厳しく、最低温度零下10度以下になる日が1月から2月にかけて1か月以上も続く。降雪日は少なく、乾燥して晴天の日が多い。

寒天は、厳冬期の屋外で心太を干し、凍結と乾燥を繰り返しながら乾物としたものである。1日の寒暖の差の大きな山岡町の気候は、寒天の製造に最適なのである。

2. 寒天工場と製造

大正10年(1921)、岐阜県は農家収入の増加を図るため「冬季の農閑期における余剰労力の利用」をテーマに気候、地勢、その他寒天製造条件の適否について実地調査を行い、東濃及び飛騨地方が極めて適地であるとした。寒天製造は、この報告を受けて、大正14年(1925)に岩村で始まった。山岡では昭和6年(1931)に最初の工場ができたのを皮切りに一気に増え、昭和9年には県下の生産地となった。

昭和50年に発刊された『岐阜寒天の50年史』には「中央線大井駅(現恵那駅)で明知線に乗換える。蒸気機関車は喘ぎながら山峡へと進み、東野、阿木駅をすぎて岩村町へ近くなる。ふと車窓から外を見ると、一瞬、急に雪原が現れたかと錯覚をおこすが、それは広がる田を覆うように天然寒天が干されて、キラキラと美しく冬の陽を弾き返しているのである。

これは昭和になってからのこの地方の美しい冬の風物詩である」と記述されている。現在8軒ほどの工場が見られる。

寒天製造の準備は、稲刈りが終わり初霜の降りる初冬に始まる。いわゆる冬季だけの天然寒天をつくる。

良質な寒天作りの成否は、いかにして凍結と解凍・乾燥を安定的に繰り返すかにかかっており、11月から準備を始める。そのために最も重要な施設が寒天干し場である。干し場には、工場近くの日当たりと風通しのよい広い水田が選ばれ、工場からすのこなどの道具類を出し、



寒天工場の様子(昭和41年)



寒天干場の風景(昭和40年代)



寒天干の作業風景(昭和40年代)

寒天棚を設ける。この棚は、高さ 60cm ほどに渡した 2 本の竹の上にすのこを置いたものである。まず杭を打ち竹と組み合わせて田んぼ一面に寒天棚を作っていく。杭も竹も何年にも渡って使っているものを紐で縛って固定していく。寒天棚が出来上がると、冷え込みをまって初釜となる。

寒天製造は心太作りから始まる。洗浄した天草を大釜に入れ約 12 時間煮て熟成させる。それを容器に移し、凝固させる。凝固させたものを羊羹状に切って干し場に運び、よしずの上に天筒で細長い麺のように突き出し広げていく。辺りはまるで海辺のような「磯の香り」が立ち込める。明け方近くとなり、気温が 0 度になったときに「凍てとり」という作業を行う。「凍てとり」は、心太の上から細かく砕いた氷をふりかけ、凍結を促進させることで良質な寒天に仕上げるもので、寒天の温度と気温を測りながら絶妙なタイミングで氷を鎌で削りながら振り掛けるという大変気を使う作業である。夜が明けると今度は解凍と乾燥の作業である。晴天の日には、すのこの角度を変えて効率よく日があたるようにして乾燥を進める。また天候の悪い日にはすのこを重ねて覆いを掛け、雪や雨が当たらないようにする。すべて家族総出や出稼ぎの人力で 2 週間ほどこの作業を繰り返すと細寒天の完成である。

なお、現在材料となるテングサは、主に太平洋側の地域から取り寄せている。日本産のテングサは細かく良質で、完成した細寒天は主に和菓子屋で利用されている。

また、寒天作りには必須である良質な水は、山岡の沢水や井戸水などが使われている。

3. まとめ

寒天の乗った寒天棚が広がる、まるで雪が降ったような真っ白な田園風景と、遠くの山々、そしてまるで漁村にいるかのような磯の香り、それに加えて昔から試行錯誤のうえで伝えられてきた伝統の技があって「山岡の細寒天」は今も受け継がれている。



図 寒天工場と干場の範囲図(棚場)

⑤祭礼の奉納行事における歴史的風致

1. はじめに

恵那市は、岐阜県東部の中山間地の農業地帯に立地する。集落は河川沿いに展開する中小の盆地や山の斜面の可耕地を単位として展開しており、その規模は小さいものが多い。近世の村は、こうした集落がいくつか集まってできたものである。祭礼はこうした村を単位として行われており、複数の村が集まって行うような大規模な祭りは見られない。一方で、名古屋や東濃西部の窯業地帯などの大消費地に隣接し、中山道や中馬街道などを介した人の往来は盛んであり、江戸時代から芝居や獅子舞などの様々な芸能が行われてきた。こうした芸能は、観覧するだけでなく自ら演じるものとして祭礼のなかに取り入れられ、それぞれの地域に根ざした民俗芸能として現在に伝えられている。

・奉納行事

祭礼の奉納行事としては、様々な行事が伝承されている。広く行われている祭礼としては獅子舞と太鼓があるが、獅子舞は旧岩村藩領の地域に多く分布し、太鼓は南部に集中している。その他の行事としては、神輿渡御、山車巡行などがある。

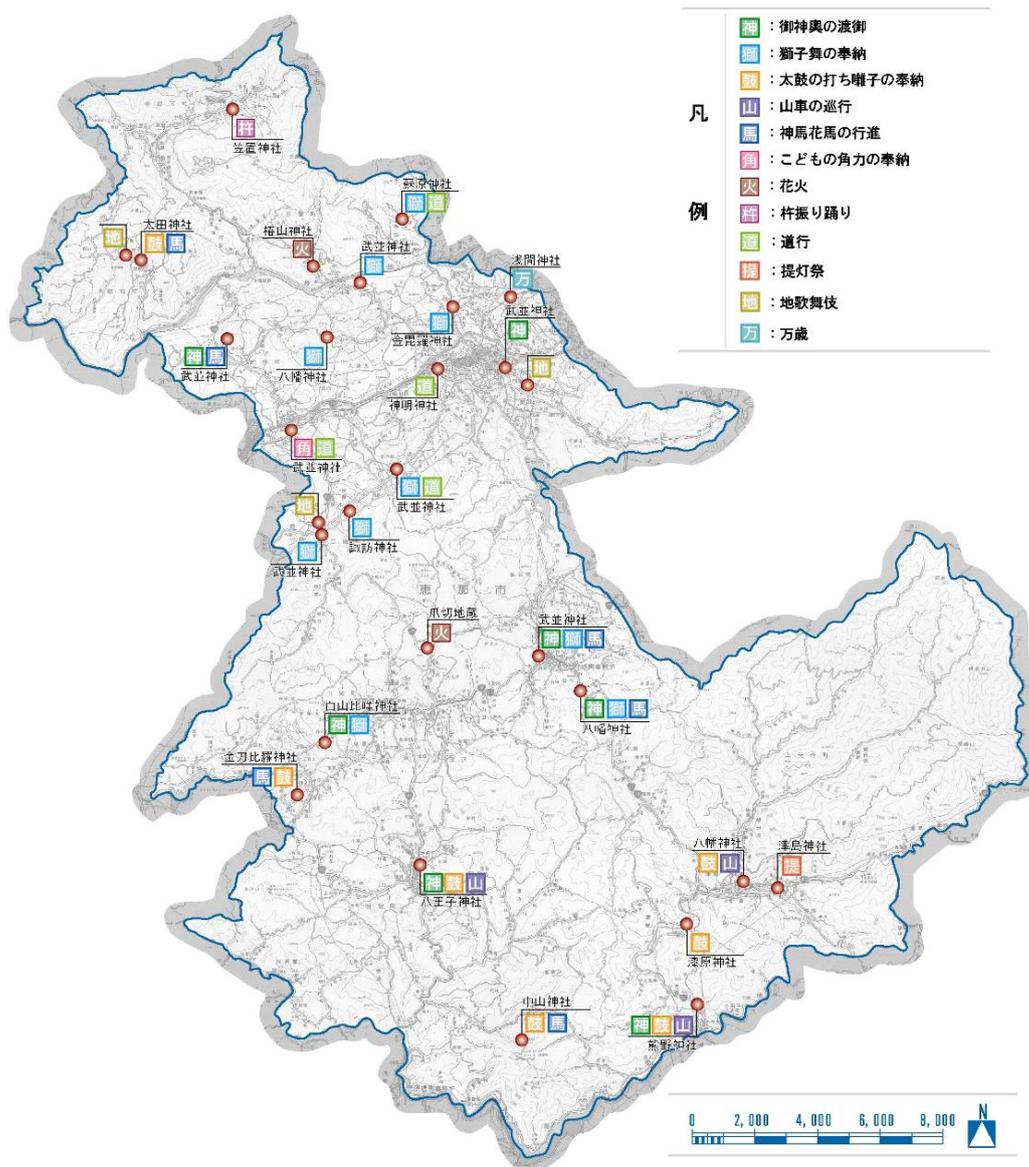
また、特色ある奉納行事をいくつか挙げると、爪切地蔵（山岡町久保原）の煙火は毎年お盆の送り火として奉納されるもので、江戸時代から伝承されている綱火による仕掛け花火を特色とする。笠置神社（中野方町）の杵振り踊りは旧苗木藩領の村々で行われているもので、中野方町には大正時代に隣村から伝わった。この神社には雨乞い行事とその打囃しである「めれた囃し」も伝承されている。近年は深刻な日照りがないため雨乞いは行われていないが、めれた囃しは例祭のときに杵振り踊りとともに奉納されている。道行は、笹踊りなどを踊りながら村内を巡行、宮入りするもので、渡御行列の名残と思われる。浅間神社（大井町）の万歳（「浅間七福万歳」）は昭和6年に地区の青年が五穀豊穡、家内安全、無病息災を願い始まったものである。このうち、代表的なものとして次表で説明する。



図 神社の舞台の分布

表 祭礼の奉納行事と祭礼が行われている場所

行事	開催場所
神輿渡御	武並神社(武並町藤)、武並神社(大井町)、 白山比咩神社(山岡町下手向)、武並神社(岩村町)、 八幡神社(岩村町)、八王子神社(明智町)、 熊野神社(上矢作下)
獅子舞奉納	蘇原神社(笠置町毛呂窪)、武並神社(長島町久須見)、 八幡神社(長島町久須見)、武並神社(三郷町野井)、 白山比咩神社(山岡町下手向)、武並神社・八幡神社(岩村町)、
太鼓の打ち囃子奉納	太田神社(飯地町)、金刀比羅神社(山岡町原)、 八王子神社(明智町明知)、中山神社(串原町)、 八幡神社(上矢作町上)、漆原神社(上矢作町漆原)、 熊野神社(上矢作町下)
山車巡行(太鼓)	八王子神社(明智町明知)、八幡神社(上矢作町上)、 熊野神社(上矢作町下)
神馬花馬行進	太田神社(飯地町)、武並神社(武並町藤)、 金刀比羅神社(山岡町原)、武並神社(岩村町)、 八幡神社(岩村町)、中山神社(串原)
こども角力(すもう)奉納	武並神社(武並町竹折)
花火	椿山神社(笠置町姫栗)、爪切地蔵(山岡町久保原)
杵振り踊り	笠置神社(中野方町)
道行	蘇原神社(笠置町毛呂窪)、武並神社(武並町竹折)、 神明神社(長島町)、武並神社(三郷町野井)
提灯祭	津島神社(上矢作町横道)
万歳	浅間神社(大井町)
獅子舞	武並神社(岩村町)
地歌舞伎	五毛座(飯地町)



2. 建造物等と活動

①地歌舞伎

集落の中心にあり祭礼が行われる産土の神社は、集落の精神的な紐帯であるばかりでなく、地域の活動の場としても重要である。

江戸後期、この地方でも庶民の娯楽として芝居が盛んとなり、プロによる興行が行われるだけでなく、自らも役者となって芝居を楽しむようになり、地狂言と呼ばれた。一方でこうした芝居は、幕府や各藩の奢侈取締りの対象でもあり、生業としては成り立たず、神社の祭礼の奉納芸、余興として定着した。神社の舞台はこうした地狂言のために建てられたものである。

舞台の形式は、拝殿型と籠堂型がある。拝殿型は切妻、妻入で、正面が本殿を向く。本殿との間の広場が客席となり北部地域に多い。籠堂型は寄棟または入母屋、平入の建物で、回り舞台を有するものもある。境内の端に横向きに建てられ、その前面が客席となり南部地域に多い。

舞台のなかには、明治以降に客席を増築して芝居小屋としたものもあった。

・明治以降の芝居小屋

公民館や芝居小屋が充実すると神社の舞台で地狂言を上演することは次第になくなってきたが、地歌舞伎として体裁を変えて続いている。

このような地歌舞伎を披露する場として、昭和28年に^{きざらぎ}佐々良木公民館（三郷町）、昭和26年に^{ごもう}五毛座（飯地町・旧飯地公民館）が公民館として建築された。

それまで神社にあった舞台に代えて地芝居の上演を主たる目的として建築され、その構造は神社舞台の構造を受け継ぎ芝居小屋そのものである。地狂言は、現在も7地区（東野、三郷町、飯地町、山岡町、明智町、串原、上矢作町）で伝承され、毎年各地区でチラシなどで周知を行い、盛大な公演が行われている。

特に、飯地町で行われている五毛座歌舞伎は、国登録有形文化財になっている五毛座で地域住民主導で、聞き取りによると昭和26年から途切れることなく続いている代表的な地域行事である。



五毛座での飯地歌舞伎

・獅子舞

代表的なものは、武並神社（岩村町）、である。寛永8年（1631）、岩村城主松平乗寿が武並山上に壮大な社殿を造営し、その後、大正4年（1915）に城下近くの一色天王山（現在地）に遷宮された。



横道獅子芝居



剣の舞(蘇原神社)

本殿は、寛永8年に藩主松平乗寿が造営し、寛政元年（1789）、文政8年（1825）の大修理を経て、大正4年に鳥居、灯籠、手水鉢などとともに移築したものである。岩村の獅子舞は「城下町岩村の歴史的風致」で取り上げたように神前では奉納されず渡御行列に合わせて街頭で演じるのを特色とする。また、上矢作町の横道獅子芝居は、奉納には由来せず表にはないが、昭和10年に白山比咩神社の獅子芝居を学んで始めたもので、祭礼など地域の年中行事のなかで上演されている。

獅子舞の奉納行事は、旧岩村藩領の地域に多く分布している。この地域の獅子舞の大きな特徴は、神楽や悪魔祓いを奉納するほかに、余興として歌舞伎の演目を演ずる獅子芝居が演じられる。

・「剣の舞」と「重箱獅子」

三郷町野井の武並神社は、武並七社の一つで、本殿は桁行3尺2寸、梁間3尺2寸、流造、柿葺で、万治2年（1659）に野井村領主の丹羽氏春が再建し、天和3年（1683）に修理されたものとされている。（『明治四十二年神社由緒調』）ここでは特色ある獅子舞として、真剣を両手に持って神楽を舞う蘇原神社（笠置町毛呂窪）



野井の武並神社 本殿と拝殿

の「剣の舞」、通常の獅子頭ではなく和紙を漆で固めた木の箱に紙で飾りを張った手製の獅子頭を用いる。

重箱獅子は、市指定有形民俗文化財に指定されており、毎年10月に行われる奉納行事である。



野井地区内から選ばれた2人の男子が神社の拝殿で、白足袋をはいた紋付はかま姿で、それぞれ雄と雌の獅子頭をかぶり、笛と太鼓のお囃子に乗って踊りを奉納する。お囃子のメロディーは単純なもので歌はなく、また踊りの振りもきわめて素朴なものであり、獅子頭も和紙を漆で固めただけと地味なものであって、一般に使用されている獅子頭のようなきらびやかなところは少ない。



重箱獅子

重箱獅子の始まりは明らかでないが、大正の神社調査書には「旧来ヨリ祭儀ハ重箱獅子ヲ以テ、祭儀中ニ加ヘ 重ク祭事ヲ執行ス」とあり、また昭和27年の調べには「古より祭礼には山車 笹踊 狂言 特に重箱獅子が有名」とあり、こうしたことから考えていくと、かなり古い伝統を持っているように思われる。

獅子舞の奉納行事は、ふるさとの土の中から生まれ育てられた芸能であり、今も地域住民の心をひきつけている。

・中山太鼓

中山神社の創建は明らかでないが、奈良県金峯山寺の分社で串原遠山氏の祈願所であったという。元禄16年（1699）の差出帳には「蔵王権現」とある。観音堂があり「中山観音」とも呼ばれていたが、明治の廃仏毀釈により中山神社となった。「オイヌサン」の信仰でも知られている。本殿は桁行3間、梁間3間、流造、向拝3間、檜皮葺、拝殿は桁行3間、梁間2間、入母屋造、瓦葺である。



造立年代は不明であるが、本殿に保管されている弘化5年（嘉永元年・1848）の棟札に「奉葺替 中山大権現御屋根」とあり、これ以前に造立されたと考えられる。

太鼓の奉納行事は市の南部地域に集中しているが、串原の中山太鼓が古く、その他は明治以降に広まったものである。

中山太鼓は、串原総氏神中山神社の祭礼で奉納される。

例祭は10月第3日曜日に行われ、中山太鼓はこのときに奉納される。天正2年(1574)武田勝頼の美濃侵攻に際して、迎え撃った串原弥左衛門配下の武士たちが社頭で大太鼓を拳で打ち鳴らし、締め太鼓を焼き清めた矢で折れ尽きるまで打ち鳴らして軍運を祈願したという古事を伝承した行事である。



図 太鼓打ち囃し組

明治13年の神社明細には

「音曲、神楽、獅子ヲ仕へ花馬六疋引渡シ候義従前仕来リニ御座候」とある。

太鼓打ち囃し組は6組ある。串原は、最小単位の集落である小字(あざ)がいくつかまとまり、自治会に相当する15の「区」が置かれている。隣り合う区が1~4集まって「打ち囃し組」となる。なお、区のうち中沢区は花馬を出すことになっており、打ち囃し組には加わっていない。一つの打ち囃し組は、大太鼓1基、締め太鼓2基、笛数人からなる。大太鼓には太いばちを用い、締め太鼓には弓矢をかたどった細長い竹のばちを用いる。大太鼓は長さ3mほどの天秤棒状の棒に縛り付けられて吊るされ、締め太鼓も同じく棒に取り付けられた台に据えられる。練り歩くときはその棒を前後二人が肩に担ぐ。

祭りでは馬印を先頭に、奉納される馬と太鼓が練り歩く。馬は御神馬打ち囃し組のみが鞍に幣束を載せた神馬であり、鞍に花を載せ、花馬と呼ばれる。

午前8時30分ごろ、神社前に集結した打ち囃し組は御神馬組から順に寄せ太鼓を打ち始め、大祭が始まる。そして、順番に鳥居をくぐって宮入り、参拝をする。

参拝が終わると、御神馬から宮入りの順番で一人打ちが始まる。一人打ちは各組がまちまちに打っているのので、喧嘩太鼓の様相を呈する。しばらくたつと、騒音状態に変化が起きる。回り打ちが始まる。回り打ちは、自分の組の太鼓と他の組の太鼓の区別はなく、並んでいる太鼓をみんなが順番に叩き、大きな一つの輪になり、騒音状態が一転して大合奏になるのである。この回り打ちで、祭りの興奮は一気に高まり、この祭り特有の一体感が生じる。見物人のなか



打ち囃子集結・寄せ



神納め

には、この回り打ちのときだけ太鼓を叩く人も多い。

囃子組が宮入り集結すると、午後3時くらいから順番に太鼓を担ぎ打ちながら境内を一周する。神前にて神納めの曲を打ち、祭は終わる。

太鼓の奉納行事は、普段は人っ子一人いない、しんとしたたたずまいを見せる歴史的価値の高い建造物を舞台として、勇壮な太鼓の音が山々に響き渡る、まさに地域をあげての伝統文化であり、地域の一体感を醸成する祭礼行事である。

・その他

市内では虫送り・送り神も市内全域の集落で行われていた。虫害や疫病は、毎年起こりうる深刻な災害であり、これを未然に防止するための大事な祭礼である。しかし、戦後は行われなくなる地区が増え、現在では、大井町と東野、武並町、串原の四地区、6個所のみとなった。

大井町御所の前地区の送り神は、7月1日に最も近い日曜日に行われている。集落の中心にある阿弥陀堂は、堂内に天明5年(1785)再建された記載がある。この阿弥陀堂に集まった子どもたちは、身体に墨を塗り水着や下着だけの裸姿となり、鉦を先頭に、男女の麦藁人形や小竹に短冊を結びつけたものを持ち出発する。町内を「送り送り 送り神送って 念仏申さん子供は 八幡地獄で ごそごそ」と大声をあげながら行進すると、沿道の家々では、用意した塩水を南天の小枝でかけたり、そのままぶちかけたりして家の災厄を持っていってもらう。町内を隅から隅までくまなく廻った行列は阿木川を上流に向かい、隣町との境である竹淵へ到着する。ここで人形や短冊を川へ流し、その後川へ入って悪魔悪病が乗り移らないように体の墨を洗い流し、再び阿弥陀堂へ帰る。

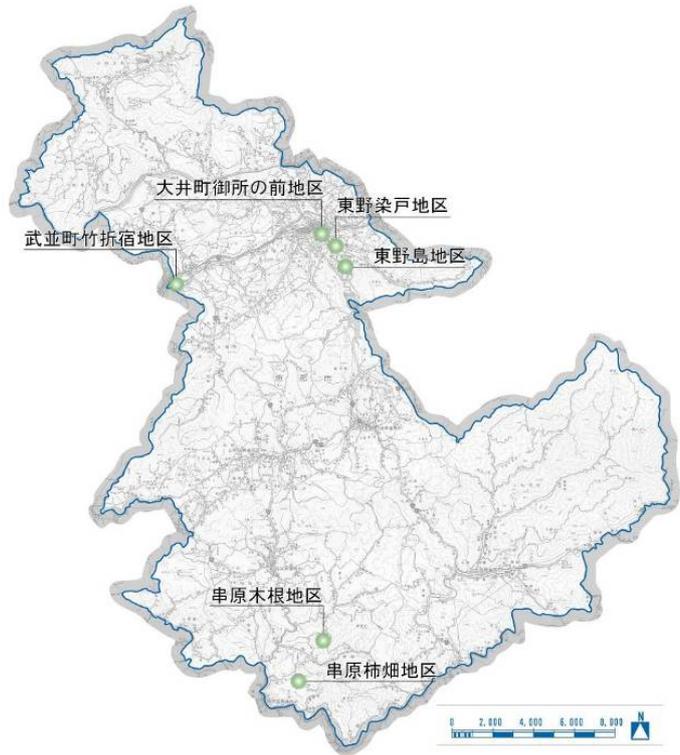


図 送り神・虫送りが行われる地区



図 御所の前の送り神のルート

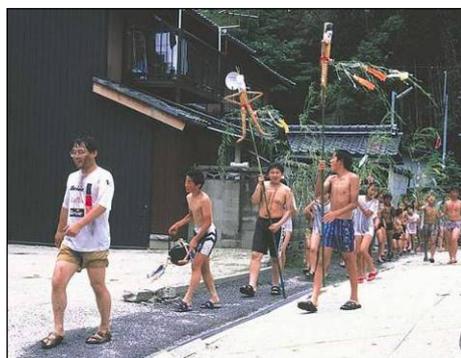


図 御所の前の送り神



行列の起点である阿弥陀堂

東野島集落・染戸集落、武並町竹折宿集落の虫送りもこれとよく似ている。一方、串原柿畑集落・松林集落の「害気の虫送り」は、同じように藁人形を先頭に集落を回るが、他地区と異なり正月明けの第一週の日曜日に行われている。



東野染戸地区の虫送り



串原の害気の虫送り

3. まとめ

各集落は、現在まで地域の人たちが共同して維持してきたものである。普段は穏やかな農村の雰囲気祭礼の華やかで情熱的な雰囲気になり、人々の情熱が湧き出してくる。または、歴史的建造物や周辺の風景と祭礼行事が一体となることによる心地良さが感じられる。それは共に人々の営みを凝縮したものであり、今もその伝統を受け継いで人々は暮らしている。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) これまでの取組み

①重要伝統的建造物群保存地区での取組みについて

本市では、平成5年に、岩村町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定するとともに、平成6年には、岩村町伝統的建造物群保存地区保存審議会を発足させた。また、平成9年には、岩村町岩村本通り伝統的建造物群保存地区決定の告示を行うとともに、保存計画を告示して、保存事業に着手した。その後、平成10年4月には、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。なお、市町村合併に伴い、平成17年に「恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区」と名称を変更した。

本通り地区の住民組織は、町丁目を基本的な単位とした自治会となっている。このほか、岩村町全体のまちづくりに関わる組織として、「城下町ホットいわむら」があり、毎月1回の定例会のほか、年間のさまざまなイベントの企画・実施を行い、まちづくりに関するフォーラム等も開催している。

こうした地区内活動と平行して、1期計画では地区内の電線地中化及び道路舗装を行い、格段に良好な町並み景観が形成された。

②中山道に関する取組みについて

市教育委員会では、文化庁の「歴史の道」保存整備事業として、昭和62年度から平成3年度までの5年間の継続で中山道の整備を実施した。本事業では、中山道の中でも最も往時の姿をとどめている長島町、武並町地内の約3.4kmの道と、一里塚や茶屋跡などの沿線史跡の整備、案内標識や説明板の設置などを行い、道や沿線史跡の保存整備を行った。

大井宿については、庄屋も務めた古山家を取得し平成12年に恵那市指定有形文化財に指定した。その後「中山道ひし屋資料館」として整備活用している。

武並神社本殿は、平成元年5月19日に国の重要文化財に指定された。平成19年から22年までの4ヵ年計画で、明治33年(1900)以来となる解体修理事業が行われ、再建当時の姿が約445年ぶりに蘇った。



いわむら城下町のひなまつり



中山道ひし屋資料館の展示施設



武並神社解体修理中の様子

③祭り、文化、伝統行事に関する取組みについて

本市には、郷土の祭り、伝統行事が多数残されている。特に神社仏閣で行われる祭礼行事については、町をあげてのものが多い。岩村町秋祭行事で行なわれる神輿渡御行列は、衣装も昔のままで引き継がれてきているが、やはり消耗も多く定期的に修理を行う必要がある。市としても修理のための補助を行い、維持の手助けをしている。また、民俗芸能については、各地域で保存会をつくり、小中学校においては教材として、伝承に取り組んでいる。

地芝居は、飯地町では、天保年間に上演した記録がある。明治期には、村内6つの集落がそれぞれの神社に拝殿型の舞台を備え、順番に地芝居を上演していた。現在は、明治以来の組織を受け継ぎ、飯地歌舞伎保存会として伝承を行っている。毎年、飯地の神社の例祭に合わせて4月上旬に定期上演を行うほか、小中学生の指導も行っている。



歌舞伎を学ぶ小学生

五毛座（登録有形文化財）は、戦後、各集落の拝殿の老朽化と公民館運動の高まりを背景に、昭和26年に公民館兼地芝居小屋として飯地公民館が建設された。昭和58年には新公民館の建設により地芝居専用となり、地名にちなんで「五毛座」と命名された。地域の愛着は深く、現在も芝居のほかに敬老行事や地域活動に活用されている。三郷町の佐々良木公民館も昭和28年に旧三郷村の公民館兼地芝居小屋として建設されたものであり、三郷歌舞伎保存会がここを活動拠点として伝承活動を行っている。

市でも1期計画の中で、小学生たちを対象に民俗芸能を学ぶ場を設け、歌舞伎に小さい時から触れる機会を取り入れている。

④景観形成に関する取組みについて

景観法に基づく景観計画の策定に向けて、平成20年度より庁内関係部課、学識経験者及び地域住民代表等で構成する景観計画策定委員会にて恵那市全域の方針や規制の検討を行い、平成24年に恵那市景観計画を策定した。

また、平成21年度からは、地域住民等で構成する地域ワークショップの開催等を通じて地域ごとの景観の形成に関する基本方針や行為の制限につ



坂折棚田の風景

いて併せて検討を行った。そのなかで、特に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村地区においては、その周辺地域において景観形成を積極的に取り組んでいくための地区（重点地区）の指定と行為の制限（届出対象行為と景観形成基準）に関する検討を行った。

また中野方町の「坂折棚田」については、平成20～21年度に文化的景観保存のための調査を行った。

(2) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①歴史的建造物、町並みの保存に関する課題

本市では、これまでに重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村町の商家町について、積極的に歴史資源として保存や活用を行ってきた。

しかし、未指定文化財の建物については、近年の社会経済状況の変化に伴い地域住民の意識も変化し、歴史的な趣の残る建築物や町並み景観の保全よりも日常生活の快適性を求め、建造物の取り壊しが行われ、新しい住宅に建て替えられる場合や、他所への移転により空き家となり、中には老朽化が進んで崩壊の危険性のあるものが見られる。

また、市管理のものについても、限られた財源のなか、貴重な歴史資源の適切な維持管理が十分できず、老朽化の著しい箇所も見られる。

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村町、大井宿のある大井町においても、空き家が年々増加するとともに、老朽化により歴史的建造物の維持が困難となりつつあるところもある。こういった空き家の増加は町並みの連続性を失う要因となっており大きな課題となっている。

歴史的な町並みとの調和という観点で見ると、岩村の古い町並みは改善されたが、まだ公共空間においては、電線、電柱、標識柱及び道路舗装などが趣を阻害する要素であり、一方、民有空間においては、建築物の形態意匠、色彩及び原色を用いた屋外広告物などがあげられる。屋外広告物や、建築物の形態意匠についても、景観に配慮しているものも見受けられるが、少数である。歴史や伝統を長年受け継いできた歴史的な趣のある町並みがある町でさえ、こうした景観阻害要因が増えてきており、歴史的風致の維持及び向上を図る上で大きな課題となっている。



電線地中化で整備された町並み

②文化資源のネットワークの構築及び新たな価値付けに関する課題

恵那市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物、民俗芸能、そして歴史的人物等はそれぞれ単体としては認識されているが、それぞれが密接に関連している場合も少なくない。文化資源はそれぞれいわれがあって成り立つものであり、そのいわれをたどると複数の歴史資源が関連している場合がある。現在、市内には旧街道沿いを中心に旅籠跡や豪商の家屋、また道標や石碑、由緒ある神社や寺院などの歴史資源が多数あるにも関わらず、市民の多くは、そうした事実に対する認識が薄いのが実情である。

歴史的風致の維持及び向上の担い手でもある市民に、地域の歴史文化を誇りに思い、保全してもらうため、いかに地域にある文化財などに触れ親しんでもらい、歴史資源に対して興味をもってもらうために、歴史資源の関連性をもたせたネットワークの構築が必要であるにも関わ

らず、多くの地域で十分な調査が実施されていない状況である。

近年、市内では若者の転出なども起因して少子高齢化が進むとともに、無関心な住民も増え、参加者の減少が見られる。そのため受け継がれてきた伝統行事においてもこれまでの運営を続けることが困難になってきている。このような現状のなかで、地域の歴史、伝統文化を受け継ぎ、地域の一体性を確保するため、担い手不足をどのように補い、多くの人に参加してもらうかが課題となっている。

表 恵那市の人口、年少人口率と高齢化率の推移(資料:国勢調査)

	人口(人)	年少人口率(%) (0~14歳)	高齢化率(%) (65歳~)
昭和45年	57,876	24.4	10.1
昭和55年	59,161	22.7	12.3
平成2年	58,044	18.8	16.7
平成12年	57,274	15.1	23.5
平成17年	55,761	13.9	26.3
平成22年	53,727	13.1	28.9
平成27年	51,073	12.4	32.5

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する課題

平成16年の合併以前の各市町村ではそれぞれ小規模な資料館等の施設を有しており、それらはそのまま新市に引き継がれている。これらはいずれも開館後相当の年数が経ち、規模も小規模であるため、新市のニーズに対応した展示や全市をカバーする活動を行うことができず、一部は休館(希望のあるときのみ開館)の状態にある。また、大井町、岩村町、明智町には町屋等在来の建物を活用した公開施設が複数設けられているが、各施設の特色が明確化されていない点が課題である。

美術館は1館あるが、浮世絵の展示に特化した施設であり、その他の美術品や有形文化財の収蔵展示は困難である。

文化財に関する説明板や案内表示については、説明板は一部の指定文化財にあるのみであり、現地での所在がわかりにくいものも多く、個別の表示のほかに現地までの案内表示についてが課題である。

(3) 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

①第2次恵那市総合計画(平成27年度)

平成16年10月、旧恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町の合併により誕生した恵那市は、平成28年3月に、「第2次恵那市総合計画」を策定した。

本市では、この「第2次恵那市総合計画」において、本市の将来像を「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」とし、前計画で目指した「調和のとれたまち」から「輝くまち」に新たなステップを踏み出すとともに、市民が誇りと愛着を持って住み続けられるよう、市民・地域自治区・企業・各種団体などの多様な主体と行政が一丸となって、「新生・恵那市」として取り組みを進めることとしている。

そのなかで、文化財、民俗芸能、祭りなどの歴史・文化を保全・継承しつつ、まちづくりに活かし、地域への誇りと愛着を醸成することを目指している。

特に、中山道大井宿を中心とした歴史文化や重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村町の町並みなどに見られる貴重な歴史文化的な資源を保存・継承するとともに、学習資料として、また観光資源として活用していくこととしている。

将来像	人・地域・自然が輝く交流都市
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して暮らす 2. 生命と財産を守る <li style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">3. まちの魅力を高める →まち並み景観整備の推進、文化財の保護 <li style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">4. 便利に暮らす →快適な都市環境づくり 5. いきいきと暮らす 6. みんなでまちをつくる <li style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">7. まちを元気にする →地域資源の連携による個性的な観光の振興

②恵那市都市計画マスタープラン

現計画は、平成23年度に策定され20年間の計画となっている。

都市づくりのテーマを「水と緑のまち 恵那」とし、市内を流れる木曾川、阿木川などの清流と市街地を取り巻く山々の緑豊かな光景は、人々に安らぎと潤いを与え、水と緑を生かし、人々が豊かで潤いのある生活が実感できる快適都市を目指す。

都市づくりの理念としては、以下の3点を掲げている。

- ・ 恵まれた自然環境の活用とそれを後世に伝えるまちの創造
- ・ 地域資源を活用して豊かさを感じるまちの創造
- ・ 住む人が誇りに思い、訪れることが楽しめるまちの創造

計画においては、まちなみの美観向上や歴史的な雰囲気づくりを進めるために、まちづくり条例の活用等を位置付け、また、市街地内の低・未利用地及び非可住地を活用した緑豊かで開放的な空間形成や、山並みを眺めることのできるまちづくりを行うことについて位置付けるものとする。

③リニアまちづくり構想（リニアを生かした観光振興・まちづくりのための取組み）

恵那市の将来像である「人・地域・自然が輝く交流都市」の実現に向けて、地域資源の連携による個性的な観光の振興を図りながら、本市ならではの観光の楽しみ方を提供し、来訪者の感動を引き出すとともに、市民が住んで良かった、住み続けたいと思えるように、リニアを生かした観光振興・まちづくりのための取組みのうち、観光に関することとしての取組方針を5項目設定した。その中で歴史、文化、地場産業は大きな要素となる。

取組方針		内容
1	既存の観光資源(歴史・文化・風土・自然)を活用した魅力ある観光地づくり	恵那峡、恵那山高原国民休養地、奥矢作湖と言った、これまでの観光地の磨き上げや優れた景観の整備・保全、新たな観光名所の発掘、観光ガイドの充実やコンシェルジュの設置検討、宿泊施設の組み合わせなどによる活用に取り組む。
2	観光PR活動や観光キャンペーンなど全国に向けた情報発信	リニア岐阜県駅の利用者を対象に、駅構内での観光や物産情報の発信施設の検討、恵那峡サービスエリアに併設するハイウェイオアシスの設置に向けて、調整・調査検討を進める。首都圏でのアンテナショップの設置の検討や、インターネットを活用した情報発信やPR活動に取り組み、恵那の知名度の向上に取り組む。
3	市内各所や他地域との連携により訪れたい観光地の提案	隣接市や隣接地域の自治体と協議を行いながら、広域的な地域連携に向けた組織の構築や観光ツアーの実施について検討を進める。
4	新しい観光メニューの創出	点在する観光地を結ぶ観光鉄道施設の整備や、現在の観光資源を生かした新たな観光スタイルの提案、リニア開業による外国人観光客や研修旅行の誘客を図る。
5	年間を通じた多彩なイベントで「まちなみにぎわい」を創出	伝統的行事を継続し、地域の行事やまちづくり活動に合わせ、年間を通じたイベントの開催を検討するとともに、周辺の自治体や地域と連携し、リニアでの来訪者がエリア内の観光地を一度に楽しめるような一体的なイベントの開始に向け、近隣自治体とともに取り組む。

(4) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

維持向上すべき歴史的風致における取組みの状況及び課題を踏まえて、今後においても本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、以下に示す4つの基本方針を示す。

- ① 歴史資源の魅力の向上及び活用の促進
- ② 町並みの整備、保全
- ③ 歴史的風致に対する市民意識の向上
- ④ 歴史的風致を維持する伝統文化の担い手の育成

① 歴史的建造物や町並みの魅力の向上及び活用促進

歴史的風致を構成する建造物のうち、すでに文化財としての保護措置がとられているものについては保存と活用の強化に努める。また、市内には、国、県及び市により文化財として指定されていないものの、地域に長年受け継がれてきた貴重な歴史資源が埋蔵物も合わせて多数ある。これらは新たな価値付けにより歴史的風致のさらなる維持及び向上に大きく寄与することが考えられる。



岩村城跡発掘調査現地説明会

このため、地域の歴史資源に対する現地調査や史料文献調査、埋蔵文化財に対する発掘調査などの学術調査を、文化財保護審議会、大学及び地域の有志などの協力を得て順次実施し、歴史的風致との関わりなど、当該歴史資源の価値を明らかにした上で、必要に応じて復原や修理、修景を施すなど、長期的な視野で歴史資源の保全と活用に取り組んでいくものとする。さらにこれら歴史資源を結びつけるための案内板の設置や、歴史的建造物を多く楽しめる回遊性のあるルートの設定、町の雰囲気を楽しんでもらえる新たな町の魅力づくりについて検討する。

歴史的風致の維持及び向上を図り、歴史的風致を活かしたまちづくりを進めていくため、地域が有する歴史的文脈を踏まえた歴史資源の修理・修景整備を進める。また、併せて、それらの歴史資源さらには町を、住民や来訪者の人たちが心地よく快適に散策できるよう、歴史的建造物の移築や道路美装、広告物の規制など景観的な配慮を行うとともに、休憩所などの空間の整備を行う。

次に空き家の活用については、空き家になっているところに住んでもらうための必要な機能について検討し、空き家を活かし、町並みが途切れないようにすることにより町の魅力を高めていく。



蔵を活かした店舗

② 歴史的風致に対する市民意識の向上

歴史的風致の維持及び向上を行うための担い手である市民の意識の向上を図るため、本市の歴史資源などを紹介するパンフレットを一層充実し、各種イベントやシンポジウムの開催時などに配布する。また併せて、歴史文化を紹介する市のホームページの充実を図る。また、地域活動組織やNPO等と行政の協働による講演会の開催を行い歴史的風致を活かしたまちづくりを進める。

③ 歴史的風致を維持する伝統文化担い手の育成

岩村町秋祭行事などに代表される地域の祭りや、歌舞伎、文楽、獅子舞、雅楽などの民俗芸能などの担い手の育成のため、地域に残る歴史や文化を誰もが気軽に学び、触れることができる拠点施設を設け、後世に正しい形で地域の歴史と文化を継承できるようにする。

また、祭りや民俗芸能の実演の場に積極的に小中学生などを参加させ、地域の歴史文化を直に感じられるようにするとともに、市内の歴史的風致を継承する団体に対し支援を行う。



岩村町秋祭行事に参加する小学生

伝統行事や伝統産業を維持、保全していくためには、そこに住む人々の協力が必要である。そのために重要なのが地域の活力が失われないということである。

祭礼に代表される伝統行事は、単に地域の四季を彩る催しというだけでなく、地域に活力を与え、関連する寺院や神社など歴史的な趣の感じられる建築物やその歴史を知る貴重な機会である。また行事を行うためには、準備から当日の運営、開催後の後片付けに至る、行事開催に関わる一連の取組みが必要であり、地域住民が主体的に行うことにより、地域に一体感を生み、住民の地域に対する誇りが醸成される。

④ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

町に住んでもらい住民が生き生きと生活してもらうために、住民が必要な機能（施設）を町並みのなかに取り入れる。例えば、高齢者の技術を活かし、居場所をつくるための物作りの場所や町の人が集まれる公園、集会所的な施設の整備等、その町で住んでいくために必要な施設について住民と検討していく。

さらに、まちなかに点在する歴史資源の紹介を行うためのサイン案内板の充実や、歴史的な趣のある建築物を改修し、内部で歴史的な町並みや人物を題材とした企画展を開催するなど、市民や来訪者に対して歴史的風致の魅力を情報発信する。

(5) 計画実現のための体制

歴史まちづくり事業は、歴史、文化、観光、建設、都市整備等の多岐の分野に関連するため、本市では「歴史まちづくり連絡調整会議」を設置し、関係課（事業担当部課）間の横断的な連絡調整を行うものとする。

また、必要に応じて、岐阜県（県土整備部、都市建築部、教育委員会等）や「恵那市歴史的風致維持向上計画協議会（法定）」との連絡調整を行う。さらに、恵那市文化財保護審議会や恵那市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見照会及び報告を行い、円滑で効果的な計画実現を図るものとする。

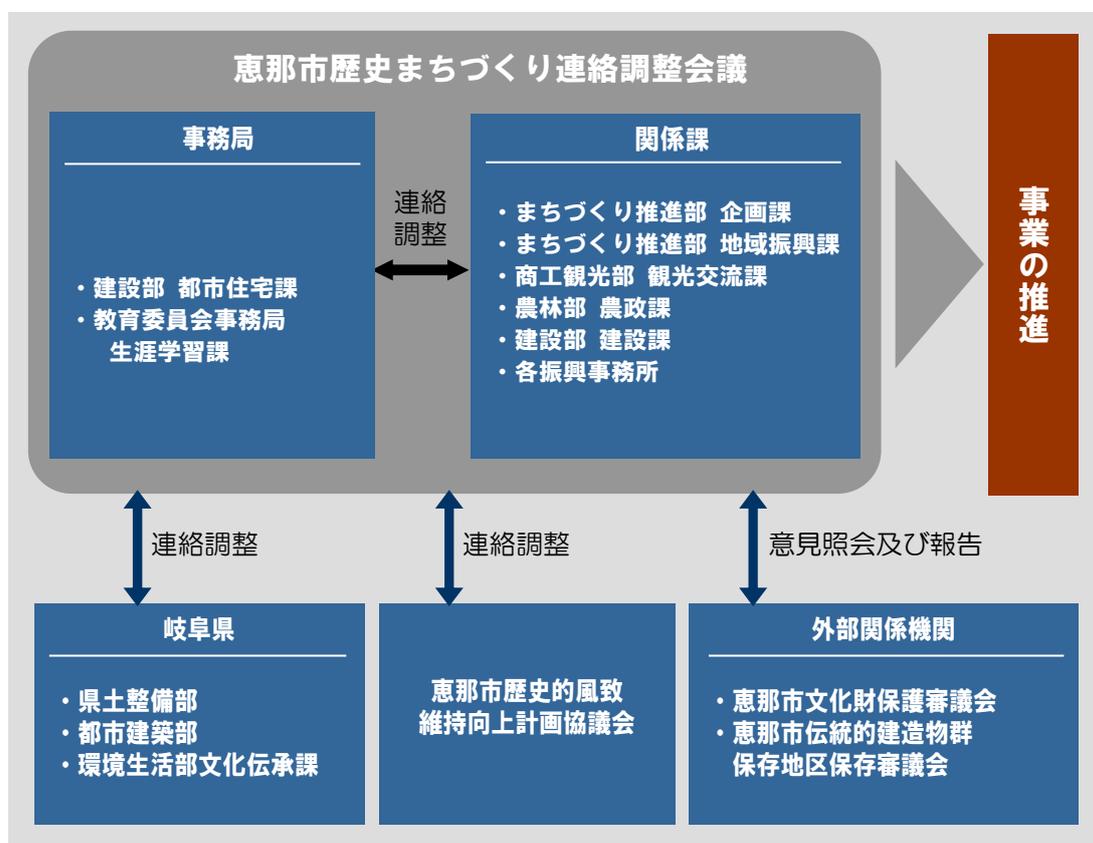


図 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の位置及び区域

①歴史的風致の分布

第2章で示した国の重要文化財の武並神社を中心とする大井や古代の恵那地区の中心となる国の史跡正家廃寺を核とした恵那地域。戦国期の遠山一族と藩政の中心となった岩村地域。寒天製造で有名になった山岡地域。中馬街道を基点とした大正期の風情がある明智地区など維持向上すべき歴史的風致の分布を示すと右図のようになる。このなかから、重要文化財や重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物に指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な地区を重点区域に設定する。

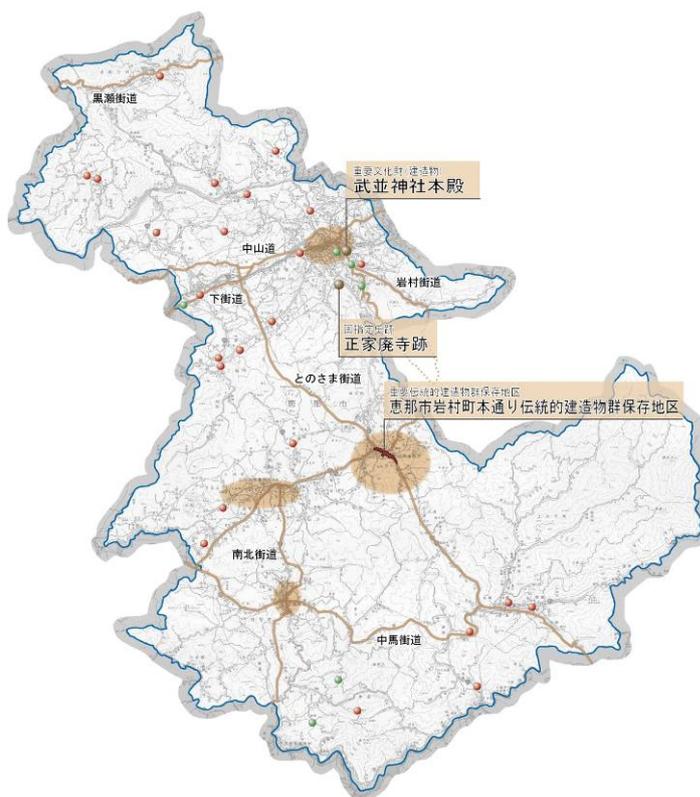


図 恵那市における歴史的風致の分布

②重点の位置

重要文化財等については右図のとおり「武並神社本殿」が大井町、「正家廃寺跡」が長島町、「恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区」が岩村町に位置している。

岩村町は、岐阜県史跡岩村城跡の山麓に旧城下町を母体とする市街地が展開しており、主要部分が重要伝統的建造物群保存地区（以下重伝建地区とする）に選定されている。重伝建地区は、歴史的景観を支える大きな構成要素の一つであり、慶長6年（1601）の松平家乗入封から脈々と伝承されてきた遺産である。現在も枳形から東は江戸期の町屋が連なり、枳形から西は明治39年に岩村電気軌道が開設されたのを機に町並みが延びて、現在の枳形で江戸期の町並みと合流している。こうした異なる時代の建造物がうまく調和されている町並みである。

城下町の町割りやここから四方に伸びる街道の道筋もよく残されており、沿道には歴史的建造物が多く見られ、県・市指定文化財も他地区に比べて特段に多い地区である。

しかし、市町村合併後の状況を見ると、重伝建地区である本通りの修理修景が図られているが、住民の減少により空き家や、老朽化した建物が増え、少子高齢化の問題もあり、地域の祭礼等の担い手不足の問題も表面化しつつある。また、重要伝統的建造物群保存地区外では、歴史的に由来のある建造物が多数あるにもかかわらず十分に歴史資産として活かしきれておらず、この区域を一体的に調査し関連性を持たせ新しい魅力をつくっていく必要がある。

そこで、重点区域の一期計画については、中山道の大井橋から枡形を経て横葉師に至るまでの道路美装事業、それに伴う案内板設置事業を行った。また歴史まちづくり推進事業として大井町及び岩村町の重伝建地区内の本通りの電線地中化を行った。また、岩村町内の市指定有形文化財鉄砲鍛冶加納家の復原、岩村城跡の観光トイレの整備などを推進した。

これらの事業により、歴史的風致における環境が大きく改善され、中山道と一般道の明確化、電線地中化による江戸期岩村の町屋風情が再現されたことは大きい。

そこで、二期については、市民や観光客など多くの人目にふれる機会をさらに増やすための施設整備等を行う。また、岩村地区の重伝建地区から岩村城への周遊案内なども充実させる。

大井町は、武並神社本殿（重要文化財）や中山道 46 番目の宿場町である大井宿を含む地区であり、往時の中山道の賑わいの面影をとどめる地区である。しかし近年、中心市街地に位置することもあり歴史的建造物の滅失が進むとともに、近代的な建築や町並みに合わない屋外広告物が設置されるなど、その面影が失われつつある。祭礼についても、少子高齢化の影響もあり担い手が不足してきている。また、先に整備した道路や案内板も老朽化が進んでおり重点的に整備を要する地区である。

これらの2地区は、歴史的建造物等と伝統的な活動が一体となり風情・情緒を醸し出している。また、地域住民の町並み保存活動や歴史の普及啓発活動も活発な地区であり、特に重点的に歴史的風致の維持向上を図る必要がある。

従ってこの2地区を「岩村城及び城下町地区」「宿場町大井地区」として重点区域に設定する。

(2) 重点区域の範囲

城下町岩村地区の範囲の設定にあたっては、中心となる岩村城および重伝建地区である。これらと一体となった固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も展開されている範囲とした。

具体的には、岩村城は日本三大山城の一つとされ、恵那市内の史跡として内外から注目されている。町の人々の愛着も強く、昭和 37 年には岩村城麓の城址公園内にある郷土の偉人、下田歌子記念碑と周辺の清掃や、昭和 49 年から岩村城一斉清掃として環境美化にも積極的に携わってきた。岐阜県指定民俗文化財の岩村秋祭り行事は、説によると寛永 8 年(1631)ごろから現在まで続いており、地元との密着は強い。このため、岩村城の

史跡と重伝建地区の範囲を重点区域とする。

一方、宿場町大井地区については、重要文化財である武並神社、中山道大井宿を中心に、武並神社の例大祭での神輿渡御が行われるルートを含む範囲とした。この地区では、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画「中山道宿場町大井地区」）を活用した事業が行われているため、これと一体的に施策を推進することにより効果的に事業を推進することが出来る。よって具体的には、都市再生整備計画「中山道宿場町大井地区」と同じ範囲を重点区域とする。

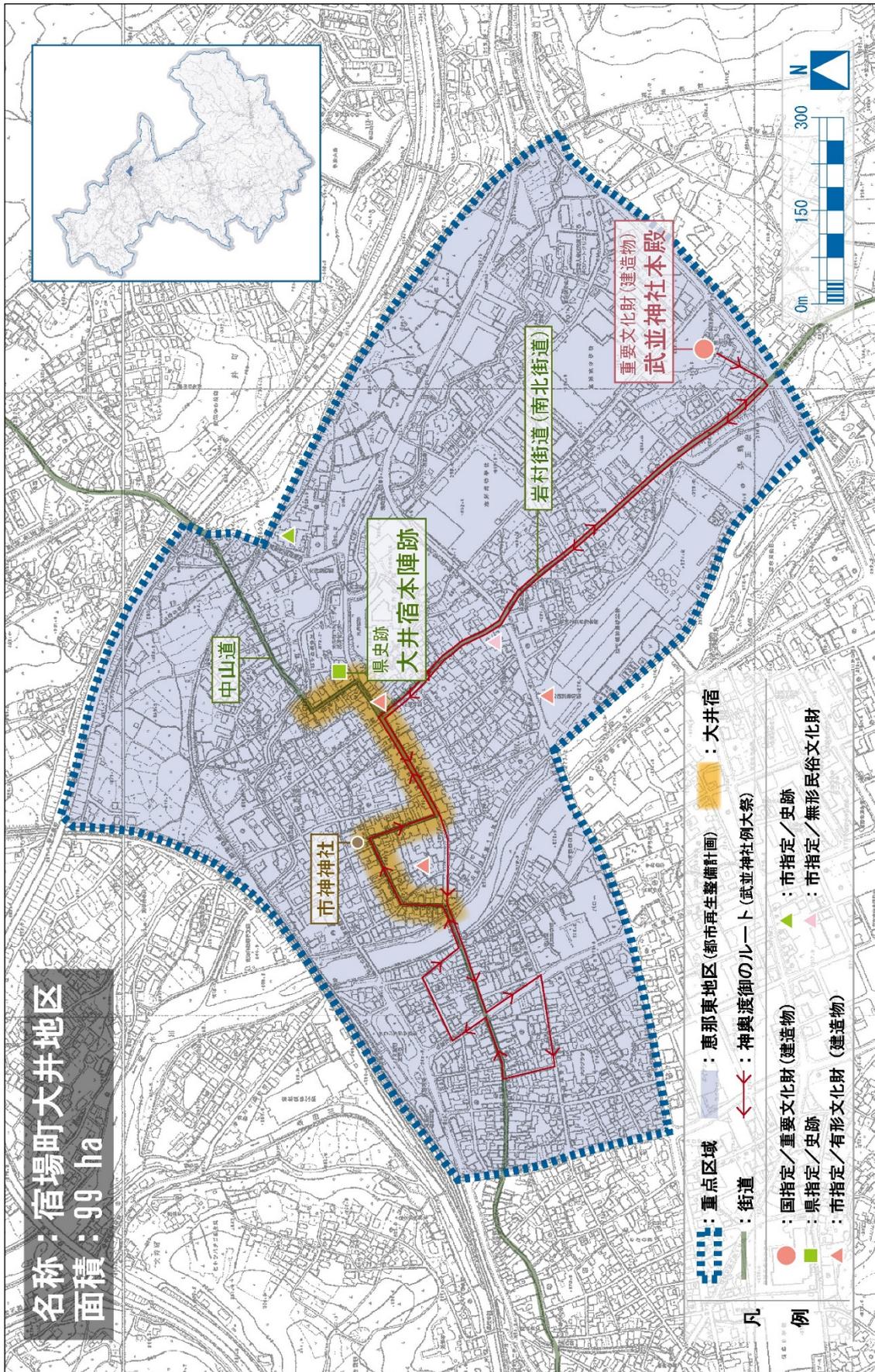


図 重点区域の位置及び範囲(宿場町大井地区)

(3) 重点区域指定の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域として設定した「城下町岩村地区」と「宿場町大井地区」は、歴史的建造物等と伝統的な活動が一体となり風情・情緒を醸し出しているとともに、それぞれ町の発展・拡大を経た今日まで、周辺の中山間地域を含めた文化・経済の中心的な地域となっている。また、特に現在においては、歴史的な趣を有する建造物などを活かしたまちづくりが進み、遠方より多数の来訪者を集める恵那市の代表的な観光地としての顔も有している。また、区域の住民は文化財の維持向上のためボランティアにて様々な活動を行うなど、文化財に対する意識が非常に高い。

重点区域において、歴史的な建造物の保全、活用及び修景などを、重点的・一体的に進めていくことは、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上はもとより、周辺を含めた地域の求心力を高め、地域活性化を促進する。

さらに、当該重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、市民及び来訪者の本市の歴史的・文化的資産に対する理解を深め、これらの資源を活かしたまちづくりに対する意識を醸成していくことに繋がり、ひいては本市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることにも繋がる。

(4) 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

① 都市計画に関する取組み

恵那市は、合併前の旧恵那市の範囲が非線引の都市計画区域に指定されており、市街地の中心部に用途地域を定めている。城下町岩村地区は都市計画区域外であるが、宿場町大井地区は中心部に位置し用途地域が定められおり、その多くは第1種住居地域であるが、一部中山道沿線に近隣商業地域が定められている。高さ制限等の定めはないが今後、歴史的な町並みの特性に応じた景観の保全等の必要性から、地区計画や、景観計画の景観形成重点地区の検討を行うものとする。

また、都市計画道路が中山道の一部を含み計画されているが、長期間整備がされていない状況である。今後は、長期間整備されず、必要性が低下したと判断される道路や、歴史的な町並みを生かす地域については、歴史的景観に配慮しながら、廃止を含めた見直しを行う。

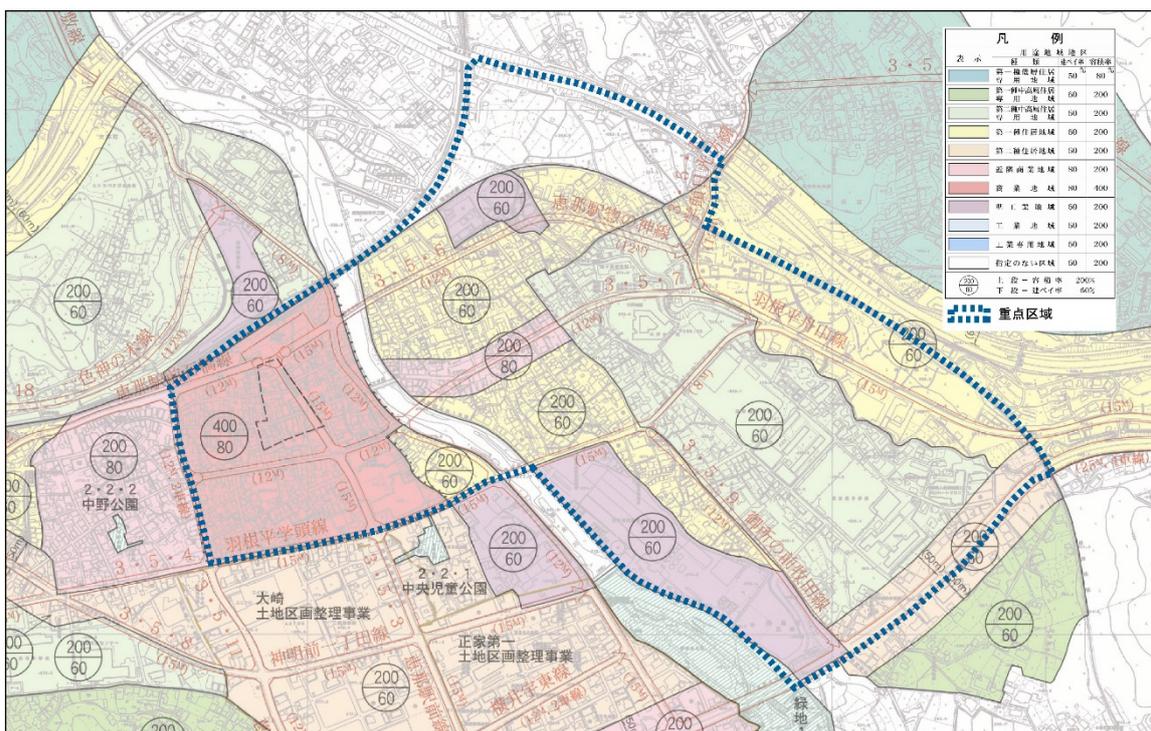


図 宿場町大井地区周辺の都市計画図

②景観に関する取組み

本市では、平成 20 年度より「恵那市景観計画」の策定に着手し、平成 21 年 5 月景観行政団体に移行した。景観計画では、市全体および市域を構成する各地域の将来ビジョンをビジュアルに表現したものととらえ、単にシーンとしての魅力を高めるだけではなく、恵那市に住み、暮らす人々が望ましいと感じる地域の姿を実現するための計画と位置付けた。そのため、恵那市の自然的、歴史的特性を踏まえ、そこで営まれている産業や暮らしのあり方を、総合計画をはじめとする各種の計画や施策と連携させた空間計画として取りまとめた。また、恵那市の特色である地域自治区制度を活用し、地域ごとの特色を際立たせるとともに、相互の連携、補完による目標の実現を図る。また、目指す景観像を「山、農地、里、まちのつながりを大切にし、そこで人々の暮らしが見える風景」とし、良好な景観の誘導を図るために市全域を景観計画区域と定め、建築物や工作物の新築・増改築、開発行為、土地の形質の変更等の行為について届出対象行為を定めている。

恵那市景観計画の策定に併せて、城下町岩村地区では、他の複数の地区とともに、地域住民とのワークショップを通じて景観に関する共通認識を醸成するとともに、景観形成重点地区としての位置付けを検討し、恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区における許可基準及び修景基準を踏まえたうえで、その周辺地区において建築物などに対する高さや形態意匠などの景観形成基準をきめ細かく定め、景観の形成を推進していくものとする。



景観に配慮した建造物

一方、宿場町大井地区については、エリアとして景観形成重点地区の指定を検討しつつ、歴史的建造物については、景観重要建造物の指定も併せて検討し、良好な町並み景観を形成していく。



岩村町で行われたワークショップで使われた町の特徴をまとめた図

・屋外広告物

屋外広告物に関しては、恵那市屋外広告物条例（平成28年恵那市条例第8号）に基づいて禁止地域や許可地域などが設けられ、それぞれの地域に応じて掲出が可能な屋外広告物が規定され、それに準じて規制を行っている。重点区域である2地区の規制は、宿場町大井地区は、全域許可地域に該当するが、都市計画区域外である城下町岩村地区については、国道257号、363号の両側1000m以内の区域が許可地域に該当する。

なお、屋外広告物の規制に関する今後の取組みについては、市条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。また、富田地区の農村風景については、農村文化の伝承や美しい農村景観を次世代に引き継ぐため、今後関係部局と調整しながら景観の保全を図っていくこととする。

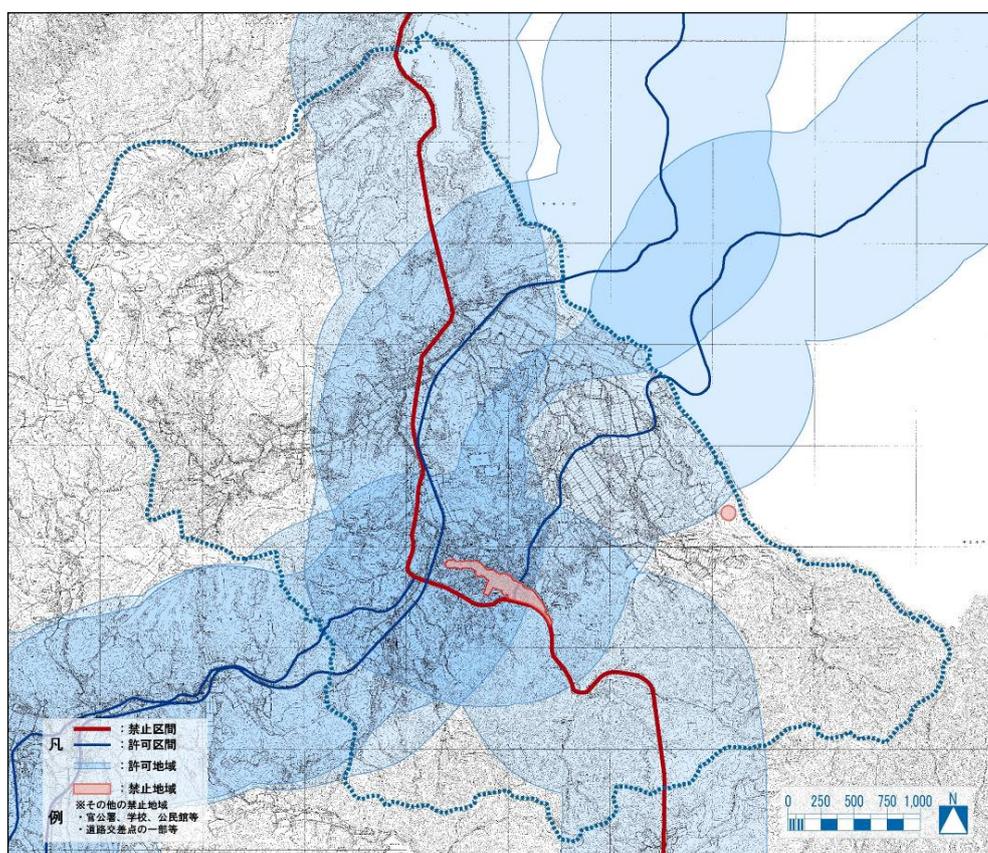


図 恵那市屋外広告物条例による城下町岩村地区の規制図

③岩村城跡保存整備基本構想

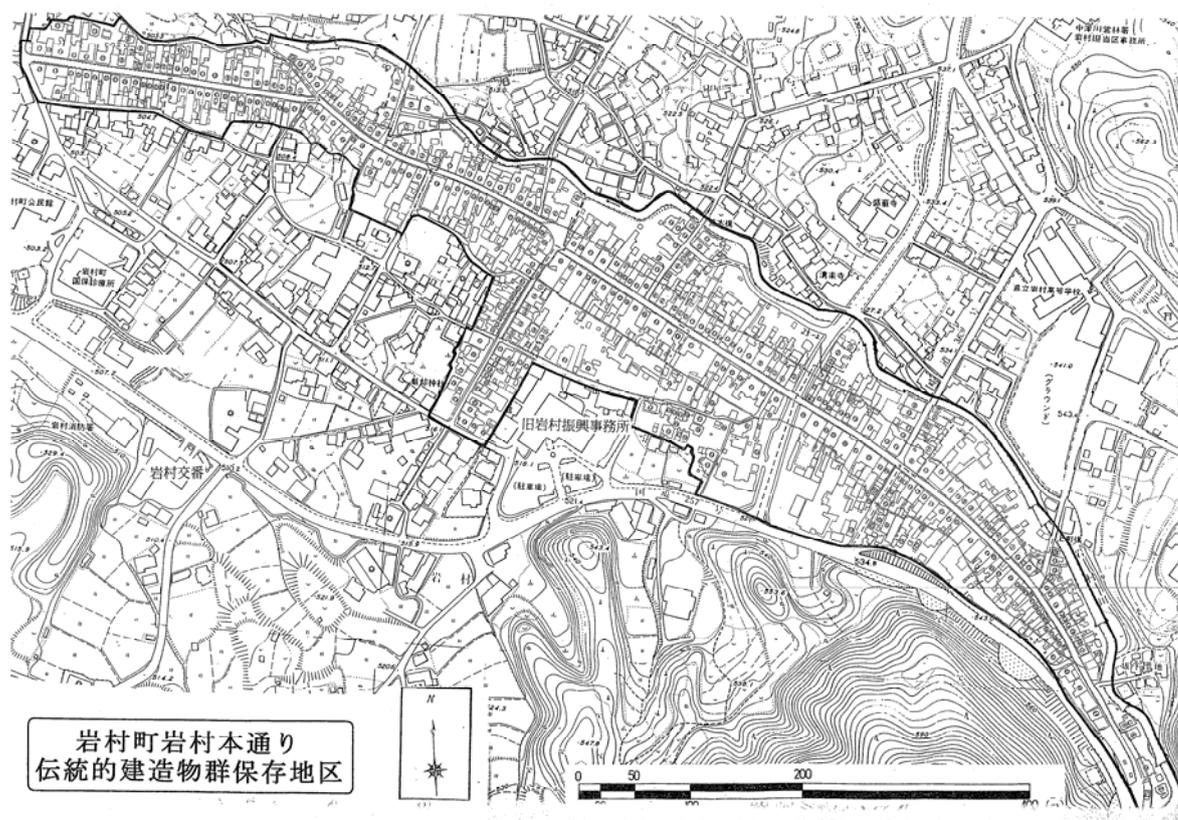
重要な歴史的風致の中核となる岩村城を後世に残すため平成30年に策定。

この構想は、貴重な文化財を国の史跡指定を目標に適切に保存・整備し、活用も含め、今後中世城郭の範囲確認や、石垣調査、支障木伐採などを構想に基づき進めていく。

④恵那市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく取組み

本市は、「恵那市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年恵那市条例第 216 号）」に基づいて「恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区」を定めている。

この保存地区は、城下町岩村地区の核となるエリアであり、保存地区内に存する伝統的建造物に対しては、伝統的形式を尊重し、修理・修復等による保存を原則としている。一方、伝統的建造物以外の建造物に対して現状変更行為を行おうとする者には、本条例等に基づいて、恵那市教育委員会にその行為を届出させ、基準に照らして適合するものに許可を与えて、地区内の歴史的風致の維持を図っている。



⑤史跡正家廃寺跡保存管理計画による取組み

国の史跡正家廃寺の保存管理を行うために、平成 24 年に策定した。正家廃寺の周辺環境から、史跡としての保存管理の考え方を構成要素から取り上げまとめている。

今後は、この保存管理計画を基本にして、整備構想などに発展し永続的な史跡の保存を続けていくことを検討している。

⑥ 恵那農業振興地域整備計画による取組み

恵那農業振興地域整備計画書によると城下町岩村地区内の農用地は約 332.9ha でありその内 272ha については基盤整備が完了している。緩傾斜地で耕作条件も良いため営農組合を基軸とする高性能機械による省力稲作を中心とする田としての利用を促進する。

転作作物としては、主として飼料用米を栽培し、水稻と大豆の複合経営を中心とし、飼料作物の栽培による耕畜連携農業や夏秋トマト等の施設野菜の栽培を推進するなど、機械化による集団的な土地利用の再編を促進する。

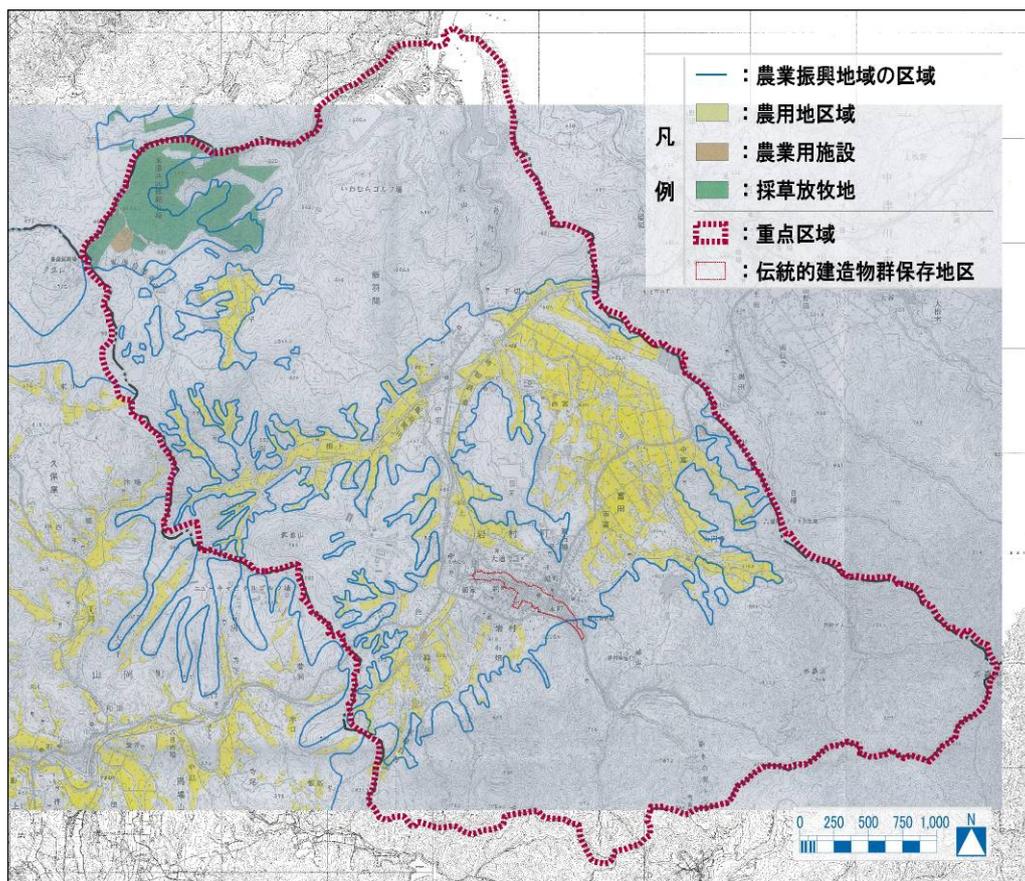


図 農業振興地域整備計画の区域

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 恵那市全体に関する事項

ア. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内には国、県、市指定文化財、登録文化財が合わせて384件ある（平成30年3月現在）。これらは本市の歴史・伝統・文化をキーワードにしたまちづくりに対する貴重な地域資源となっている。文化財の保存と活用に伴う日常的な管理は、所有者又は管理者である行政、個人等により行われているが、今後、個々の文化財が持つ価値を後世に継承していくためにも、これら文化財の維持と保全に努め、その価値を市民に知らしめながら、市民が文化財を地域の誇りとして捉え、それが地域への愛情となるよう文化財が持つ本来の魅力と価値を更に高めて活用していくことを基本方針とする。

指定文化財等に関する保存管理計画については、恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区に関しては、保存条例に基づいて保存計画を策定しており、計画に基づいて伝統的建造物の保存修理、公開等を行っており、今後も適切に保存管理を進めていく。さらに、空き家対策などを盛り込みながら、3章①の歴史的建造物、町並みの保存に関する課題を少しでも解決していきたい。

その他の指定文化財の保存管理については、史跡正家廃寺跡を除いて計画が策定されていないため可能な限り速やかに計画を策定することとするが、それまでは文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、恵那市文化財保護条例等の法令に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導、助言を行うものとする。

未指定の文化財については、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、指定について検討を行うものとする。そのうえで歴史的な関連性を踏まえた周遊ルートの設定を検討していく。

文化財の活用については、市が所有する文化財等については、原則公開としていく。建造物等の文化財にあつては外部のみの公開としているものもあり、整備の進捗にあわせてその公開度を高めていく必要がある。民間が所有する文化財等についても、所有者と協議し公開できるよう努める。また、文化財の魅力、まちの魅力を発信するため、広報や、地域の行事、また観光協会等の協力を得て、活動を紹介し、啓発を行っていくとともに、地域のまちづくり団体等と連携し、講演会やシンポジウムの開催を行う。

また、修理などの保存行為は、行政による支援を必要とする場合が多い。しかしその保存行為の前提に、どのように活用していくのかという方向性を文化財の所有者や市民と行政が共有し、その文化財のみでなく町並みや地域について併せて検討していくことが重要である。その為に、企画段階から市民に参加してもらい、市民の文化財や地域に対する理解と愛着を増進させることにより意識の向上を図り、文化財の保存・活用、まちづくりに繋げていく。

無形文化財、無形民俗文化財については、各保存団体が保存継承活動を行っている。しかし、祭礼などの伝統行事や伝統産業を維持、保全していくための担い手は、高齢化

が進み継承者の確保が大きな課題となっている。そのため、指定、未指定に関わらず、幼いころから文化財に関わる機会を与え身近なものとなるようにすることにより、新しい担い手の確保に努めていく。

イ. 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、文化財の種類に応じ、関係法令を遵守し適正な手続きによる対応をすることとする。また、修理にあたっては史料に基づいた修理を基本とし、周辺の文化財等の整備状況と整合させながら整備を行うものとする。建造物の解体修理や歴史的な建造物を復原するなど大規模な事例が発生した場合は、専門委員会を設置し詳細調査を実施したうえで行う。また必要に応じ国や県の教育委員会の助言等を受けつつ、所有者又は管理者に対して適切に指導を行う。県指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、必要に応じ県の教育委員会に助言等を受けつつ、所有者又は管理者に対して適切に指導を行う。市指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、市文化財保護条例に基づく手続き等を通し、所有者又は管理者に対して適切に指導を行う。

また、祭り用具の修理、新調など多額の費用を要するものについての財政的な支援についても検討する。

なお、これら文化財の修理に際しては、適宜専門機関の指導助言を得るとともに、県、国と連携を図りながら進めるものとする。

ウ. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を広く公開することは、文化財の保存・活用を図るためには大切なことである。

複数ある資料館は、相互の連携を図り展示の内容を高めるとともに、用途を見直して統合等も検討する。岩村歴史資料館は、市全体の資料館として、移転も含めたりリニューアル等を検討する。

展示のみでなく、普及活動も重要であるので、現地や市民対象の文化講座等でその価値について説明を行い、文化財に対する知識を深めていくように努める。

浮世絵専門の美術館である中山道広重美術館は、活動のいっそうの充実を図るとともに、展示の幅を広げることを検討する。

文化財に関する案内や説明等についても十分ではない。周遊ルートの検討とあわせて案内板や説明板等を設置していく。周遊ルートの途中にはゆっくり休憩できるスペースも必要となることから、ポケットパークを設置するとともに、拠点となる場所にトイレを設置することについて検討する。また、町の特徴を活かし展示する施設だけでなく、体験するような施設の整備を図る。今後は、これらの施設を拠点として市民や児童・生徒が参加できる催しを企画するなど、市内各地に点在している文化財の案内説明板や解説資料の充実を図り、市民に文化財の価値と魅力を伝えるように努める。

エ. 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境を保全するため都市計画法に基づく用途地域、景観法に基づく「恵那市景観計画」に定める市内地域ごとの「景観づくりのルール」を設け、周辺環境の保全に努めるとともに、そこに住む住民が生活のなかで自然に文化財に親しみ、維持してもらえる環境づくりを行う。屋外広告物の規制は市の屋外広告物条例に沿って実施していく。また、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、文化財担当部局と建設部局とが開発行為や現状変更行為について情報を共有し、連携した対応を図るようにしていく。

オ. 文化財の防災に関する方針

文化財を火災や盗難から守るためには、文化財及びその周辺の状況を事前に把握しておく必要があるため、消防本部、警察署等と市内の文化財について建造物を中心に所在場所の情報を共有し連携を強化するとともに、査察を行ったり啓発ポスターを配布したりすることにより予防に努め、主要な建造物の消火訓練や連絡体制の確認を行い文化財の防火防災に対する意識強化を図る。

また、文化財の修理や修復の機会に文化財の状況に応じて必要となる消防設備や警報装置等の設置を行うなど文化財保全の環境づくりに努めるとともに、文化財の所有者、管理者、地域住民、消防署及び警察署が協力し合い防災訓練等を行うよう必要な支援を図る。盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、担当課署は歴史的建造物のパトロールを随時行う。

カ. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市民が市内各地に点在する文化財等の地域資源を生涯学習として学ぶ機会を創り出すことにより文化財保護の普及・啓発に努める。具体的には、行政の行う歴史講座だけでなく、住民団体やNPOが開催する講演会やシンポジウム等で、歴史・文化を教材とした地域を理解する学習の機会を設けて地域の文化資源の愛着を喚起し、それを活用し、まちづくりに繋がるように住民意識を高めていく。

また、有形文化財（建造物）の一般開放についても、建物の一部公開や、改修時に普段は見ることのできない古建築の仕組みや、修理している現場を公開することにより、市民が文化財に親しむ機会を創り出していく。

各地で行われている伝統的な祭りについては、少子化の影響もあり年々担い手が不足してきており、祭りの維持すら困難になってきている。そのため、市内の小中学校の児童・生徒に、地域の祭礼等伝統行事を郷土学習として学ぶよう学校を通じて依頼することにより担い手をつくり、伝統的な祭りを維持していく。



重要文化財武並神社本殿保存修理
工事の一般公開の様子

キ. 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

埋蔵文化財の市内分布として、集落遺跡については市内各所に分布しているが、古墳にあっては長島地区、岩村地区、山岡地区に多く分布している。城跡は岩村城跡、明知城跡など72カ所（参考地区を含む）、古代の寺院跡としては、正家廃寺跡、手向廃寺跡である。

埋蔵文化財包蔵地内での開発については、極力包蔵地を避けるように指導するが、やむを得ない場合は事前に発掘調査を実施し、発見された遺構などについては、現地保存に努める。さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たな発見があった場合は、開発事業者等にできる限りの理解を求めるなど、保存のための協議を行うことに努める。関係機関との調整については、文化財担当部局と建設部局との連携を図り開発行為等の情報を共有していく。また、事業者と事前協議を行い、必要に応じて試掘調査を行うなど開発行為と文化財保護との調整を図り、その手続きについては文化財保護法及び岐阜県環境生活部文化伝承課の指導と助言を得て行っていく。

また、近世の遺跡については、現地調査、文献資料等により遺跡の性格、内容等を把握し、埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討する。

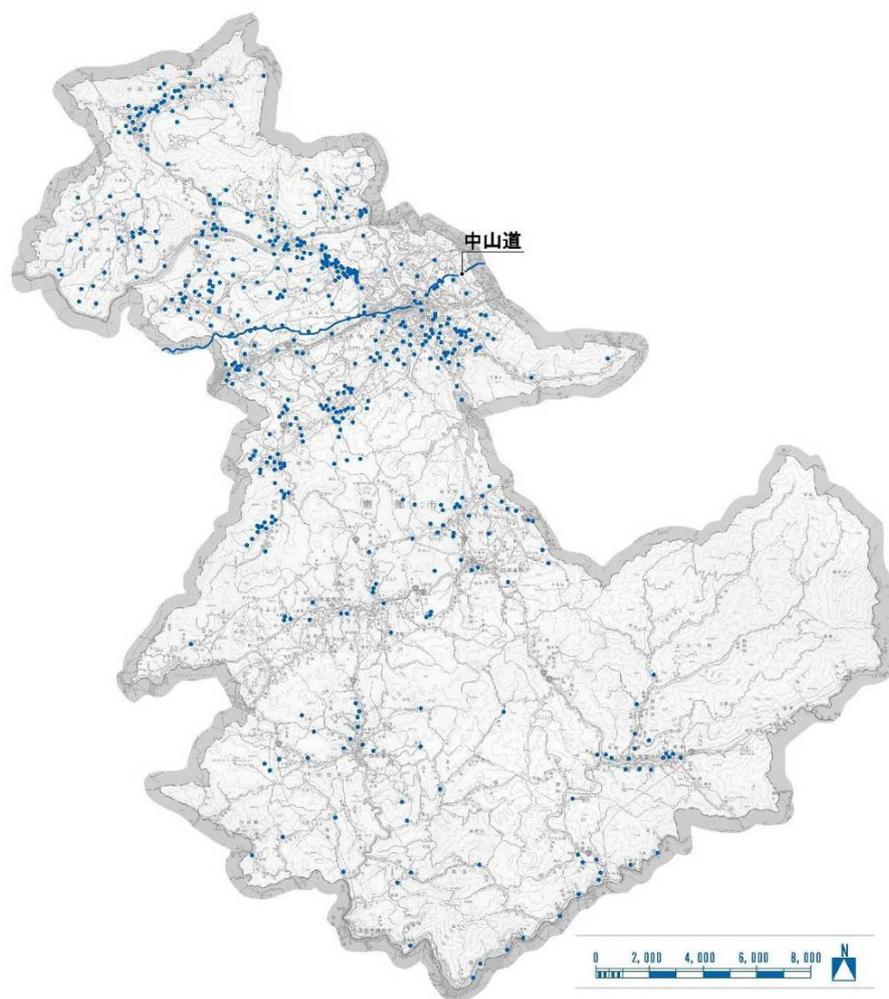


図 周知の埋蔵文化財包蔵地

ク. 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制と今後の方針

現在、文化財保護行政は教育委員会事務局の文化財担当で行っている。文化財の活用がまちづくりの重要な要素であるという考え方のもと、市長部局のまちづくり担当課と文化財担当課が連携し、他の部課とともに横断的な組織をつくりまちづくりを行う。恵那市文化財保護審議会及び恵那市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査及び審議し、これらの事項に関し必要と認めることを教育委員会に建議する。

恵那市文化財保護審議会 各地区から推薦を受けた地元有識者 11 名
 (内、歴史学1名、考古学1名、郷土史4名、芸能1名、自然1名、その他3名)
恵那市伝統的建造物群保存地区保存審議会 地元有識者4名、行政関係者1名、
 学識経験者4名(歴史学、建築学、防災、保存修景)
教育委員会事務局(生涯学習課) 事務職員 5 名(内日本史学1名、西洋史学1名、考古学1名)

ケ. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には町並み保存団体、まちづくり協議会、歴史研究会等の文化財の保存・活用に係わる各種団体がある。これら団体と行政との関係は、文化財担当課が所管する団体と、町並み保存団体やまちづくり協議会のように、地域振興課が支援を行っている団体がある。しかし、団体同士の横の連携を図って活動することはないので、特に重点区域では行政がコーディネーターとなり、情報の提供、事務局の支援、活動への助成、研修等を通じて、住民と各種団体の「文化財の保存と活用に関するまちづくりの方向」が同じ方向に向くように努めることとする。また、これらの団体と歴史まちづくりについて意見交換を行うことにより、お互いの連携を図るとともに、文化の担い手育成等について検討を行う。これにより3章②の文化資源のネットワークの構築及び新たな価値付けに関する課題を少しでも解決したい。

(2) 重点区域に関する事項

ア. 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

城下町岩村地区には、恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区のほか、国指定1件、県指定8件、市指定101件の指定文化財がある。宿場町大井地区には、重要文化財(建造物)武並神社本殿のほか、県指定1件、市指定7件の指定文化財がある。

文化財の保存活用に関しては、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所を明らかにしておくことが重要であり、その為には保存活用計画が必要である。しかし恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区についてのみ保存計画が作成されている状況であり、その他の文化財についても、保存活用計画の作成に努め、適正な保存活用を行うものとする。

重点区域内でも、十分な調査が行われていない地域もあるため、岩村城・岩村城下町・美濃国遠山荘総合調査事業（平成 20～24 年度）にて調査を行った。未指定の文化財については既に文化財に指定しているものとの関連性を含めて調査を行った。その結果を受けて新しい価値付けが出来たものについては、文化財への指定や登録文化財への登録、歴史的風致形成建造物への指定など、その内容に応じて適切な保存を図るとともに、活用方法を検討する。

●重要伝統的建造物群保存地区に関する取組み

重要伝統的建造物群保存地区に関する保存及び活用に関する事項については、すでに「岩村町岩村本通り伝統的建造物群保存地区保存計画」に定めているところである。

保存地区内における建造物等については、所有者・管理者による管理が行われているが、現状変更行為については許可制としており、文化財として十分な現状変更規制が行われている。また、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景に対しては、国、県の支援を得て保存修理修景事業補助金の交付とともに、必要な技術的支援を行っている。伝統的建造物等に対する保存修理修景事業は、伝統的建造物群保存地区における保存及び活用の基礎となるものであり、今後も計画的に実施していく。

公有化した伝統的建造物については、その保存修理とともに、公開・活用を積極的に進める。

また、毎年春には町並みの商家など 70 軒ほどに、江戸期から代々伝わる由緒ある古今雛や天保年間につくられた御殿雛など、様々な趣のある雛人形が展示され、地区内の魅力を高めている。

●岩村城跡に関する取組み

岩村城は、（公財）日本城郭協会により「日本 100 名城」に選定されている名城である。城は江戸諸藩の府城の中でも最も高い所（標高 717 m）に築かれ、高低差 180m の天嶮の地形を巧みに利用した要害堅固な山城で、霧の湧き易い気象までも城造りに活かされており、別名「霧ヶ城」ともよばれている。この地域の象徴でもある岩村城跡を整備するため、地域のボランティア組織である「城下町ホットいわむら」を中心



岩村城跡清掃の様子

として、登城道の修理や草刈りなどを行い、来訪者だけでなく地域にも親しまれる場所として整備している。また平成 20～24 年度には、発掘調査が実施され、戦国時代の土層や遺物が出土した。また、石垣の調査を実施し、数多くの成果を得ることができた。こうした成果を踏まえ、多くの市民や来訪者の方々に岩村城の歴史や構造を知ってもらうためパンフレットの制作や説明板の設置を行っていく。

・岩村城登城道整備事業

●武並神社に関する取組み

重要文化財武並神社本殿は、岩村城主遠山景任が本願主となり、永禄7年（1564）に完成した建造物である。数回の大修理により外観などは改変されていたが、平成20年から3年計画で大修理が行われ、創建当初の姿に復原された。

武並神社は、大井の産土（土地の守護神）であり、境内の景観は氏子の手によって良好に保全され、秋の例大祭をはじめとする祭礼が滞りなく営まれている。

●中山道大井宿に関する取組み

町並みは新旧の建築物が混在するが、宿場町の雰囲気をよく残している。江戸時代から明治時代初期の建築と推定される町家建築は現在5棟が残っている。本陣については、火災により母屋が消失し正門と庭を残すのみである。大井宿の有力な商家であった「古山家」は平成9年に恵那市指定有形文化財に指定し「中山道ひし屋資料館」として保存・活用を行っている。また中山道沿線の史跡、利便施設等は、「リバイバル中山道」事業（昭和61年～平成4年）、歴史の道中山道保存修理事業（平成元年～3年）により市域の西側部分の整備が行われ、その後も更新や追加等維持管理を行っている。

文化財を地域の貴重な資源として捉え、これを活かし積極的な活用を推進することで地域の活性化に寄与するため、文化財の周知や広報、文化財を繋ぐ動線の整備、公開のための周遊ルートの提案、拠点施設の整備を行う。また地域住民だけでなく来訪者の方にも歴史文化を知ってもらうため、観光協会、鉄道会社等との連携を図り、文化財施設の公開とともに企画展を実施するなど来訪者が本市の伝統文化に触れる機会を創出する。

イ. 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

文化財の修理（整備）についての、一般的な方針は「①恵那市全体に関する事項」のとおりであるが、城下町岩村地区においては、「重要伝統的建造物群保存地区」、「岩村城跡」、「岩村町秋祭行事」について、順次事業を実施する。事業の実施に当たっては、法令を遵守し適正な手続きを得て行うものとする。

●重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区については、保存地区の状況の把握に努め、現状変更の必要が生じたときには、保存計画に定める方針・基準に従い、恵那市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、岩村城下町まちなみ保存事業を活用し実施する。また必要に応じて文化庁及び岐阜県環境生活部文化伝承課の指導、助言を受ける。

- ・岩村城下町まちなみ保存事業

●「岩村城跡」（県史跡）

平成23年度から石垣の調査・修繕、登城道の修景整備、及び支障木の伐採や清掃などの維持管理を行う。

「岩村城跡」については県指定文化財であるため、県条例に基づき現状変更の手続きを行うとともに必要に応じて県の環境生活部文化伝承課に助言を求める。

- ・岩村城石垣整備事業

●岩村町秋祭行事(県無形民俗文化財)

平成 22 年度から平成 31 年度の間、岩村町秋祭行事を、旧来の様式や衣装が損なわれないよう実施していくため、祭りに使う衣装類の計画的な修理を補助しながら行う。

- ・祭礼復興事業

宿場町大井地区においては、「明治天皇行在所」における事業と「歴史的町並み修景整備助成事業」を行う。

●明治天皇行在所(岩井家)

平成 23 年度から、大井町まちづくり協議会により、一部の復原整備が行われるとともに、まちづくりの拠点として活用が図られている。この支援を行うとともに、さらなる保存・活用に向けて調査・整備を行う。

- ・明治天皇大井安在所整備事業

また、歴史的町並み修景整備助成事業（平成 24 年度～）を行い、中山道沿いの明治初期以前の伝統的建造物のみならず、それ以外の建築物なども含めて助成することにより、歴史的建造物を守り町並み景観の向上を行った。また平成 28 年の公有化に伴い、市民活用の拠点施設として令和 2 年度より民間で指定管理を受けて活用する予定である。令和元年 10 月には、行在所内の御座所及び侍従室、風呂、便所、中庭を市指定文化財に指定した。これに基づき令和元年度から令和 2 年度にかけて改修工事を実施し、良好な歴史的建造物として整備していく。また、景観法で定められる景観形成重点地区について、地域住民の意見をききながら指定について検討していく。

事業の実施に当たっては、法令を遵守し適正な手続きを得て行うものとする。修理等をした文化財等については、積極的に公開・活用を進める。また、建造物にあつては、建造物内部の公開・活用に努めるとともに企画展等の啓発活動を行う。

●長屋門（恵那市指定有形文化財）

長屋門は、岩村城や岩村町内の武家屋敷など様々な移築説があるが、荘厳な門扉から金具類を見ると、寺社もしくは城門であっても良いと評価されている。

元来宿場町から奥に入った箇所であり、所有者の協力もあつて行在所横に移築し、幅広い観光客に見ていただく。

- ・長屋門移設保存事業

ウ. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

城下町岩村地区では、明知鉄道岩村駅を起点として重要伝統的建造物群保存地区を貫通し、岩村城跡に至るまでのルートの整備を重点的に行う。

城下町岩村の玄関口である明知鉄道岩村駅と、岩村城跡の登城の終着点である蘭丸は、共にトイレが老朽化し、使いづらくなっているため、岩村駅前広場整備事業（平成 23 年度～24 年度）と岩村城跡蘭丸管理棟修理事業により新たに整備し、地域住民、来訪者が

使いやすい環境を整えた。

重点区域内は重要伝統的建造物群保存地区内を東西に貫く本通りに来訪者が集中しているが、取得整備した「岩村藩鉄砲鍛冶加納家」を活かし広がりのある周遊ルートとするため、案内板設置事業（平成 23 年度）により、案内板・説明板・標柱等を設置し来訪者の誘導を図ったが、今後はインバウンドにも対応した多国語標記の看板設置も視野に入れる。

宿場町大井地区では、大井宿内にトイレや休憩施設が少ないため、空き地の一角を利用してポケットパーク整備事業（平成 25 年度～）により休憩場所とトイレの設置を行うとともに、案内板設置事業（平成 25 年度～）により、案内看板を設置し来訪者の利便性を向上させ、歴史文化や観光についての情報発信を行う。

- ・ポケットパーク整備事業
- ・道路美装事業
- ・中山道保存修景事業

エ. 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境を保全するため、「恵那市景観計画」により建築物の高さや形態・意匠を定めた「景観づくりのルール」により規制と誘導を図る。また、屋外広告物の規制に関しては、恵那市の屋外広告物条例に沿って実施に努める。

城下町岩村地区については、重要伝統的建造物群保存地区を東西に貫く、本通りについては、景観を向上させるため電線類の地中化とまちなか道路（街路灯含む）修景事業（平成 21 年度～24 年度）を行い、電線類の地中化と、道路美装、街路灯の整備をあわせて行った。

宿場町大井地区での道路整備については、柵形の道路の片側に石畳が設置されているが、設置から 20 年以上がたち経年劣化が進んでいるため、道路美装事業（平成 25 年度～）により、柵形部分を路面処理することにより明示し、耐久性も考慮した路面舗装を行う。

重点区域内の中山道の一部に都市計画道路の都市計画決定がされているが、長期未着手となっている。歴史的な町並みを維持したまちづくりの気運が高まっている当区域では、都市計画マスタープラン等の計画と整合性を図りながら今後廃止を含めた検討を行う。

オ. 文化財の防災に関する具体的な計画

城下町岩村地区の中心部を占める重要伝統的建造物群保存地区で平成 17 年に防災計画を策定した。そのなかで、防災に関わる啓発のための防災マニュアルの作成、耐震・防火性能を損なわないための修理・メンテナンスに関わるマニュアルづくり、防災講演会や学習会の開催を盛り込んでいる。また、日中町中にいる女性や子どもも参加できる訓練やイベントを取り入れる。自主防災組織の立ち上げに伴い、これまで行われてきた防災訓練を、消防団と自主防災組織とが連携して行うものとする。また、自主防災組織の活動については、公会堂等地域でよく知られた施設を拠点施設として活用する。この計画を基準として重点区域内でも同様の取組みを行う。



全国火災予防運動期間に併せて行われる火災予防パレード

消防設備の整備にあたっては、周辺の景観に調和したものとし、「岩村藩鉄砲鍛冶加納家」や「木村邸」については、火災報知機等の設備の設置を行った。

宿場町大井地区においては、武並神社（重要文化財）、大井宿本陣跡（県史跡）、ひし屋資料館（市指定文化財）で文化財防火デーに合わせて訓練を行っている。このうち武並神社の訓練では、武並神社自衛消防隊、文化財保護審議会の委員、恵那消防署の職員などにより、境内に設置してある防火用水からのバケツリレーや、敷地内のポンプ設備を使った放水訓練、消火器の取扱い訓練を行っている。今後は地元消防団や地域住民、消防署と連携をとり大井宿についても同様な訓練が行われるよう検討していく。



自主防災隊による放水訓練

また盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、地元の警察署と連絡体制を確認するとともに、行政と住民が一体となって随時パトロールを行うものとする。

カ. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

城下町岩村地区は、岩村町の中心地でもあるので、活性化のためには地域資源である文化財の魅力をまちの付加価値として捉え、これを対外的に示しその活用を図ることが必要となる。そのために、地域のまちづくり団体と連携し地域内に点在する文化的資源（建物や遺構等）、城下町の町並み、路地を回遊するコースを設定し地域資源の情報を来訪者に発信することに努める。その他、各種機会を通じて地域住民やまちづくり団体等と協働し、地域にある文化財等の啓発や周知に努める。

また、地域住民やまちづくり団体等の活動の場及び地域の歴史や文化を紹介し、昔ながらのものづくりを体感できる施設をつくる必要性から「まちなか交流館」を整備した。今後は、重点区域の魅力づくりを企画している「城下町ホットいわむら」や偉人の教えを伝えている「いわむら一斎塾」と連携し市民対象の講演会やシンポジウム、体験的な

催し等を開催することにより、文化財に関心を持つ市民の人づくりを進める。

宿場町大井地区には、大井宿や中山道を訪れる方々への案内役として「中山道かたりべの会」があり、ひし屋資料館、明治天皇行在所などを拠点として活動している。この会と協働で「中山道かたりべ講座」等を通じて、語り部の後継者育成に努める。また、「大井町まちづくり協議会」などのまちづくり団体と連携し、明治天皇行在所を活用する「中山道大井塾」の支援をはじめ、大井宿に関心を持つ人づくりを進める。宿場町大井地区の文化財等の普及啓発活動や、後継者育成、地域・学校と連携した取組みを行なうために、ふるさと文化普及継承事業（平成24年度～）を引き続き行う。

キ. 埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

周知の埋蔵文化財包蔵地については、整備事業に際して貴重な遺構が発見された場合はその保護に努める。重点区域内での歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、発掘調査や文献調査を行い、貴重な遺構が発見された場合はこれを保護し埋蔵文化財の価値を損なわないように努める。また平成21年度から開始した岩村城跡全域調査により新たに判明した遺構については、埋蔵文化財包蔵地台帳への記載を進める。

ク. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

「城下町ホットいわむら」は、重点地区のまちづくりをテーマに活動を行っている。活動の内容は、町並みを活かした「城下町のひなまつり」、著名人を招いての「まちづくり講演会」、町の清掃や整備等多岐にわたっている。「いわむら一斎塾」では、岩村町出身である佐藤一斎の教えを学ぶ定例学習会の開催、郷土の先人や歴史に関する公開講座及びワークショップの開催、講師の派遣などを行い広く先人の教えを伝えている。



いわむら一斎塾による講演会の様子

中山道の沿線では、中山道の整備に合わせて地区ごとに「中山道保存会」が立ち上がり、沿線の草刈りや利便施設の維持管理などの活動を続けている。平成5年度からは「中山道かたりべ講座」を開講してガイドボランティアを育成し、平成7年度には「中山道かたりべの会」の発足に至っている。

また大井宿では、大井町のまちづくり団体である「大井町まちづくり協議会」が中心となり、明治天皇行在所を修理し、ここを拠点としてまちづくりを学ぶ「中山道大井塾」を立ち上げるなどの活動をしている。これらと協働して、歴史まちづくり推進事業（平成24年度～27年度）により地域住民が立案する提案事業を支援した。

今後、歴史まちづくりを推進するためには、これらの団体や地域住民と行政が連携・協働することが大切である。それぞれが連携し活動の効果が高まるよう相互の連絡調整を行っていくとともに、財政的な支援を検討する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する考え方

ア. 建造物の修理、復原又は管理に関する方針

建造物の修理にあたっては、法令及び本計画の指針に基づいた適正な手続きを行い、保存と活用の推進のための整備を行う。管理については地域住民と行政との協働の理念に基づいた管理を行い、広く一般に公開するとともに企画展の開催など活用を行う。

建造物をはじめとした歴史的建造物の良好な保存整備を進めるため、建造物の復原にあたっては、必要に応じて発掘調査や学識経験者の意見などを参考にしながら状況を把握し、恵那市の歴史的風致の維持及び向上に必要であると認められるものについては復原を検討する。また復原した施設については、案内板の設置を行うなどして、公開・活用に努めるものとする。

- ・ 明治天皇大井行在所整備事業

イ. 公園や交流施設の整備又は管理に関する方針

文化財等の周辺における歴史的風致の維持向上のため、公園や交流施設の整備にあたっては、伝統文化を担う人々の活動を活性化するためのオープンスペースと交流の場の提供を目的とし、地域住民と協働で整備計画を立案して整備にあたる。

利用にあたっては、住民が主体となって組織された管理団体に維持管理を委託するなどにより、住民主体の企画運営によってその活用が促進されるよう民公協働の理念に基づいた管理を行う。

- ・ ポケットパーク整備事業

ウ. 道路又は周遊ルートの整備又は管理に関する方針

歴史的町並み景観の保全及び良好な景観形成などの市街地環境の保全のため、道路の整備にあたっては、町並み景観の保全形式をその目的として景観形成に資するための美装化を推進する。また、歴史的資源を核とした文化財ネットワークの構築のため、バリアフリー化などによる周遊環境の整備により点在する文化財のネットワーク化を進める。管理にあたっては、歴史的風致の維持及び向上を図ることを主眼とした道路管理を行う。

- ・ 道路美装事業
- ・ 中山道保存整備事業

エ. 案内施設の整備又は管理に関する方針

歴史的資産を核とした文化財ネットワーク構築のため、案内施設の整備にあたっては、点在する文化財のネットワーク化を推進し回遊性を向上させること及び来訪者や伝統文化を受け継ぐ後継者へ文化財の保存と活用を普及啓発することを目的としてユニバーサルデザインの導入と文化財等に関する案内の充実を図る。また、管理にあたっては情報の適切な更新などの管理を行う。

- ・ 案内看板設置事業



図 事業位置図(城下町岩村地区)

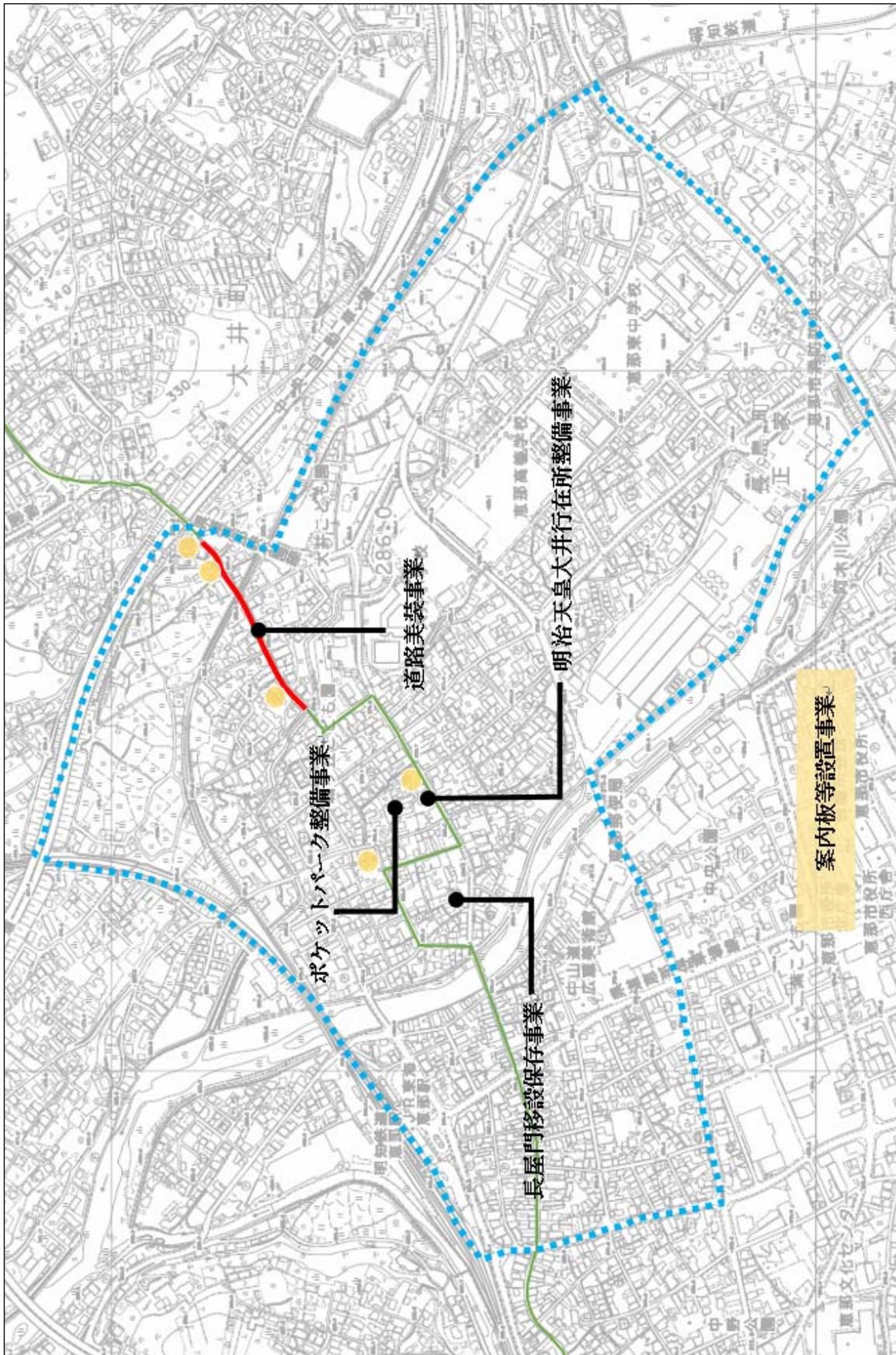
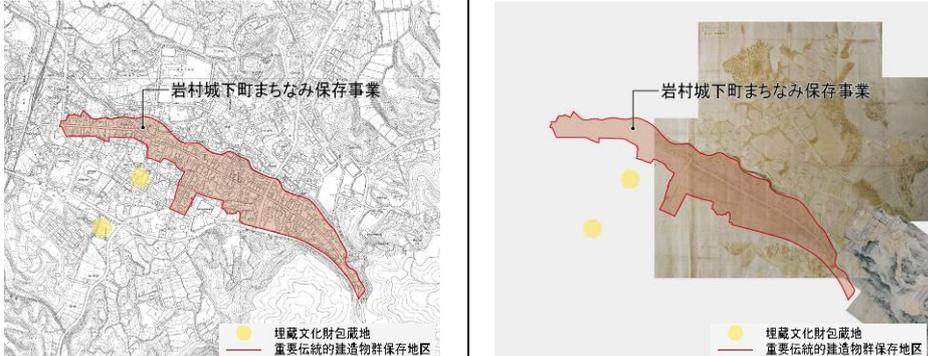


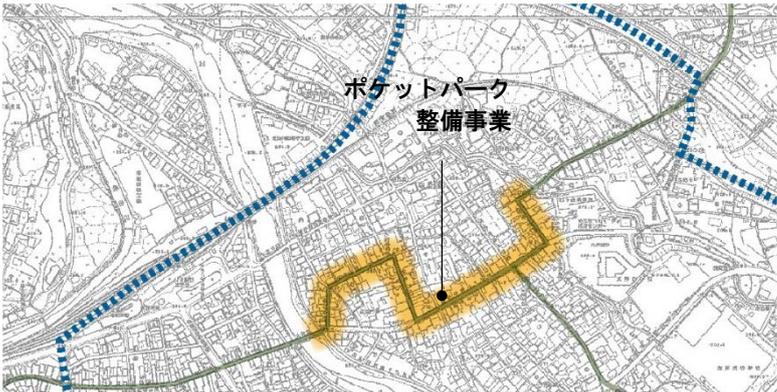
図 事業位置図(宿場町大井地区)

<p>事業名</p>	<p>① 岩村城石垣修理事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>標高717mの急峻な山の頂に築造された近世山城の代表・岩村城を支えてきた石垣である。これまで修理が行われてきたが、木根や流水等によって石が浮いたり、孕んだりしている箇所も見られ、一部、崩壊の危険性の高い箇所も見られる。</p> <p>本石垣は、本丸等が無くなった現在においても、城下町の形成と発展を牽引してきた岩村城の基礎として、地域の歴史を物語る大きな拠り所となっている。当事業により石垣の修理を行うことで、地域の歴史的風致の維持を図ることができる。</p>
<p>事業概要</p>	<p>発掘調査の後、崩壊の危険性の高い石垣の修理（対象面積：約300㎡） 石垣支障木の伐採</p>

<p>事業名</p>	<p>② 岩村城下町まちなみ保存事業</p>	
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>	
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>	
<p>支援事業名</p>	<p>国宝・重要文化財等保存整備費補助金 市単独事業</p>	
<p>事業位置</p>		
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物に対し、修理修景に助成を行うことにより、後継者不足や修理費用の負担、また火災等の災害による歴史的建造物の滅失・荒廃といった課題を解決し、歴史的建造物を保護することで、歴史的風致の維持向上を図る。</p>	
<p>事業概要</p>	<p>重要伝統的建造物群保存地区内の家屋の保存修理、防災事業等</p> 	

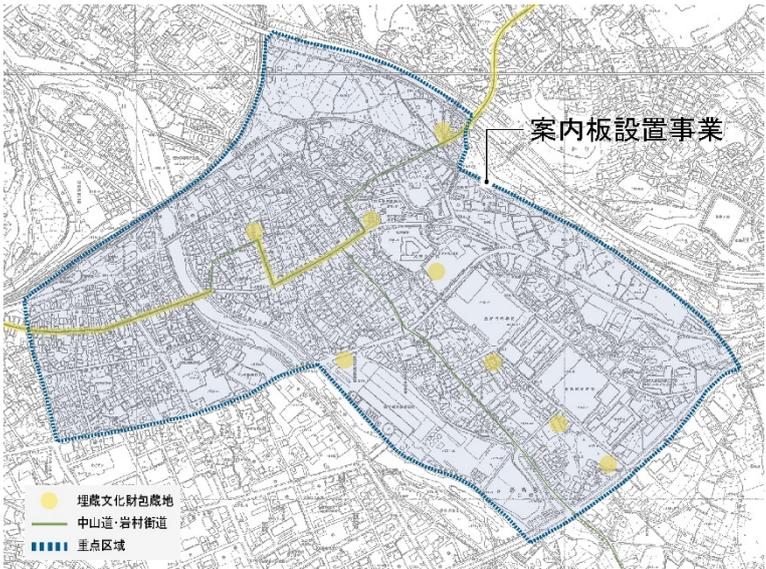
<p>事業名</p>	<p>③ 岩村城登城道整備事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>標高717mの城山の頂へ向かう登城道約600mは、地域の中心的存在となっている岩村城への導入路であるものの、周囲が樹林に覆われ薄暗く歴史的風致を損ねているほか、途中で休憩場所もないため、登城道の整備を行うことで、地域の誇りを育むとともに、岩村城跡を中心とした城下町一帯の歴史的風致を景観的に改善することができる。</p>
<p>事業概要</p>	<p>・岩村城への登城道及び付近の修景整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">  <div style="text-align: right;"> <p>左上：登城道</p> <p>左下：休憩所</p> <p>右上：案内標識</p> </div> </div>

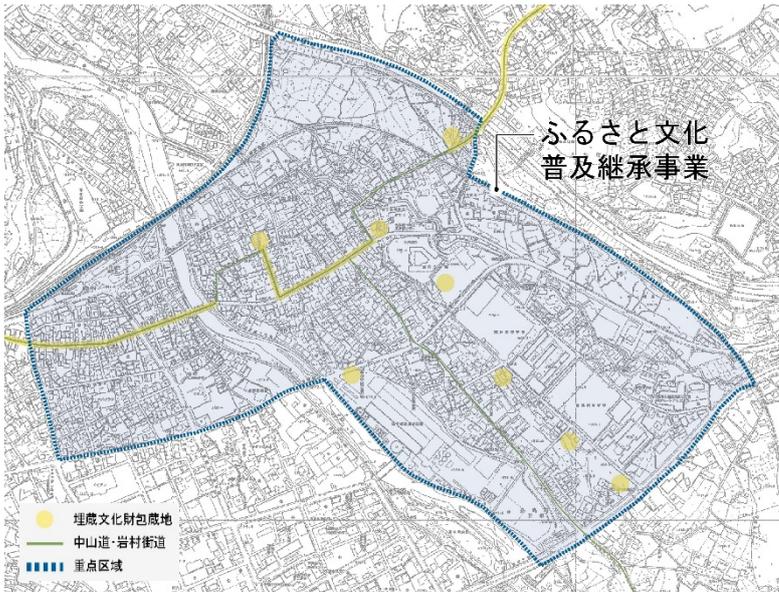
<p>事業名</p>	<p>④ 祭礼復興事業（武並宮御祭礼規定に基づく祭礼）</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>毎年10月第1週の土曜日から日曜日にかけて行なわれる「岩村町秋祭行事」は、岩村城を築いた加藤景廉の子である景朝のご神体を神輿に乗せ、時代衣装を身にまとった総人員約300人が長さ300mに及ぶ行列を整え武並神社を出発し、岩村町本通り（重要伝統的建造物群保存地区）約1.7kmを練り歩き、景廉が祀られている八幡神社に運ぶ。神輿は景廉のもと、親子対面を果たして一夜を過ごし、翌日、神輿は再び行列によって武並神社に帰る。行列の役割・内容などは、嘉永5年の「武並宮御祭礼規定」にある次第から変化しておらず、行列中の御神馬に使用する飾馬具類は、天保の頃のものを使用されていることから傷みが目立っている。祭りに使う衣装類の計画的な整備を行うなど、地域で長年受け継がれている伝統行事を支援することで、歴史的風致の維持向上と地域住民の景観形成や歴史文化に対する意識の向上を図る。</p>
<p>事業概要</p>	<p>・岩村町秋祭行事の祭礼衣装等の整備</p> <p style="text-align: center;">岩村町秋祭行事</p>

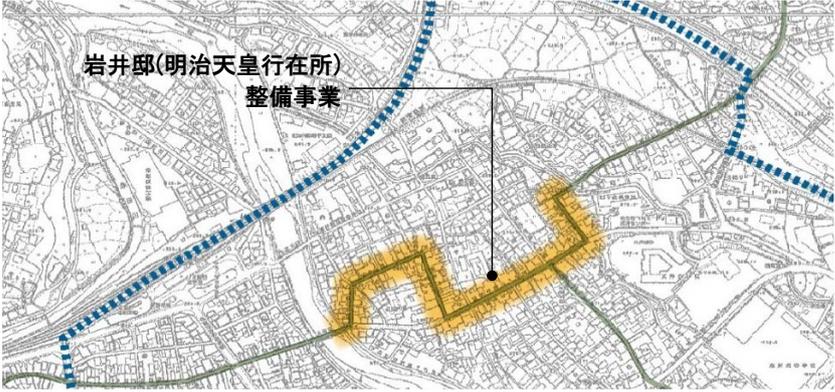
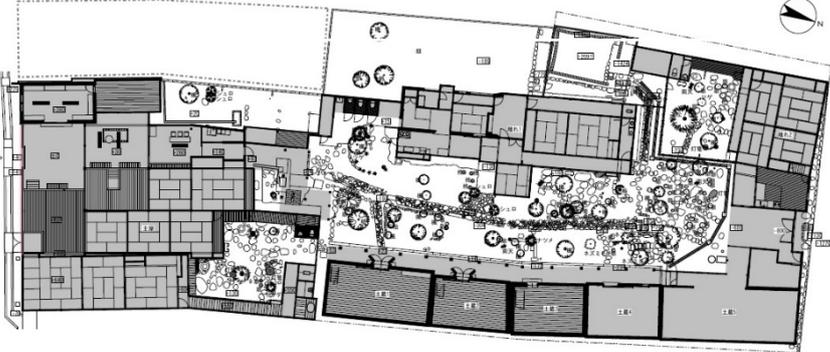
<p>事業名</p>	<p>⑤ ポケットパーク整備事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度～令和4年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>令和3年度～令和4年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>明治天皇大井行在所の敷地内に隣接する老朽した建物を除去し、その跡地をポケットパークとして整備する。このことにより、良好な景観を形成するとともに、ベンチ、遊具、案内板等を設置することにより、来訪者や地域住民の利便性の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p>
<p>事業概要</p>	<p>明治天皇大井行在所の敷地内に隣接する老朽した建物を除去し、その跡地を来訪者や住民にわかりやすい総合案内板と利便性を向上させるためベンチや遊具を設置したポケットパークを整備する。また町並みの景観に配慮した植栽などについて検討を行う。</p>  <p>(参考)城下町岩村地区内に整備されたポケットパーク</p>

<p>事業名</p>	<p>⑥ 道路美装事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和6年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>令和6年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>宿場町大井地区内の中山道は、ロード舗装により道路修景が行われ、視認性が図られた。当該区間は、道路美装が行われず、経年劣化に伴い大変傷みが進んでいるため、案内看板の設置と併せて道路美装を行う。このことにより、歴史的な町並みの景観の向上を図り、歴史的風致の維持向上を図る。</p>
<p>事業概要</p>	<p>当該地区は、道路美装が施工されず中山道がどこであるのか非常にわかりにくい状況である。また道路の老朽化も進んでいる状況進んでいる状況である。</p> <p>中山道を明確にするとともに、来訪者や住民が安全に散策できるようにするため、道路美装化を行う。</p>  <p>(参考)道路美装の様子</p>

<p>事業名</p>	<p>⑦ 中山道保存修景整備事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>中山道は、江戸時代の五街道の一つであり、大湫（瑞浪市）以東、藤村・竹折村・久須見村四ツ谷・中野村を経て、美濃十六宿の一つ大井宿に至り、ここより茄子川・千旦林を通り中津川宿を抜ける。この行程中、中野・大井あたりは平坦地で、通行する幕府や諸藩の諸荷物や参勤交代行列、一般の人馬の宿泊・休憩所として賑わった。現在も中山道は来訪者が多く訪れ非常に親しまれている街道であるとともに、七日市や渡御行列が行われる重要な場所でもある。この中山道を良好に保存し環境整備をすることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
<p>事業概要</p>	<p>中山道沿線の草刈り、利便施設の維持管理等に対する助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>中山道沿線にある利便施設</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

<p>事業名</p>	<p>⑧ 案内板設置事業(宿場町大井地区)</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和5年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>令和5年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>文化財や歴史的建造物等を紹介し、物語性を加えて誘導案内することで、点在する文化財等を有機的に繋げ、来訪者の回遊性を高めて、地区の歴史的風致の情報発信を効果的に行うなど、歴史的風致を生かしたまちづくりを進めることが可能となる。</p> <p>またこうした取組みを行うことで、地域住民の歴史文化に対する意識の高揚を図り、歴史的風致の維持向上を図る。</p>
<p>事業概要</p>	<p>設置時期等により、様々なデザインとなっている案内看板について、歴史的な町並みへの景観に配慮し、統一的なデザインで新設・改修する。</p> <p>設置にあたっては、来訪者や市民の回遊性を向上させるために、設置位置についても配慮する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">現在の案内看板</p>

<p>事業名</p>	<p>⑨ ふるさと文化普及継承事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度～令和11年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>宿場町大井地区を中心として、文化財等の文化遺産について、広く市民、来訪者に啓発することにより、歴史文化に対する意識の向上を図る。</p> <p>また、祭礼行事や歴史文化に関する伝承や後継者を育成することにより後世に渡って良好な歴史的風致を維持することができる。</p>
<p>事業概要</p>	<p>文化財等の保存・活用に関わっている団体やまちづくり協議会等の地域組織と連携をとりながら、文化財等の普及啓発活動を行う。</p> <p>また、地域住民や学校などに働きかけイベントや講習会の実施、歴史遺産の調査を行うことで歴史文化に関心をもってもらくとともに、後継者の育成に努める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="429 1630 839 1957">  <p>小学生による中山道の案内</p> </div> <div data-bbox="863 1630 1323 1935">  <p>歴史的建造物を生かしたイベント</p> </div> </div>

<p>事業名</p>	<p>⑩ 明治天皇大井行在所整備事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和元年度～令和2年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>令和元年度～令和2年度 空き家総合整備事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>本住宅は、明治天皇巡幸の当時の座敷、風呂場、便所がそのままの姿で保存されていると同時に、宿場町の町家の姿をよく残している。しかしながら増改築により当時の面影が失われつつあるため、本事業により修復・改修することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>現在一般公開を行っているが、今後はそれに加え住民の活動の場として幅広く活用を行うことで地域住民の歴史文化に対する意識の高揚を図る。</p>
<p>事業概要</p>	<p>敷地面積 1752 ㎡ 床面積 1312 ㎡ 木造 2階建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主屋の修復、改修 ・ 耐震補強 ・ 土蔵の取り壊し ・ 離れの2棟の取り壊し  

<p>事業名</p>	<p>① 長屋門移設保存事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>恵那市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和2年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>令和2年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等</p>	<p>市指定文化財である長屋門を、さらに多くの人に見てもらうため、明治天皇行在所横に移設保存を行う。長屋門は、説によると岩村城から移築されたとも言われ、門の金具や寸法などは、寺社か城の門と同等の評価もされている。</p>
<p>事業概要</p>	

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市では、これまで歴史的な趣のある建造物については、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に基づく指定または登録による保存及び活用を行ってきた。

今後においても本市では、本市の歴史的風致の維持及び向上を一層積極的に図っていくために、重点区域内において、指定等の文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物以外の建造物で歴史上価値が高いと認められるものを「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定し、その保全を図るものとする。

また、景観法に基づく景観計画及び景観条例において、景観重要建造物及び景観重要公共施設に位置付けられたもののうち、歴史上価値が高いと認められるものなど、歴史的風致を形成しているものについて「歴史的風致形成建造物」に指定する。

さらに、重点区域内において、現在は諸般の事情で滅失した歴史上価値の高い建造物等で、これを復元かつ公開することが、区域内の歴史的風致の維持及び向上のために必要であると考えられるものなど、特に市長が認めるものについても「歴史的風致形成建造物」に指定する。

歴史的風致形成建造物は、建物等そのものを単に保存するだけでなく、その地域で営まれている人々の生活が一体となってより価値の高いものとなるため、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、その周辺で行われている行事等についても維持及び向上するよう努めていくことに注意を図りながら、以下に示す方針に基づいて指定を行うものとする。

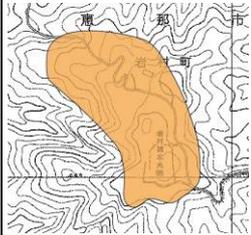
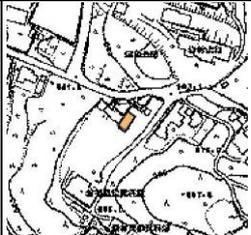
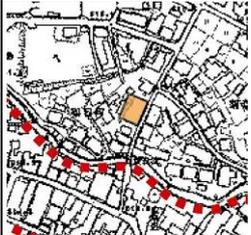
【歴史的風致形成建造物の指定方針】

1. 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
2. 県又は市の文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
3. 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設のうち、歴史的風致を形成しているもの
4. その他、現に指定等がされていない歴史的建造物、過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物等、恵那市の歴史的風致を形成するうえで必要かつ重要なものとして市長が認めるもの

歴史の風致形成建造物指定及び候補一覧

【城下町岩村地区】

図中 ■■■■ は、伝建地区線

名称	写真	所在地	位置図
1. 岩村城跡		岩村町城山 3-3 他 9 筆	
2. 知新館正門		岩村町坂下 115	
3. 鉄砲鍛冶加納家		岩村町 851-1	
4. 乗政寺山大名墓地		岩村町殿町	
5. 石室千体仏		岩村町一色	
6. 天王山経塚		岩村町一色	

名称	写真	所在地	位置図
7. 借楽山経塚		岩村町菅沼 1664-1	
8. 武並神社		岩村町 2287-1	
9. 八幡神社		岩村町	

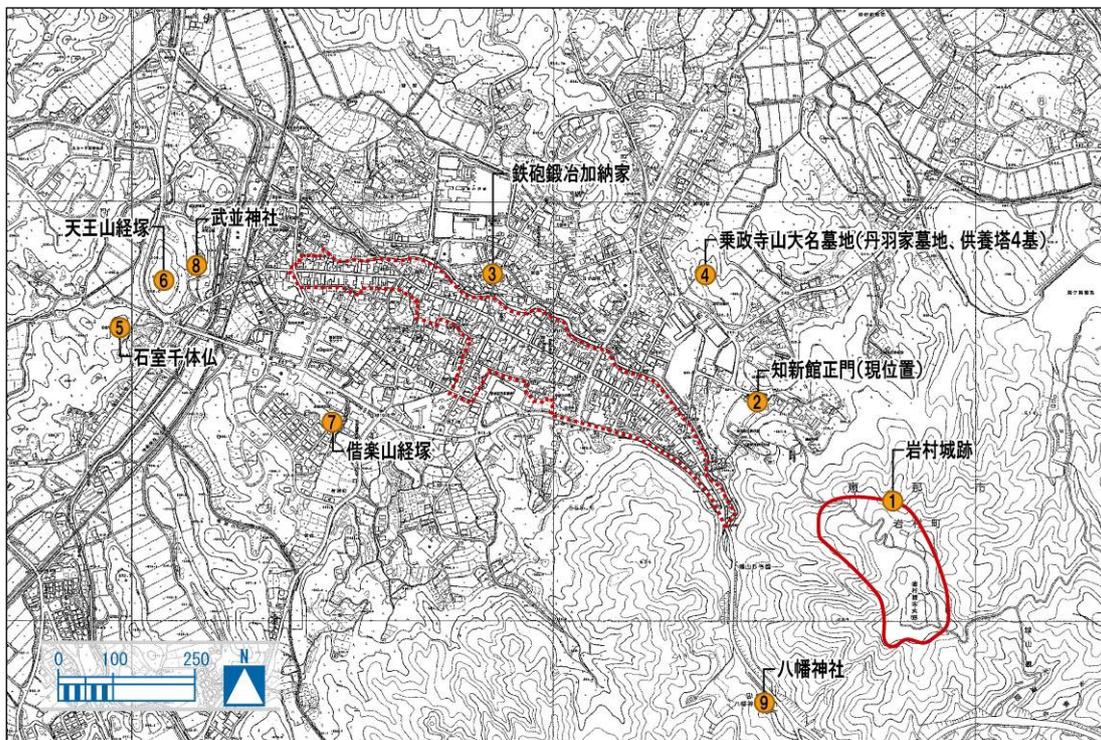
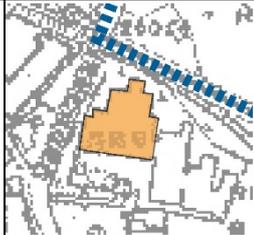
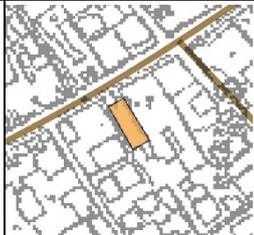
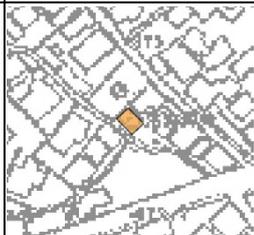
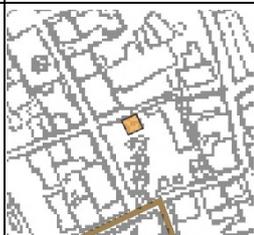


図 歴史的風致形成建造物(指定及び候補)の位置(城下町岩村地区)

【宿場町大井地区】

名称	写真	所在地	位置図
10. 大井宿本陣跡		大井町横町 50-1	
11. 長国寺		大井町 1246	
12. 古山家住宅		大井町 60-1	
13. 御所の前五輪塔		大井町道昌田 738-3	
14. 阿弥陀堂		大井町御所の前	
15. 市神神社		大井町茶屋町	
16. 古屋家		大井町 101	

名称	写真	所在地	位置図
17. 市川旅館		大井町 96-1	
18. 横山家		大井町 94	
19. 岩井家		大井町 80	
20. 長屋門		大井町 101	

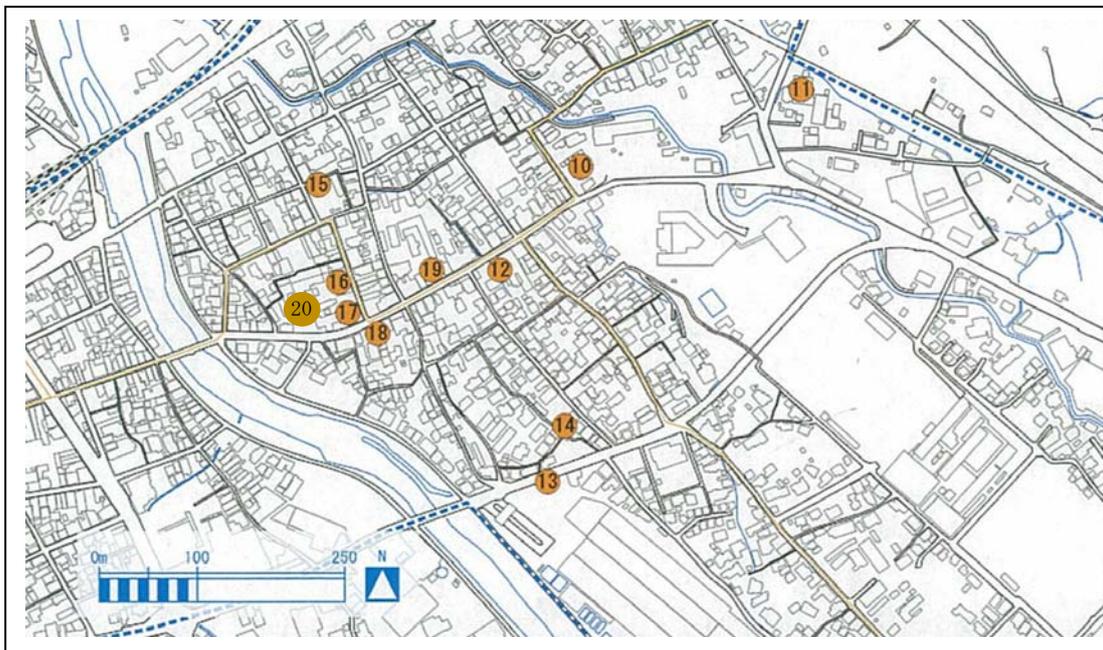


図 歴史的風致形成建造物(指定及び候補)の位置(宿場町大井地区)

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市では、これまで歴史的な趣のある建造物については、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に基づく指定または登録による保存及び活用を行ってきた。

今後においても本市では、本市の歴史的風致の維持及び向上を一層積極的に図っていくために、重点区域内において、指定等の文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物以外の建造物で歴史上価値が高いと認められるものを「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定し、その保全を図るものとする。

また、景観法に基づく景観計画及び景観条例において、景観重要建造物及び景観重要公共施設に位置付けられたもののうち、歴史上価値が高いと認められるものなど、歴史的風致を形成しているものについて「歴史的風致形成建造物」に指定する。

さらに、重点区域内において、現在は諸般の事情で滅失した歴史上価値の高い建造物等で、これを復元かつ公開することが、区域内の歴史的風致の維持及び向上のために必要であると考えられるものなど、特に市長が認めるものについても「歴史的風致形成建造物」に指定する。

歴史的風致形成建造物は、建物等そのものを単に保存するだけでなく、その地域で営まれている人々の生活が一体となってより価値の高いものとなるため、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、その周辺で行われている行事等についても維持及び向上するよう努めていくことに注意を図りながら、以下に示す方針に基づいて指定を行うものとする。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

1. 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
2. 県又は市の文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
3. 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設のうち、歴史的風致を形成しているもの
4. その他、現に指定等がされていない歴史的建造物、過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物等、恵那市の歴史的風致を形成するうえで必要かつ重要なものとして市長が認めるもの

歴史の風致形成建造物指定及び候補一覧

【城下町岩村地区】

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
1	岩村城跡		岩村町城山 3-3 他9筆	恵那市	伝文治元年(1185)	岩村城
2	知新館正門		岩村町坂下 115	恵那市	元禄15年(1702)	岩村城
3	鉄砲鍛冶加納家		岩村町851-1	恵那市	江戸末期	重要伝統的建造物保存地区
4	乗政寺山大名墓地		岩村町殿町	民間	慶長6年(1601)	岩村城
5	石室千体仏		岩村町一色	民間	寛永9年(1632)	岩村城
6	天王山経塚		岩村町一色	民間	寛永3年(1626)	岩村城

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
7	偕楽山経塚		岩村町菅沼 1664-1	恵那市	天保年間	岩村城
8	武並神社		岩村町 2287-1	民間	寛永8年 (1631)	岩村城 重要伝統的建造物保存地区
9	八幡神社		岩村町	民間	永正5年 (1508)	岩村城 重要伝統的建造物群保存地区

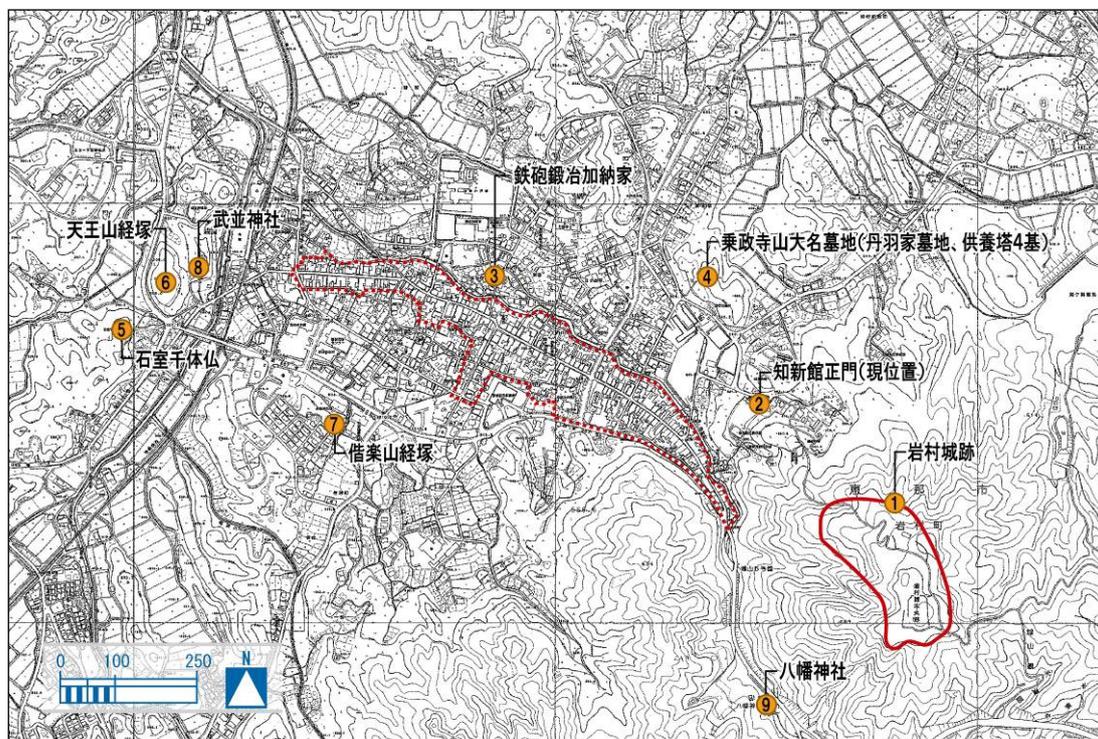


図 歴史的風致形成建造物(指定及び候補)の位置(城下町岩村地区)

【宿場町大井地区】

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
10	大井宿本陣跡		大井町横町 50-1	民間	江戸	中山道 大井宿
11	長国寺		大井町 1246	民間	元禄年間	中山道 大井宿
12	古山家住宅		大井町 60-1	恵那市	明治初年	中山道 大井宿
13	御所の前五輪塔		大井町道昌 田 738-3	民間	室町	中山道 大井宿
14	阿弥陀堂		大井町御所の 前	民間	天明5年 (1785)	大井宿
15	市神神社		大井町茶屋 町	民間	貞享5年 (1688)	中山道 大井宿
16	古屋家		大井町 101	民間	昭和 38 年(1963) 以前	中山道 大井宿
17	市川旅館		大井町 96-1	民間	昭和 38 年(1963) 以前	中山道 大井宿
18	横山家		大井町 94	民間	昭和 38 年(1963) 以前	中山道 大井宿

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
19	明治天皇大井行在所		大井町 80	恵那市	江戸末期	中山道 大井宿
20	長屋門		大井町 101	民間	江戸	中山道 大井宿

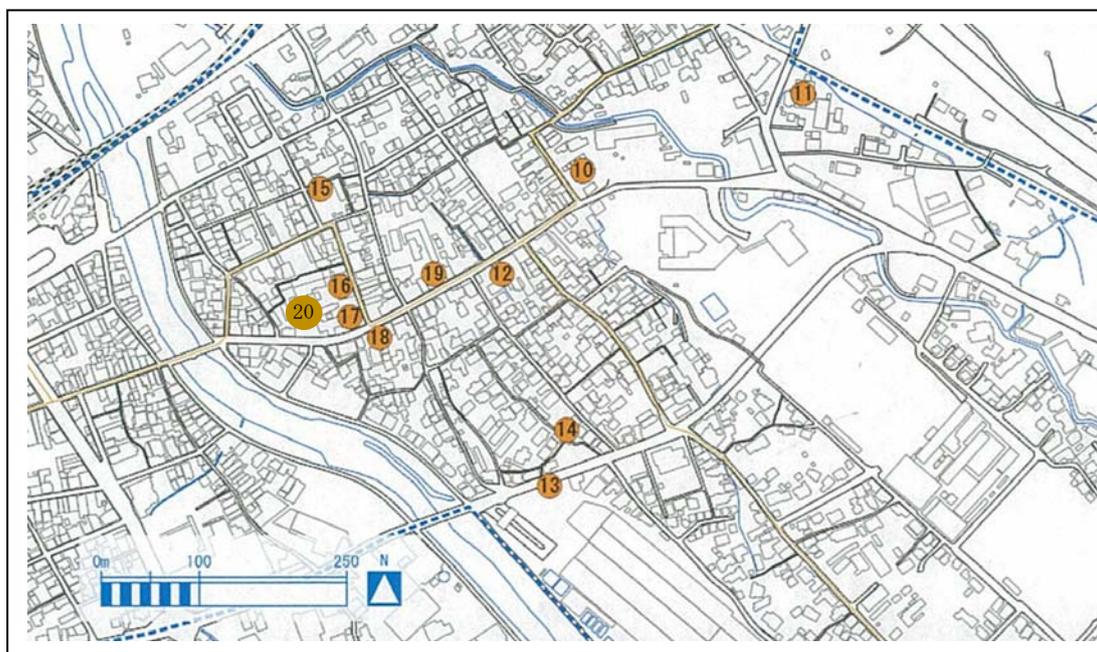


図 歴史的風致形成建造物(指定及び候補)の位置(宿場町大井地区)

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

「歴史まちづくり法」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対して増築、改築、移転または除却をしようとする際には事前の届出を義務付け、また増改築等の届出を受けた市町村長は、当該増改築等が歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものである場合は、設計の変更やその他必要な措置を講ずるよう勧告できる旨が規定されている。

このため、ここでは、歴史的風致形成建造物が歴史的風致を形成するものであることに鑑み、当該建造物の増改築等に際して、歴史的風致の維持及び向上の観点から許容される行為等を管理の指針として整理する。

なお、歴史的風致形成建造物は、「5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針」に示したとおり、登録有形文化財、県及び市指定文化財等が該当することから、これらの建造物の管理等に関しては、もとより位置付けられている各法令に沿うことを基本とする。

■登録有形文化財(建造物)

文化財保護法に基づく登録有形文化財や景観法に基づく景観重要建造物は、建造物の歴史的価値とともに外部の形態意匠に着目して指定された物件であることから、外観を大きく改変しなければ内部を改装して他用途に利用することが可能である。

このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理においては、外観のみを対象とした保存修理を基本とする。

ただし、内部については、居住者等の快適な生活環境の維持や一般公開に伴う場合、または当該建造物が立地する地域における歴史的風致の形成の観点から用途変更を行う場合などは、改装を認めるものとする。また、増築等に関しては、通常、道路等の公共空間から望見できる範囲への行為は可能な限り控えるようにする。

■県・市指定文化財(建造物)

県及び市の文化財保護条例に基づくそれぞれの指定文化財は、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本としている。

このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理においては、建造物の外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。

また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わない。なお、公開・活用などのために必要な防災上の措置などについて、その建造物の価値の保存に支障を来たさない範囲で実施する。

■景観法に基づく景観重要建造物と景観重要公共施設(歴史的風致を形成しているもの)

景観法に基づく景観重要建造物は、建造物の外観の形態意匠に着目して指定された物件であることから、外観を大きく改変しなければ内部を改装して他用途に利用することが可能である。

このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理においては、外観を対象に現状の維持または調査に基づく修理を基本とする。なお、公開・活用等のために必要な防災上の措置等を実施する。

■歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われる建造物

復原建造物等、歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについても、指定後においては、景観法に基づく景観重要建造物としての指定等と重複させるよう努めるものとする。

特に復原建造物については、復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意するとともに、その維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

なお、「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の(1)～(4)の場合とする。

- (1)文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について、同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2)岐阜県文化財保護条例第3条第1項に基づく県重要文化財(建造物)について、同条例第5条の3に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第6条第6項に基づく修理の届出を行った場合
- (3)恵那市文化財保護条例第3条第1項に基づく市指定文化財(建造物)について、同条例第10条第1項第6号に基づく現状変更等の届出を行った場合
- (4)恵那市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第2項第2号に基づく伝統的建造物(重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く。)について、同条例第7条に基づく現状変更行為の許可申請を行った場合